



# 蒲郡市 こども総合計画



## 蒲郡市 こども総合計画



### 蒲郡市こども総合計画

発行年月: 令和7年3月  
発行: 蒲郡市  
編集: 蒲郡市こども健康部子育て支援課  
住所: 〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
TEL: 0533-66-1230  
FAX: 0533-66-1187

令和8年3月 改訂  
令和7年3月  
蒲郡市

## 「こどもファースト」の 実現を目指して



全国的に少子化が進行する中、地域とのつながりの希薄化や核家族化などに加え、貧困や虐待、不登校、ヤングケアラーなど、こどもや子育てを取り巻く問題は深刻化、複雑化してきており、こどもと子育て世帯を地域社会全体で支えていくことが求められています。

蒲郡市では、「みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡」を基本理念に掲げ、平成27年3月に「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2年3月に「第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、豊かな自然と共生し、地域で安心して子育てをすることができるまちづくりを目指したこども・子育て支援施策を推進してまいりました。

この間、令和3年7月から妊娠、出産及び子育て期における負担軽減を目的とした「家事支援事業」の実施、令和4年4月から3歳児から5歳児の園児の「給食主食費無償化」の実施、令和5年4月から妊産婦等の移動に伴う心身の負担軽減を目的とした「タクシー利用助成事業」の実施、令和6年4月に児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を実施する「こども家庭センター」の開設に加え、多様化する保育ニーズを的確に把握し、保育の充実や質の向上を図るなど、安心して産み育てられる環境づくりとこどもが健やかに成長できる環境づくりに向けた施策に取り組んでまいりました。

これまでの取組をさらに進めるとともに、少子化やこども・若者・子育て世帯を取り巻く環境の変化等に対応し、ライフステージに応じた切れ目ない支援を総合的に展開していくため、こども基本法に基づく「こども計画」をはじめ、こども・若者に関する計画を一体化し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする新たな計画となる「蒲郡市こども総合計画」を策定しました。

本計画の目指す姿である「みんなで育てよう こどもの笑顔 かがやくまち 蒲郡」に向けて、家庭や地域、関係機関等と連携し、こども・若者・子育て支援施策をより一層推進するとともに、こどもと子育て世帯を地域社会全体で支え、全てのこども・若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちづくり「こどもファースト」の実現に向けて取り組んでまいります。

市民の皆様、関係機関・団体の皆様におかれましては、本計画の推進に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力をいただきました「蒲郡市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート・ヒアリング調査、パブリックコメントにおいて貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様、関係機関・団体の皆様に深く感謝申し上げます。

令和7年3月

蒲郡市長 鈴木 寿明

## 【目次】

<b>第1章</b>	計画の趣旨	1
1	計画策定の背景	2
2	国の動向	3
3	計画の対象と期間	4
4	計画の位置づけ	5
5	計画の策定体制	7
<b>第2章</b>	こども・若者・子育て世帯を取り巻く状況	9
1	蒲郡市の状況	10
2	子育て世帯アンケート調査	17
3	関係団体ヒアリング調査	35
4	蒲郡若者議会ヒアリング調査	38
5	こども・若者アンケート調査	39
6	こども・若者・子育て世帯を取り巻く課題	51
<b>第3章</b>	計画の基本的な考え方	53
1	基本理念	54
2	横断的目標	55
3	基本目標	55
4	施策体系	56
<b>第4章</b>	施策の展開	57
	【第4章 施策の展開】蒲郡市こども総合計画に含まれる計画の施策一覧	58
1	重点施策 《数値目標》	59
2	具体的な取組	63
I	すべてのこども・若者と家族を地域全体で支援します	63
II	こどもを安心して産み育てる環境を推進します	69
III	こども・子育て世帯へ切れ目ない支援を行います	72
IV	こども・若者に関わる施設の整備・充実に取り組みます	80
V	それぞれの家庭状況に応じた支援をします	84
VI	こども・若者の意見を尊重し、自分らしく過ごせるように支援します	93

※「こども」等の表記について

本計画では「子ども」や「子供」の表記について、こども基本法の基本理念を踏まえ、可能な限り「こども」と表記しています。

ただし、国の法令や市の条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称等については、公表されている名称を使用しています。このため、本計画では「子ども」と「子供」の字が混在する表現になっています。



# 第1章

## 計画の趣旨

### 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策 … 97

- 1 子ども・子育て支援事業計画について …… 98
- 2 教育・保育提供区域の設定と量の見込みの算出 …… 98
- 3 乳幼児・児童数の推計 …… 103
- 4 第2期計画の点検・評価 …… 103
- 5 教育・保育の量の見込みと確保方策 …… 104
- 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 …… 108
- 7 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保 …… 122
- 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 …… 123

### 第6章 計画の推進 …… 125

- 1 計画の推進体制 …… 126
- 2 成果指標（アウトカム指標）の設定 …… 127
- 3 計画の点検及び評価 …… 128

### 資料編 …… 130

- 1 策定経過 …… 131
- 2 蒲郡市子ども・子育て会議委員名簿 …… 132
- 3 蒲郡市子ども・子育て会議設置要綱 …… 133

#### 表紙絵・挿絵

#### 「蒲郡市こども総合計画表紙デザインコンテスト」受賞作品

##### 【表紙絵】 最優秀作品

蒲郡中学校2年 鈴木 志歩さん

##### 【挿絵】 優秀作品

(P8) 高校3年 山本 琉郁さん

(P96) 蒲郡東部小学校4年 大場 結菜さん

(P124) 豊川特別支援学校中学部1年 柴田 桃佳さん

(P129) 塩津小学校3年 手嶋 在さん

# 1 計画策定の背景

我が国では、これまで、子どもに関する様々な施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、加えて、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は大きく変化しており、今後、さらに深刻さを増すことが懸念されています。

このような状況の中、国においては、子どもの最善の利益を考え、子どもに関する取り組みや政策を強化するために、令和5年4月に内閣府の外局として「子ども家庭庁」が設置されるとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「子ども基本法」が施行されました。

同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「子ども大綱」が閣議決定され、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる『子どもまんなか社会』の実現を目指すことが示されました。

蒲郡市（以下「本市」という。）においては「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『みんなで育てよう 子どもの笑顔 かがやくまち 蒲郡』の基本理念のもと、豊かな自然と共生し、地域で安心して子育てをすることができるまちづくりを目指した子ども・子育て支援施策を推進してきました。

この度「第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終期を迎えることから、引き続き、子ども・若者・子育て世帯を切れ目なく支援する施策を展開するため「子ども基本法」に基づき、国の「子ども大綱」と愛知県の「愛知県子ども計画はぐみんプラン2029」を勘案して策定する「子ども計画」に「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」及び「子ども・若者計画」等を一体化した新たな計画となる「子ども総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

計画策定にあたっては、国や愛知県の動向、これまでの本市の教育・保育・福祉に関する施策の実施状況、令和5年度に実施した「蒲郡市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」及び令和6年度に実施した「子ども・若者アンケート調査」の結果における子ども・若者・子育て世帯からの意見等を踏まえて策定します。また、本計画の点検・評価を実施し、変化する社会経済情勢等に対応しつつ、総合的かつ計画的に子ども・若者・子育て世帯への支援施策を推進していきます。

# 2 国の動向

子ども・若者・子育て世帯を取り巻く状況は変化しています。国では、このような状況に対応した法律や制度の整備、新たなプランの策定・実行を進めています。

## ■子ども・若者・子育てに関する法律・制度等

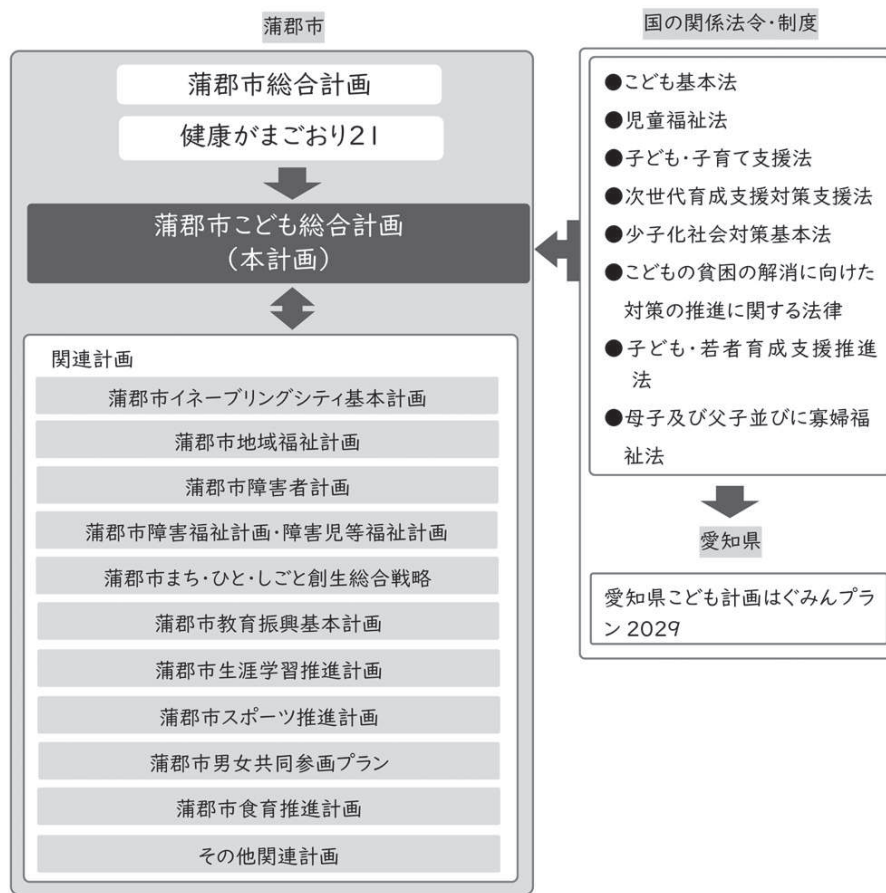
平成	法律・制度等	内容
24年	子ども・子育て関連3法	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
25年	待機児童解消加速化プラン	・平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保（⇒平成27年に50万人分に拡大）
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	・子どもの貧困対策計画の策定が明記 ⇒H26.8.29 子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
26年	次世代育成支援対策推進法改正	・令和7年3月末までの時限立法に延長
27年	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに6.9万人の保育士を確保（⇒平成27年に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
28年	子供・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇を新たに2%相当改善 ・平成30年度以降も保育人材の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
29年	子育て安心プラン	・令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
	学習指導要領改訂	・平成30年度から幼稚園、令和2年度から小学校で完全実施 ・キーワードは「主体的・対話的な深い学び」 ・地域資源を活用した預かり保育の推進を明記
30年	第3期教育振興基本計画	・2030年以降の社会変化を見据えた教育施策の在り方の提示及び今後5年間の指標を設定
	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	新・放課後子ども総合プラン	・令和5年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子供教室の促進
31年 (令和元年)	幼児教育・保育の無償化	・保育園や幼稚園、認定こども園等の利用について、3～5歳児及び住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に実施
	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	・子どもの貧困対策計画の策定が努力義務化

## 4 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」と一体的に策定しています。

また、本計画は「蒲郡市総合計画」及び「健康がまごおり21」を上位計画として、その他関連計画との整合を図り策定しています。

### ■計画の位置づけ



令和	法律・制度等	内容
2年	少子化社会対策大綱(第4次)	・出生率の数値目標として「希望出生率1.8」を掲げ、令和7年までの少子化対策の方向性や具体的な施策を提示
	新子育て安心プラン	・保育の受け皿を整備し、地域の特性に応じた支援、魅力向上を通じた保育士の確保、地域のあらゆる子育て資源の活用を推進
3年	子供・若者育成支援推進大綱(第3次)	・子ども・若者育成支援推進法に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等を提示
4年	こども家庭庁設置法	・こども家庭庁を内閣府の外局として設置する根拠法を整備
	こども基本法	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法
	児童福祉法等の一部を改正する法律	・児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正
5年	こども家庭庁の発足	・「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの権利保護、子育て支援、子どもの教育支援、子どもの貧困対策等に取り組むことを目的として設立
	こども大綱	・6つの基本的方針とこども施策に関する重要事項、施策推進の必要事項等を一元的に定め、こども・若者・子育て当事者の意見の取り入れやこども・若者の権利保障の取り組みを提示
6年	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律	・ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じる ・子ども・若者育成支援推進法を改正し、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記 ・「ヤングケアラー支援体制強化事業」等において、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組を推進
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和17年3月末までの時限立法に延長

## 3 計画の対象と期間

本計画の対象は、こども(0歳~概ね18歳まで)と子育て世帯(妊娠・出産期を含む。)及び若者(概ね13歳から概ね30歳未満、取組によっては40歳未満)を主たる対象とします。なお、取組内容に応じて、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などのすべての個人及び団体も対象とします。

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画期間中において、社会経済情勢や市の状況の変化、こども・若者・子育て世帯のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

### ■計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画					こども総合計画(本計画)				

## 【持続可能な開発目標 (SDGs) との関連について】

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals, SDGs)とは、平成27年9月の国連サミットで、令和12年までの持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として採択されたものです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、17のゴールと169のターゲットから構成されています。SDGsの達成には、国、自治体、民間企業、市民等の様々な取組が必要です。

本市では、令和2年2月に「蒲郡市SDGs推進方針」を定め、目標に寄与する取組を着実に進めるために、市政の推進においてSDGsの要素を組み込むこととしています。

本計画においては、次の9つの目標の達成を目指し、子ども・若者・子育て支援施策を推進します。



## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 5 計画の策定体制

### 1 蒲郡市子ども・子育て会議

本計画が本市の現状を反映し、今後の子ども・子育て支援施策の方向性を正しく示した内容となるように、学識経験者や子ども政策分野の各関係者等から構成される「蒲郡市子ども・子育て会議」を設置し、本計画について検討を重ねてまいりました。

### 2 子育て世帯アンケート調査

市内在住の就学前児童の保護者2,000人、小学生児童の保護者2,000人を対象に「蒲郡市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

アンケート調査において、子育て世帯の生活実態、保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況・利用意向及び今後の要望等を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

### 3 関係団体ヒアリング調査

市内で子どもや保護者と関わっている子育て関係団体・機関、子ども食堂運営団体及び保育園・幼稚園・認定こども園等を対象に「蒲郡市子ども・子育て支援に関する関係団体ヒアリング調査」を実施しました。

ヒアリング調査において、活動や支援・サービス提供を通じた関係者の視点から、子ども・子育てに関する意見及び子ども・子育ての実態等を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

### 4 蒲郡若者議会ヒアリング調査

本市では、市内に在住・在勤・在学する若者が意見を出し合い、まちをよりよくする政策を立案する「蒲郡若者議会」が令和3年度から開催されています。

第4期「蒲郡若者議会」の若者議員を対象に「蒲郡市の暮らしに関するアンケート調査」及び「蒲郡市のこどもの居場所に関するヒアリング調査」を実施しました。

アンケート調査及びヒアリング調査において、若者の声や意見を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

### 5 子ども・若者アンケート調査

市内在学の小学5年生を対象に「こどもの暮らしに関するアンケート調査」を実施し、市内在学の中学2年生及び高校2年生を対象に「第五次蒲郡市総合計画」の進捗管理に係る「まちづくりに関するアンケート調査」を実施しました。

アンケート調査において、子ども・若者の声や意見を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

### 6 パブリックコメント

本市のホームページ、児童館及び公民館等において、本計画(案)を市民に公表し、寄せられた意見を本計画へ反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

# 第2章



こども・若者・子育て世帯を  
取り巻く状況



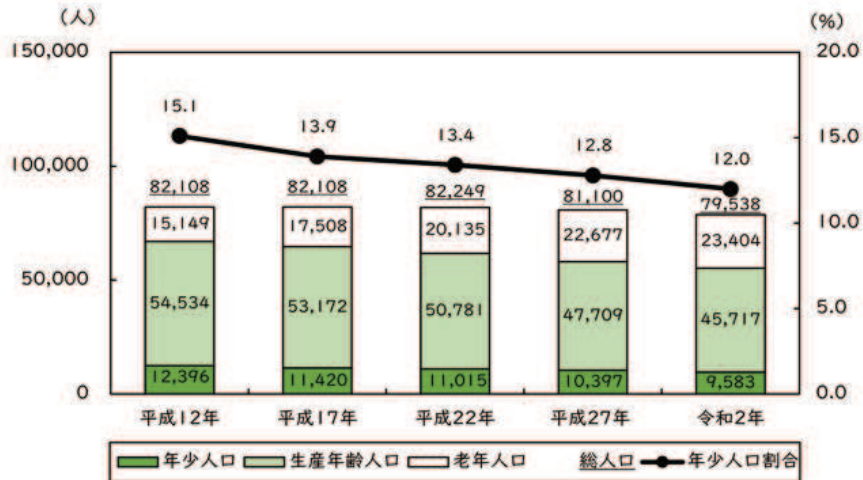
# 1 蒲郡市の状況

## (1)人口の状況

### ア 年齢3区分別人口と年少人口割合の推移

本市の人口の状況は、減少傾向にあり、令和2年には79,538人となっています。年齢3区分別の人口は、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)は減少していますが、老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進行しています。それに伴い、年少人口の割合も減少傾向にあり、令和2年には12.0%となっています。

#### ■ 年齢3区分別人口と年少人口割合の推移



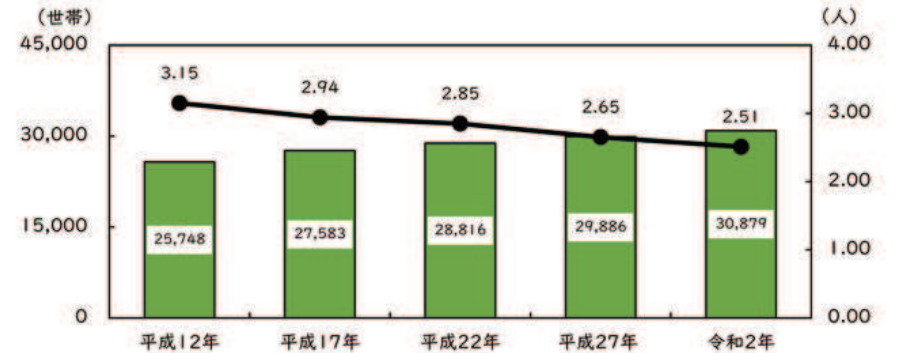
※年齢不詳者が含まれるため、年齢3区分別人口の合計は総人口と一致しません。

資料:国勢調査

## イ 世帯の状況

本市の世帯の状況は、一般世帯数が増加傾向にある一方、総人口が減少していることから、一般世帯の1世帯当たり人員数は減少しています。

#### ■ 世帯数(施設等の世帯を除く)と1世帯当たり人員数の推移

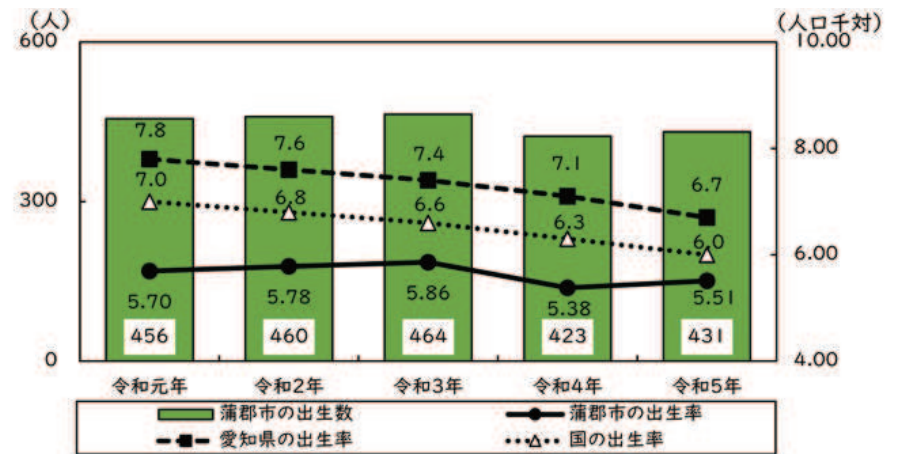


資料:国勢調査

## (2)出生の状況

本市の出生数の状況は、令和3年から令和4年にかけて減少したものの、令和4年から令和5年にかけてはわずかに上昇し、出生率<sup>1</sup>も増加しています。なお、本市の出生率は、愛知県や国の出生率を下回っています。

#### ■ 出生数と出生率の推移



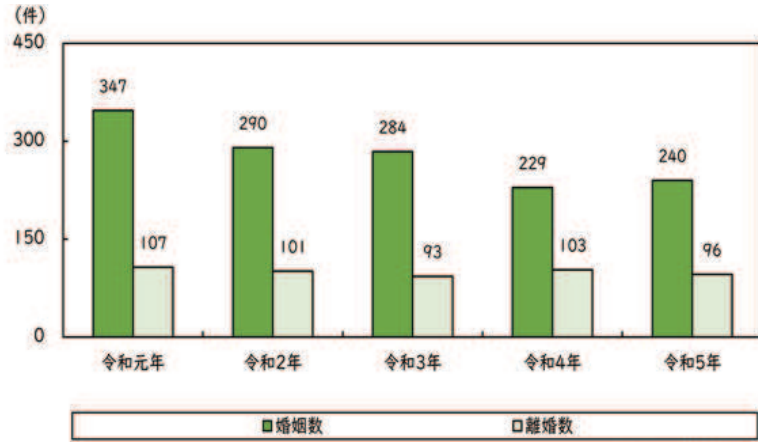
資料:人口動態統計

<sup>1</sup> 出生率:年間出生数を本市の人口総数(各年10月1日時点)で除して算出した人口千人あたりの1年間の出生数の割合(普通出生率)。

### (3) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻・離婚の状況は、令和4年から令和5年にかけてやや増加したものの、令和元年からおおむね減少傾向となっており、令和5年の婚姻数は240件となっています。また、離婚数の推移は、おおむね横ばいとなっており、令和5年の離婚数は96件となっています。

#### ■ 婚姻数・離婚数の推移

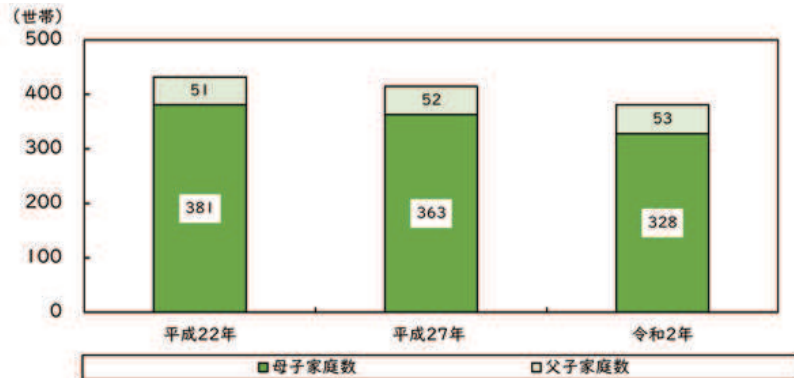


資料:人口動態統計

### (4) ひとり親家庭の状況

本市のひとり親家庭の状況は、令和2年の母子世帯数が328世帯と減少傾向になっており、父子世帯数が53世帯とほぼ横ばいとなっています。

#### ■ 母子家庭数・父子家庭数の推移



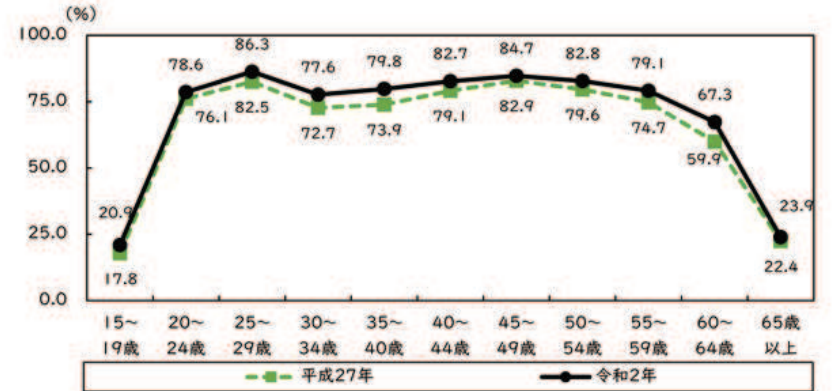
資料:国勢調査

### (5) 女性の就労の状況

本市の女性の就労状況は、結婚や出産を機に仕事を辞めて、子育てが落ち着いた頃に再就職または復職しており、年齢階級別労働力率<sup>2</sup>は、いわゆる「M字カーブ」となっています。

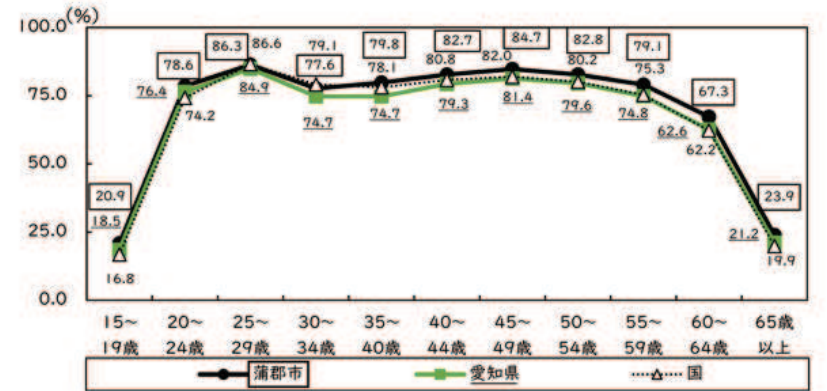
また、国や愛知県との比較において、本市の女性の労働力率は高い傾向になっています。

#### ■ 女性の年齢階級別労働力率の年次比較



資料:国勢調査

#### ■ 女性の年齢階級別労働力率の蒲郡市・愛知県・国比較 (令和2年)



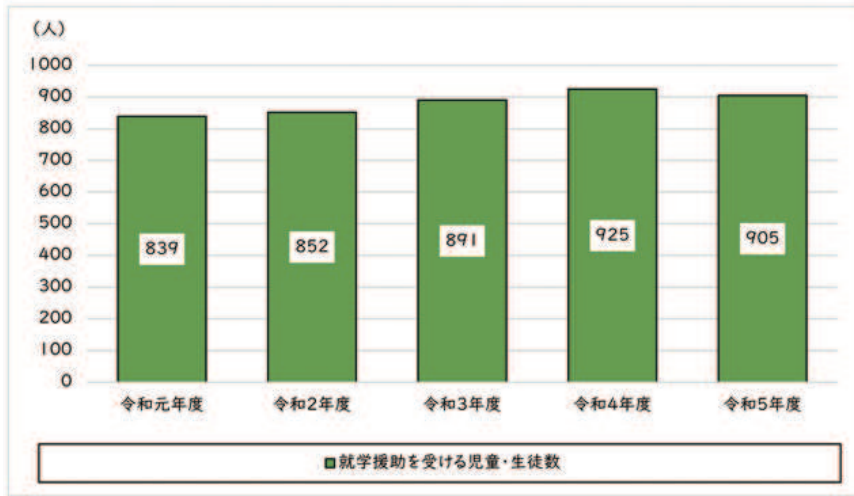
資料:国勢調査

<sup>2</sup> 労働力率(労働力人口):労働力人口は、労働に適する15歳以上の人口のうち、労働力調査期間である毎月末の一週間に、収入を伴う仕事に多少でも従事した「就業者」(休業者を含む)と求職中であった「完全失業者」の合計を指す。労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。

## (6) 就学援助の状況

本市の就学援助の状況は、就学支援を受ける児童生徒の数<sup>3</sup>が過去5年間で800人強から900人強の水準で推移し、令和4年度から令和5年度は僅かに減少したものの、5年前と比較すると増加しています。依然として経済的支援が必要な子どもが一定数います。

### ■ 就学援助を受ける児童・生徒の人数の推移

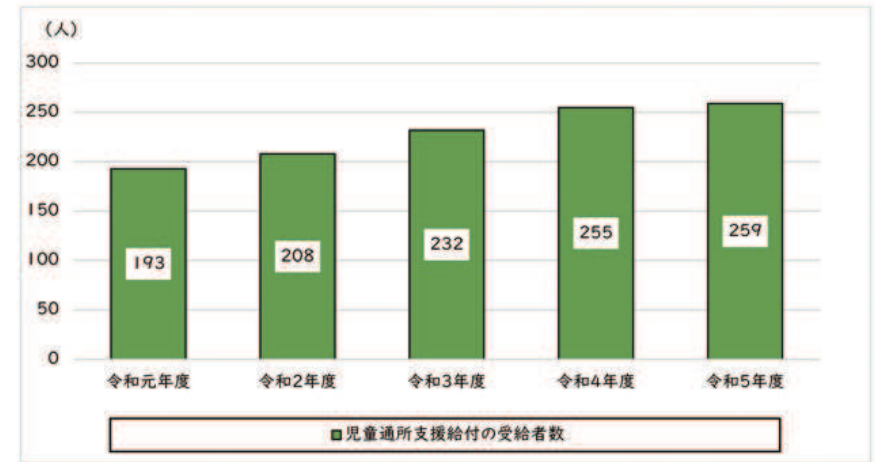


資料：蒲郡市

## (7) 発達支援の必要な児童の状況

市内の発達支援の必要な児童（児童通所支援給付<sup>4</sup>を受給している児童）の状況は、令和元年度は193人でしたが、令和5年度には259人に増加しており、令和元年度との比較では、34.1%も増加しています。

### ■ 児童通所支援給付の受給者数の推移



資料：蒲郡市

<sup>3</sup> 就学支援を受ける児童生徒の数：一定の基準を満たした貧困世帯の児童生徒に対して学用品費等相当額の補助金を支給する要保護児童生徒援助事業及び準要保護児童生徒援助事業で補助金を受給する児童生徒の数（就学予定者を含む）

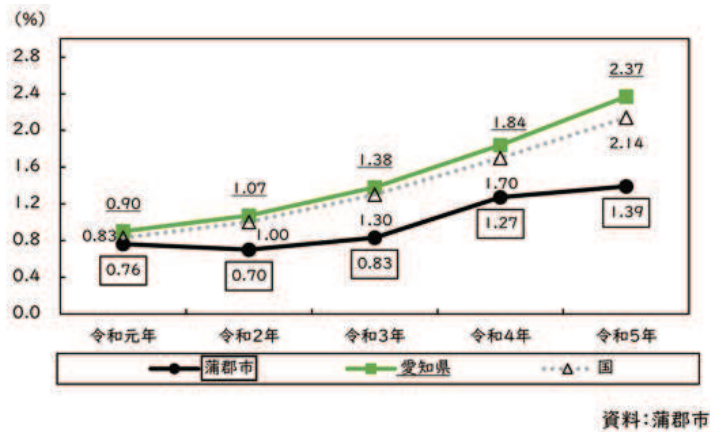
<sup>4</sup> 児童通所支援給付：心身に障がいまたは発達支援の必要な児童を対象に、通所または訪問により療育等の支援を行う児童福祉法に基づく制度。サービス利用に要した費用の一部を「児童通所支援給付費」として給付。

## (8)不登校の状況

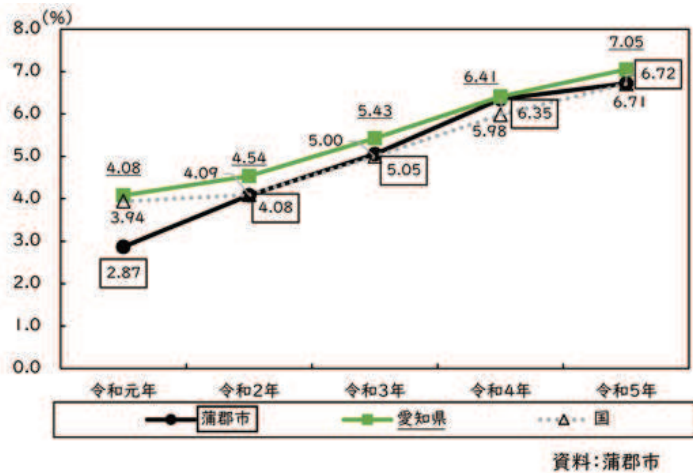
本市の不登校の状況は、国や愛知県の傾向と同様に不登校の児童・生徒の割合が増加傾向にあります。

小学生では、令和元年から令和5年の5年間で0.76%から1.39%に増加し、中学生では、同期間で2.87%から6.72%に増加しています。

### ■小学生の不登校の状況



### ■中学生の不登校の状況



## 2 子育て世帯アンケート調査

### (1)アンケート調査の概要

市内在住の就学前児童の保護者2,000人、小学生児童の保護者2,000人を対象に「蒲郡市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

アンケート調査において、子育て世帯の生活実態、保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況・利用意向及び今後の要望等を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

#### ■アンケート調査の概要

	内容
調査地域	蒲郡市全域
調査対象	市内在住の就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者
抽出方法	住民基本台帳より就学前児童の保護者2,000人及び小学生児童の保護者2,000人の合計4,000人を無作為抽出
調査期間	令和5年12月8日～12月29日
調査方法	郵送による配布・回収及びWEB回答

#### ■アンケート調査の回収結果

調査対象	就学前児童の保護者	小学生児童の保護者
調査対象者数	2,000	2,000
有効回答数	852	930
有効回収率	42.6%	46.5%
※前回調査時有効回収率 (平成30年実施)	40.8%	39.3%
設問数	41	39

## (2) アンケート調査の結果

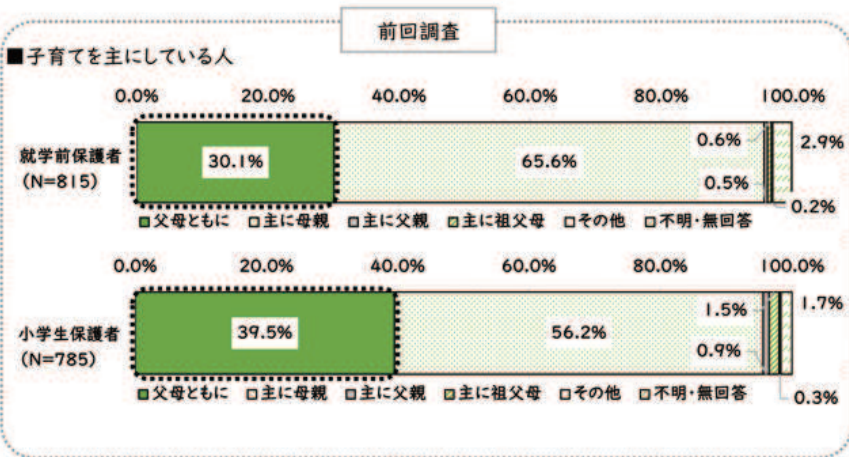
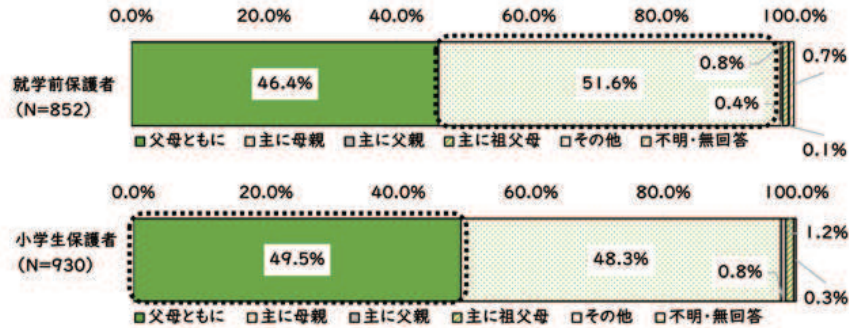
### ア お子さんご家族の状況について

#### (ア) 子育てを主にしている人

- 子育てを主にしている人は、就学前は「主に母親」、小学生は「父母ともに」が約5割前後となっています。
- 前回調査と比較して「父母ともに」の割合が多くなっています。

父親の子育て参画が進み「父母ともに」子育てをしている家庭が増えています。  
母親だけでなく、父親に対する支援も必要となります。

#### ■ 子育てを主にしている人(就学前保護者/小学生保護者) (N=アンケートの母集団 以下同様)



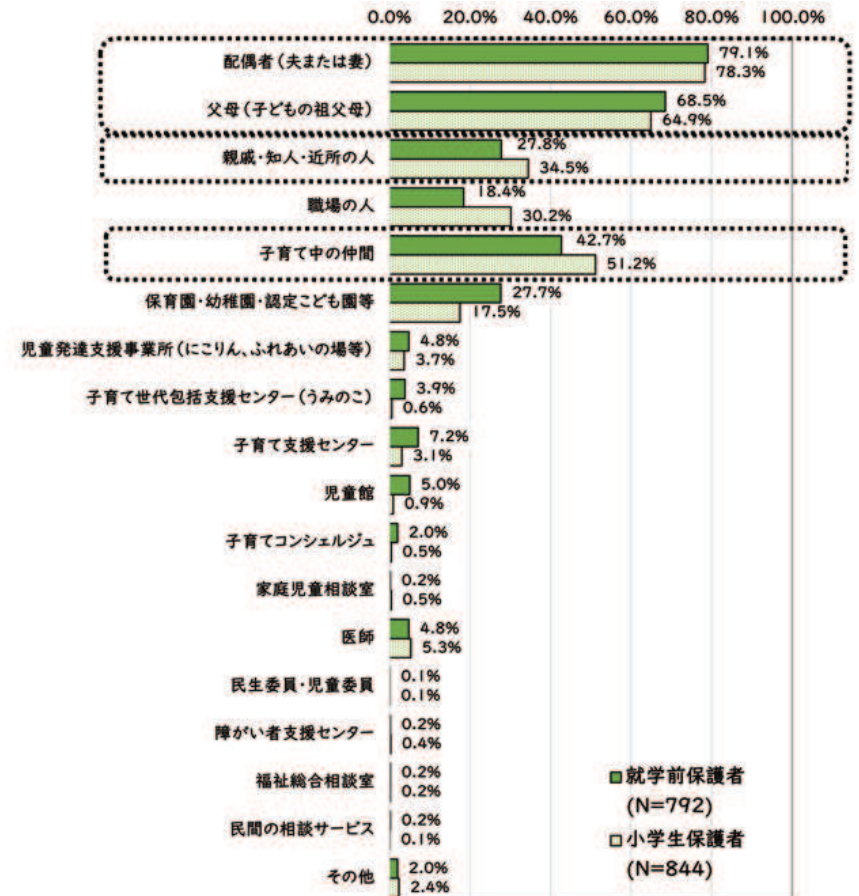
## イ お子さんの育ちを取り巻く環境について

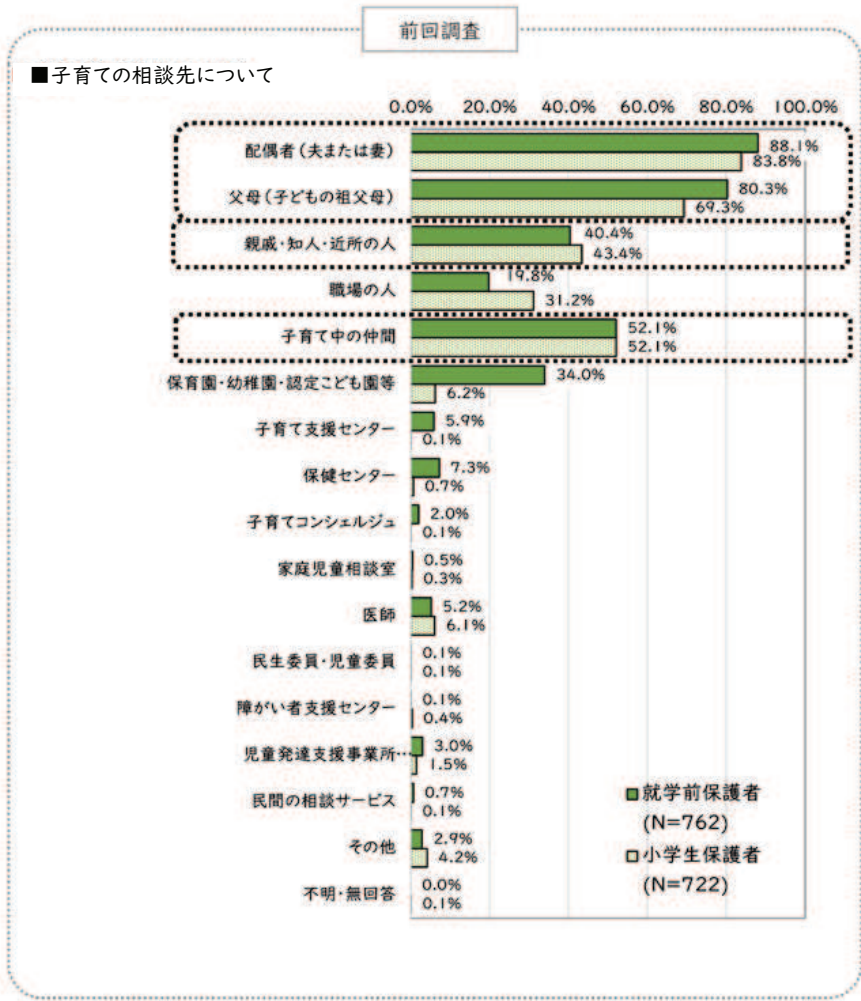
### (ア) 子育ての相談先について

- 子育ての相談先は、就学前、小学生ともに「配偶者(夫または妻)」「父母(子どもの祖父母)」が5割以上となっています。
- 前回調査と比較して、多くの項目が低くなっており「親戚・知人・近所の人」の項目が特に低くなっています。

子育て中の親子が気軽に集まれる場・機会の充実を図る必要があります。  
専門機関の相談窓口における周知を強化する必要があります。

#### ■ 子育ての相談先について(就学前保護者/小学生保護者)





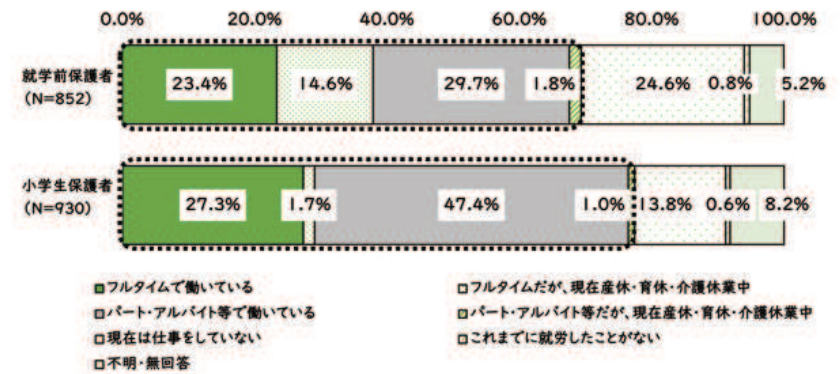
ウ 保護者の就労状況について

(ア) 母親の就労状況について

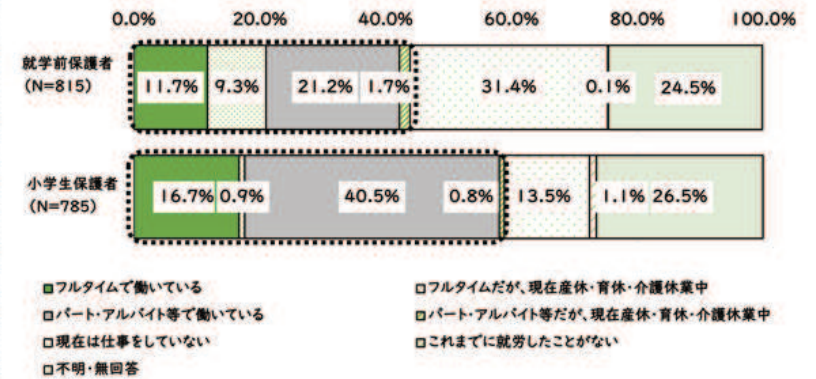
- 就学前及び小学生の子どもを持つ母親はともに60%以上となっており、前回調査と比較して、フルタイム又はパート・アルバイトで働いている割合が増えています。
- 就学前及び小学生の子どもを持つ母親の就労状況は「フルタイムで働いている」が前回調査と比較して10%以上増加しています。

子育てをしながら働く母親に対する子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

■母親の就労状況について(就学前保護者/小学生保護者)



■母親の就労状況について

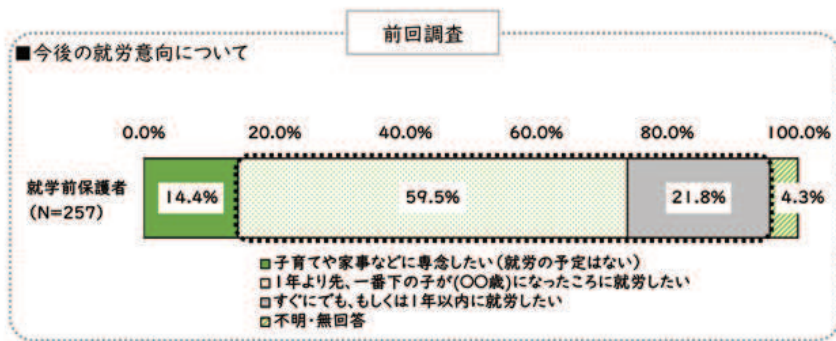
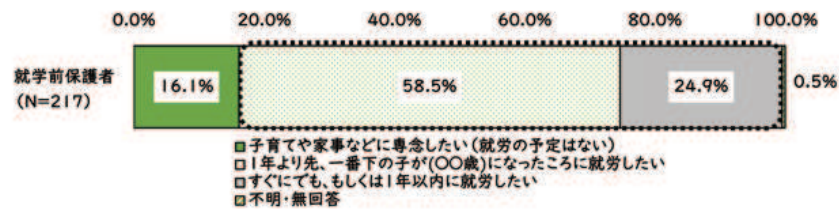


(イ) 今後の就労意向について

●現在は「就労していない」「これまでに就労したことがない」就学前の子どもをもつ母親の今後の就労意向は「就労したい(「1年より先、一番下の子が(〇〇歳)になったところに就労したい」と「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」の合算)」が83.4%となっており、前回調査から引き続き、就労意向の割合が高くなっています。  
また、1年以内は家庭での子育てを行う割合が74.6%あります。

高い就労意向を勘案し、仕事と育児の両立ができるように子育て支援策を強化する必要があります。

■今後の就労意向について(就学前保護者)



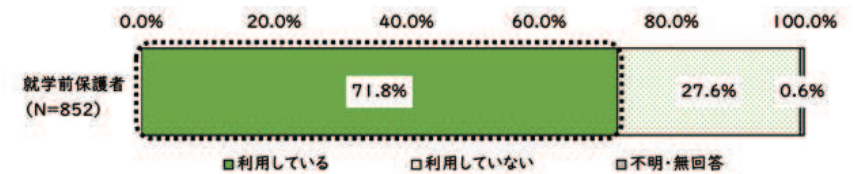
エ 平日の保育園や幼稚園などの利用状況について

(ア) 定期的な教育・保育事業の利用を開始したい子どもの年齢について

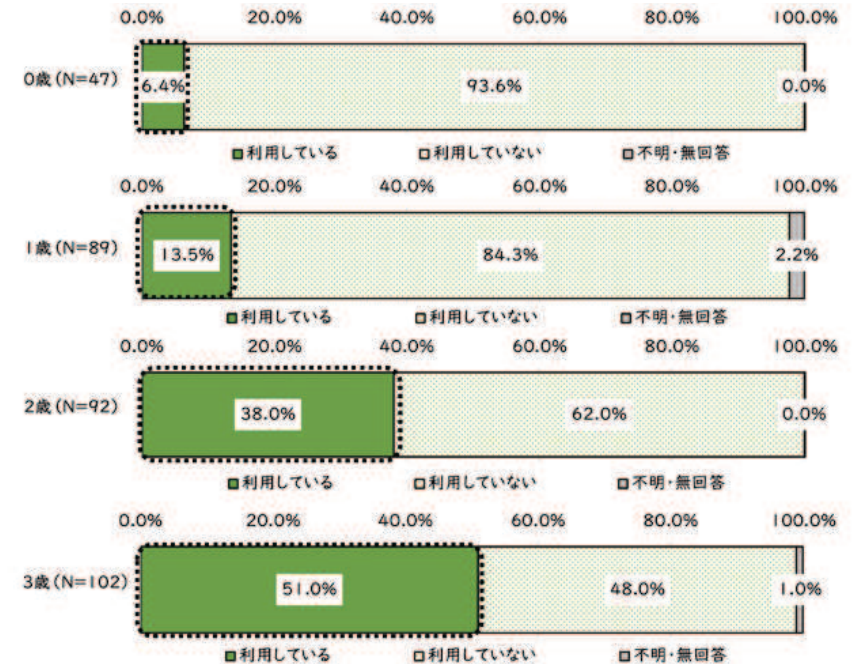
●現在の幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、全体の約7割の方が利用しており、年齢があがるほど利用している割合が高くなっています。  
●利用していない方で、定期的な教育・保育事業の利用を開始したい子どもの年齢は「3歳」が多く「1歳、2歳」のニーズは前回より高まっています。

定期的な教育・保育事業における1歳、2歳の受け入れ体制の確保を図る必要があります。

■現在の幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況(就学前保護者)



■現在の幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」の利用状況(就学前保護者/年齢別)



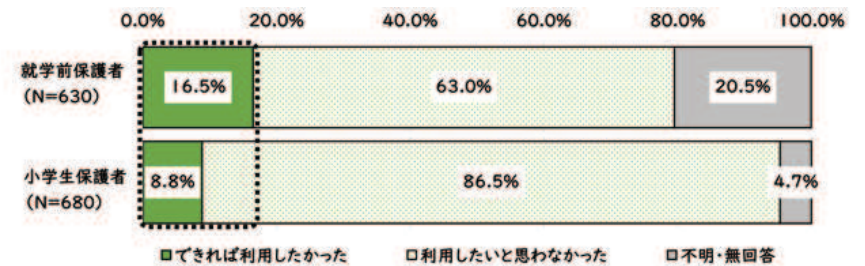
オ 病児・病後児保育について

(ア) 病児・病後児保育の利用希望について

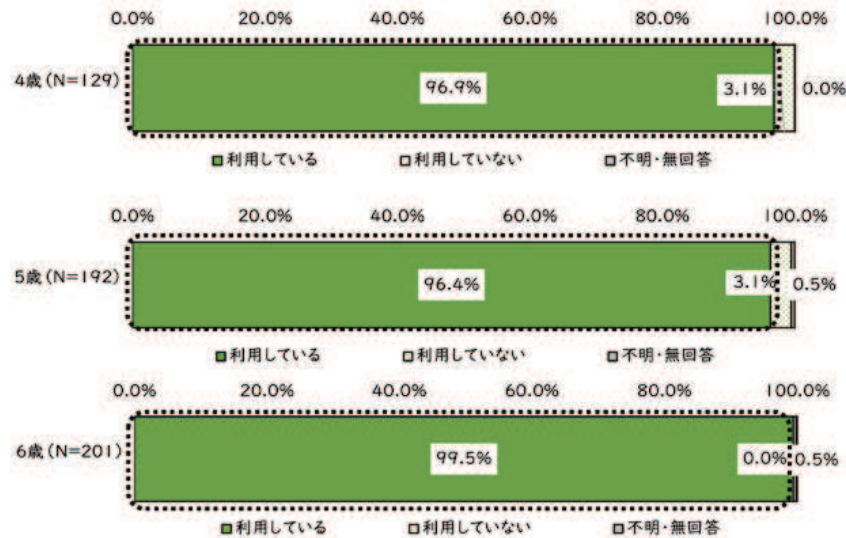
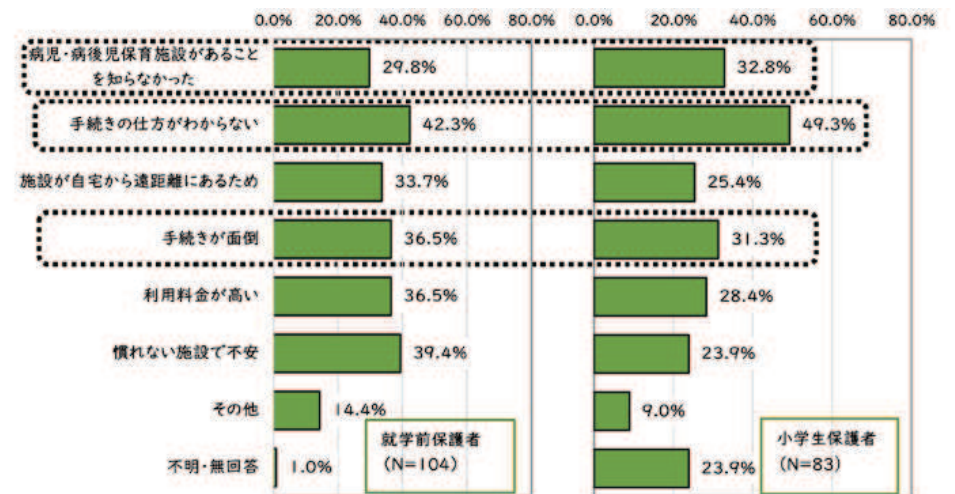
● 病児・病後児保育を利用せずに、お子さんを看護した保護者が利用したいかどうかは「利用したいと思わなかった」が最も多くなっています。

病児・病後児保育を「利用したいと思わなかった」割合が高くなっている原因を分析し、事業内容・施設の存在・利用方法の周知と利便性の向上を図る必要があります。

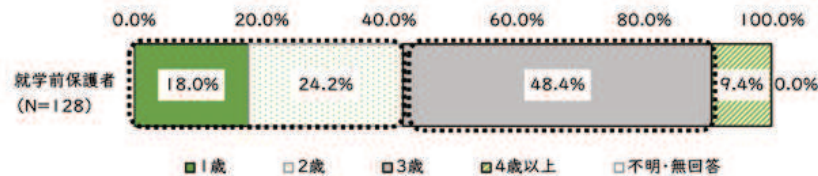
■ 病児・病後児保育を利用したいかどうかについて（就学前保護者/小学生保護者）



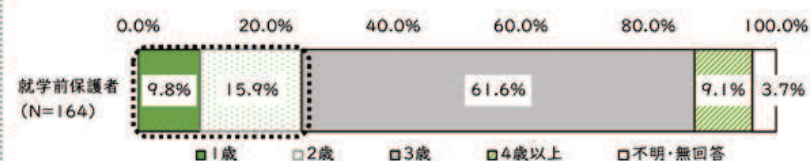
■ 病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由について（就学前保護者/小学生保護者）



■ 定期的な教育・保育事業の利用を開始したいこどもの年齢について（就学前保護者）



■ 定期的な教育・保育事業の利用を開始したいこどもの年齢について



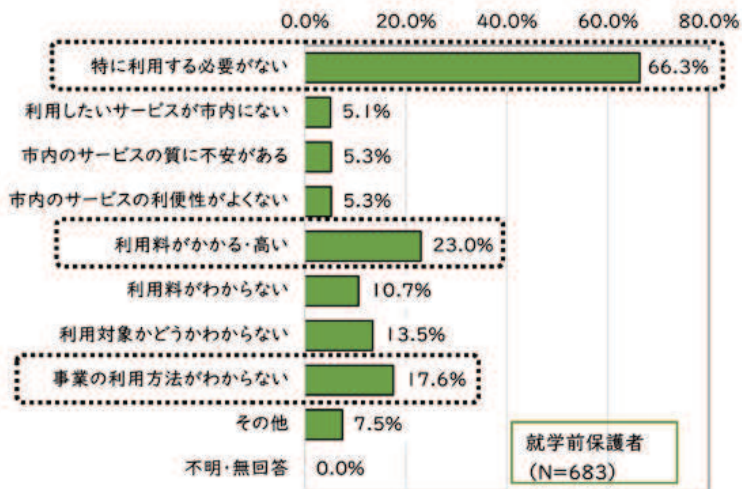
## カ 一時預かりやファミリー・サポート・センター、ベビーシッターなどの不定期な預かり事業について

(ア) 一時預かりやファミリー・サポート・センター、ベビーシッターなどの不定期な預かり事業を利用していない理由について

- 不定期な預かり事業のサービスを利用していない理由は「特に利用する必要がない」が最も多くなっていますが「利用料がかかる・高い」や「事業の利用方法がわからない」といった声もあります。

不定期な預かり事業のサービスを必要としている方のニーズに即した事業の整備を図る必要があります。

■ 一時預かりやファミリー・サポート・センター、ベビーシッターなどの不定期な預かりを利用していない理由について(就学前保護者)



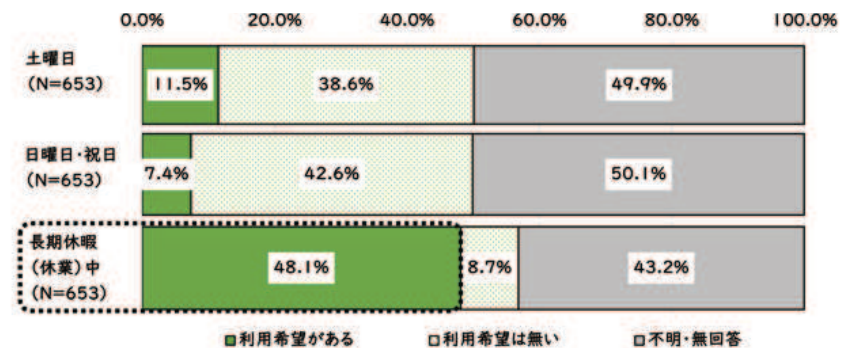
## キ 放課後児童クラブの利用希望について

(ア) 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇(休業)中の放課後児童クラブの利用希望について

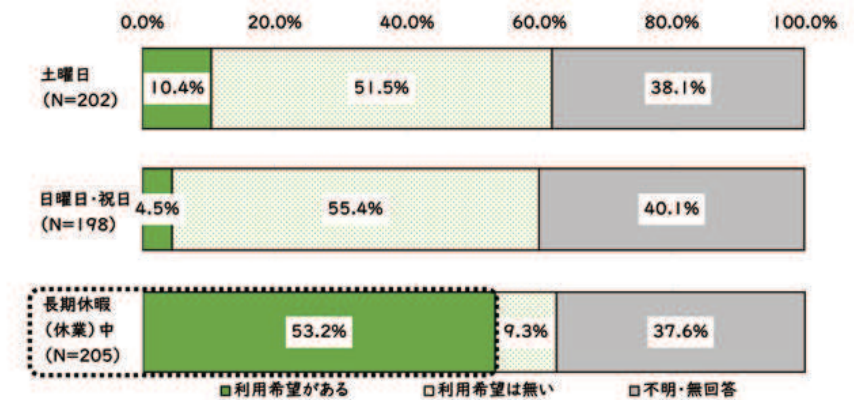
- 土曜日、日曜日・祝日の利用を希望している人が一定数みられます。また、長期休暇の利用を希望している人が就学前および小学生の保護者ともに50%前後と高くなっています。

長期休暇(休業)中の放課後児童クラブの利用希望に対応することができるように体制の整備を図る必要があります。

■ 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇(休業)中の放課後児童クラブの利用希望について(就学前保護者)



■ 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇(休業)中の放課後児童クラブの利用希望について(小学生保護者)



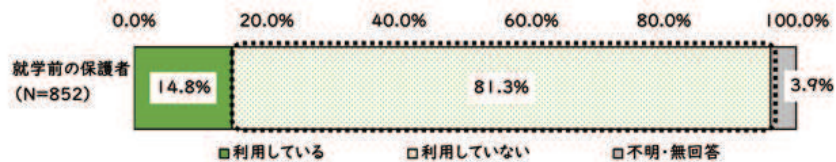
## ク 地域の子育て支援サービスについて

### (ア) 子育て支援センターの利用状況について

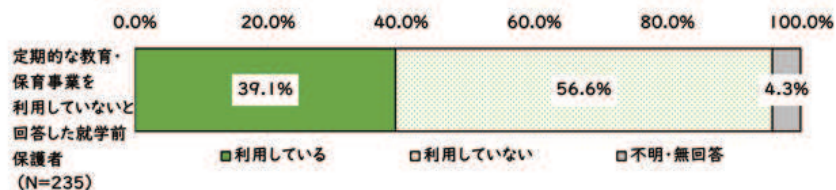
● 子育て支援センターの利用状況は「利用していない」が81.3%となっています。

子育て支援センターを利用していない割合が高くなっている原因を分析するとともに、子育て支援センターの事業内容・施設の存在・利用方法の周知と利便性の向上を図る必要があります。

#### ■ 子育て支援センターの利用状況について(就学前保護者)



#### ■ 「定期的な教育・保育事業を利用していない」と回答した就学前保護者の子育て支援センターの利用状況(就学前保護者)



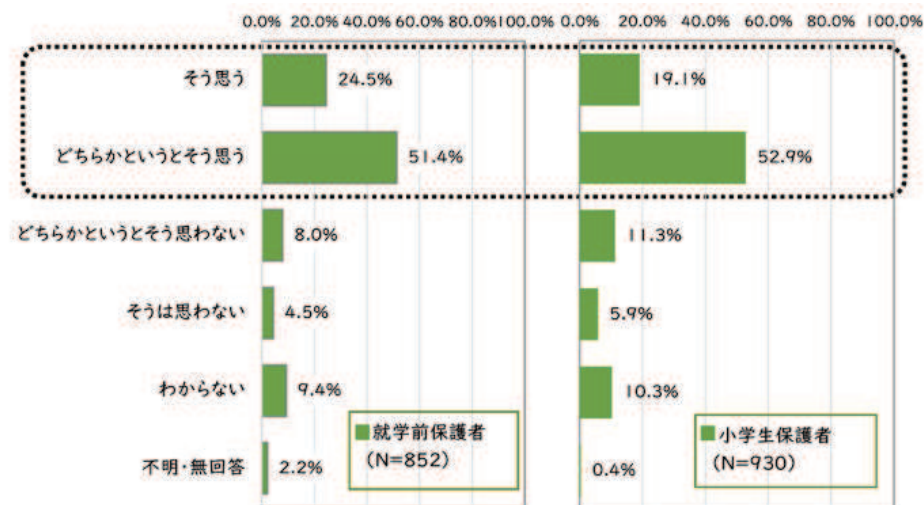
## ケ 子育て全般について

### (ア) 蒲郡市が子育てしやすいまちかどうかについて

● 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と蒲郡市が子育てしやすいまちと感じている割合が就学前保護者、小学生保護者とも7割を超えています。一方で「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」は、いずれも1割程度となっています。期待することについては、金銭的支援、保育施設の充実、こどもの居場所や安心して過ごせる環境づくりなどに期待が寄せられています。

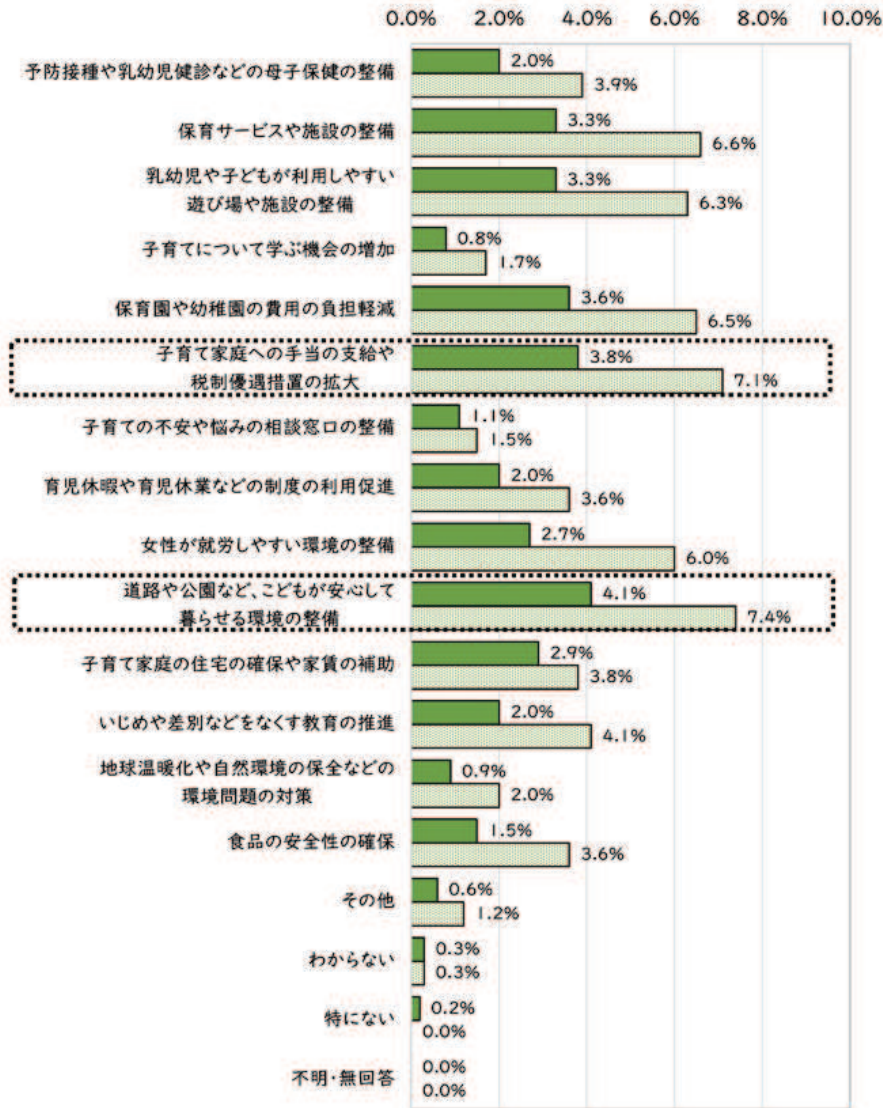
子育てしやすいまちに向けて、より一層の子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

#### ■ 子育てしやすいまちかどうかについて(就学前保護者/小学生保護者)



■行政に期待すること(「子育てしやすいまちだと思いますか」「そう思わない」「どちらかという  
そう思わない」と答えた就学前保護者/小学生保護者)

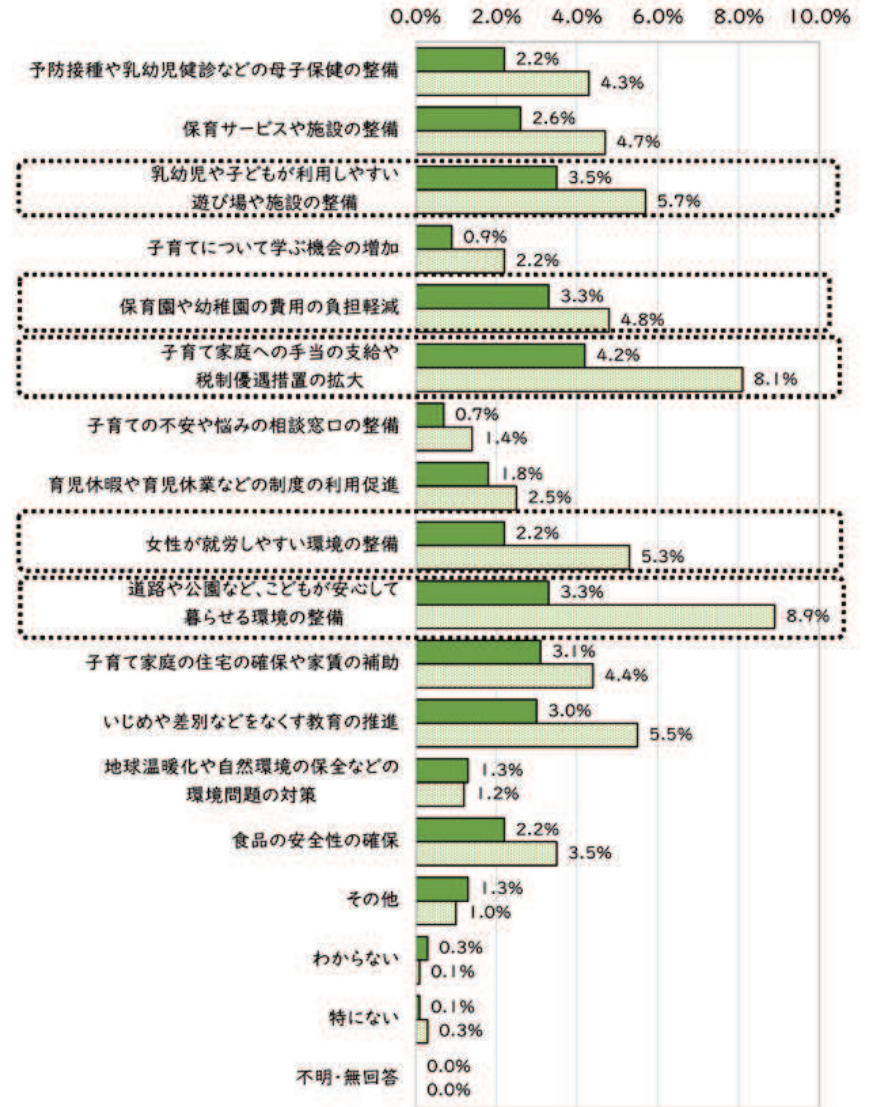
【就学前保護者】



■そうは思わないと回答した就学前保護者 (N=231)

□どちらかというと思わないと回答した就学前保護者 (N=435)

【小学生保護者】



■そうは思わないと回答した小学生保護者 (N=276)

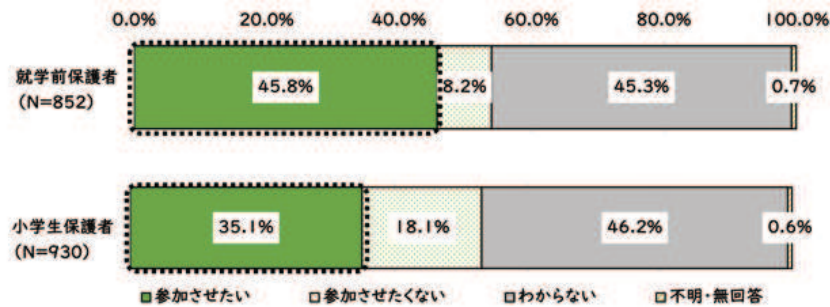
□どちらかというと思わないと回答した小学生保護者 (N=491)

(イ) こども食堂<sup>5</sup>の利用意向について

●こども食堂の利用意向は、就学前及び小学生の保護者ともに「参加させたい」が「参加させたくない」を上回っています。

こども食堂の設置・運営の支援の充実を図る必要があります。

■こども食堂の利用意向について(就学前保護者/小学生保護者)

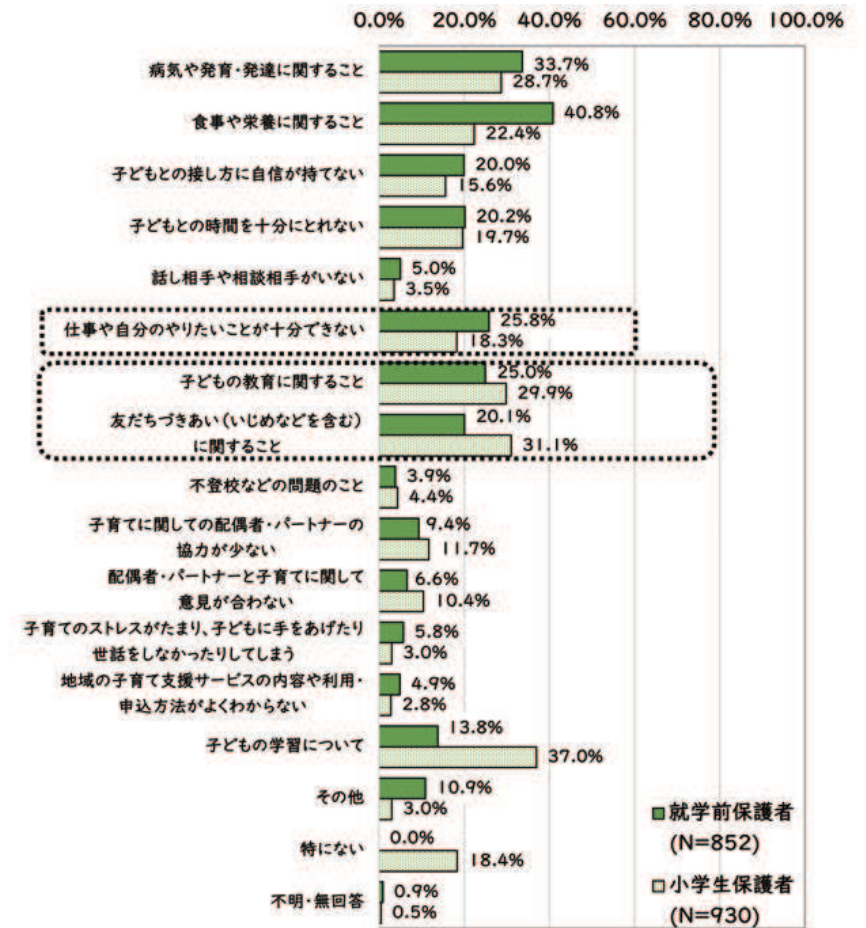


(ウ) 子育てに関して悩んでいること、気になることについて

●就学前の保護者は「保護者自身の悩み」「子どもの成長」であることにに対し、小学生の保護者は「子どもの教育・学習」「友だちづきあい」が多くなっています。

こどもの成長や状況に伴って、悩みや気になることが変化するため、個々のニーズに即した寄り添い支援が必要です。

■子育てに関して悩んでいること、気になることについて(就学前保護者/小学生保護者)



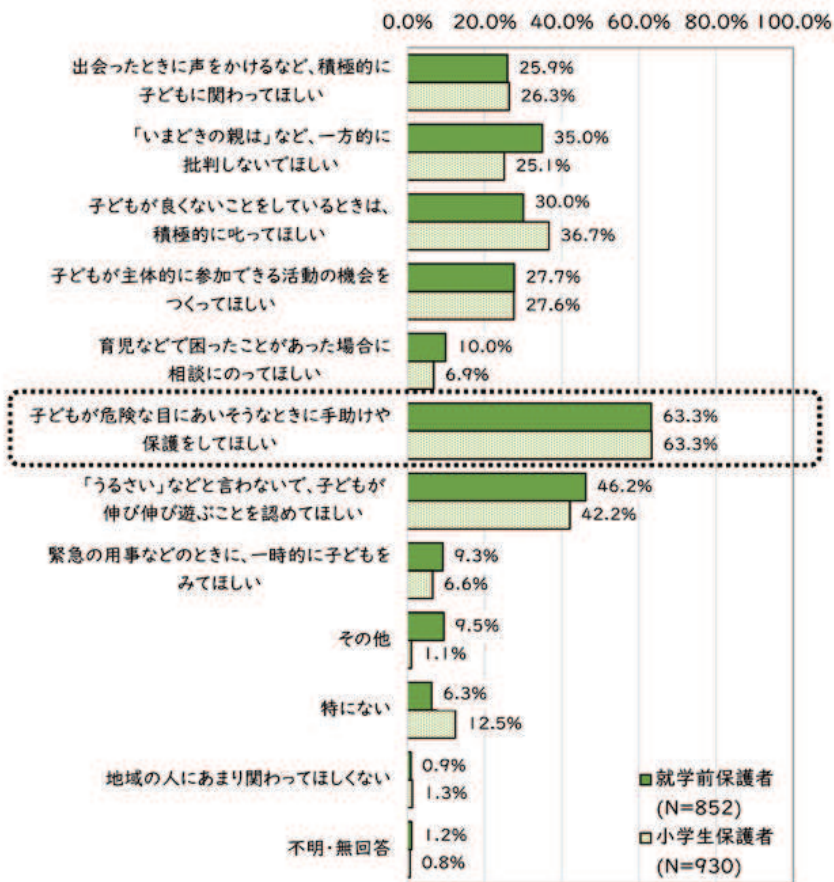
<sup>5</sup> こども食堂:こどもやその保護者、地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための場所、または活動。

(エ) 子育てをするうえで、地域の人に望みたいことについて

- 就学前及び小学生の保護者は、いずれも「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」が最も高くなっています。

地域が一体となって子どもを見守り、安全・安心な子育て環境づくりに取り組む必要があります。

■子育てをするうえで、地域の人に望みたいことについて(就学前保護者/小学生保護者)



### 3 関係団体ヒアリング調査

#### (1)関係団体ヒアリング調査の概要

市内で子どもや保護者と関わっている子育て関係団体・機関、子ども食堂運営団体及び保育園・幼稚園・認定子ども園等を対象に「蒲郡市子ども・子育て支援に関する関係団体ヒアリング調査」を実施しました。

ヒアリング調査において、活動や支援・サービス提供を通じた関係者の視点から、子ども・子育てに関する意見及び子ども・子育ての実態等を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

■関係団体ヒアリング調査の概要

	内容
調査地域	蒲郡市全域
調査対象	○ 市内で活動する子どもや保護者に関する施設、機関、団体の関係者・代表者 ○ 市内の公立・私立の保育園(認可保育園)、幼稚園、認定子ども園の代表者
調査方法	メール・郵送による配布・回収

■関係団体ヒアリング調査の回答団体

関係団体	関係団体	保育園・幼稚園・認定子ども園
児童館	7団体	公立保育園 15園
子育て支援センター	3団体	私立保育園・私立認定子ども園 2園
放課後児童クラブ	26団体	私立幼稚園 2園
児童発達支援事業所	5団体	小規模保育事業所 1園
民生・児童委員協議会事務局	1団体	
放課後等デイサービス事業所	2団体	
子ども食堂	5団体	

## (2) 関係団体ヒアリング調査結果のまとめ

### ア 子ども食堂

#### (ア) こどもの成長を見守る・支えるために必要なことは何ですか

- ・誰もが気兼ねなく利用できる居場所が多く必要
- ・様々な人とつながることができる場所、安心して過ごせる場所の提供が必要

こどもが気軽に立ち寄ることができ、安心して過ごせる居場所づくりが必要です。

- ・色々な団体が連携して見守ることが必要
- ・大人、こどもを含めた地域住民の交流があると良い

こどもだけではなく、地域の大人も含めた交流ができる場をつくり、市・小中学校等の教育機関・町内会などの地域住民が連携して、こどもを見守る体制づくりが必要です。

### イ 保育園、幼稚園、認定こども園

#### (ア) 運営において課題と感ずることは何ですか

- ・保育士の数に余裕がない
- ・保育士不足で十分な時間が取れず、保育の質の向上に結びつかない。

多くの園で保育士が不足しているが、共働き夫婦の増加により保育を必要とする低年齢児・一時預かり利用の増加により、保育士の十分な確保を図る必要があります。

- ・園の老朽化が進んでいる
- ・床や壁面等傷んでいる場所が多い

施設の老朽化を課題としてあげる園が多くあるため、こどもが過ごしやすく、こどもが主体となる施設環境の整備を図る必要があります。

#### (イ) 今後、園で行いたい、充実したいことは何ですか

- ・こどもはもちろんのこと、先生との現場での情報交換も含めた小学校との継続した交流
- ・保健センター、療育施設との継続した連携
- ・地域の方みんなでこどもに関心をもっていくことが重要

保健センターや療育施設、小学校等が連携し、こどもと保護者への切れ目のない支援の充実を図る必要があります。

### ウ その他関係団体

#### (ア) 現状の活動状況において課題と感ずることは何ですか

- (児童発達支援事業所)
- ・児童発達支援事業所の数量的な不足
- (放課後等デイサービス事業所)
- ・ニーズは多いが供給が少なく、待機児童が多くなっている

心身ともに発達に気がかりがあるこどもが増えている現状もあり、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの発達に気がかりがあるこどもに対する療育施設の充実及び人材確保を図る必要があります。

- (児童館)
- ・働く母親の増加により、乳幼児親子の利用が減少しているが、小学校の放課後の部活動が終了したこともあり、児童館が地域の小中学生の居場所になるようにしていきたい
- (放課後児童クラブ)
- ・働く母親の増加により放課後児童クラブを必要とする児童数が増加している

ワーク・ライフ・バランスの推進、女性の社会進出を後押しするためには、放課後を中心としたこどもの居場所づくりが必要です。

- (子育て支援センター)
- ・初めて利用するのに抵抗がある人もいるため、気軽に利用できるようになると良い
- (民生・児童委員協議会事務局)
- ・主任児童委員の認知度が低く、ほとんどの人が知らない

こども・子育て支援に関する情報を様々な方法で周知し、必要な人に必要な情報が確実に届くように努める必要があります。

#### (イ) こどもの成長を見守る・支えるために必要なことは何だと感ずますか

- (子育て支援センター)
- ・家族全員又は地域ぐるみでこどもを育てていくという意識や子育て支援に関わる関係機関等との連携・協力を密にすること
- (民生・児童委員協議会事務局)
- ・コミュニティスクールのような地域と学校の協働活動も必要

こどもの保護者だけではなく、地域が一体となって、安全・安心な子育て環境を確保し、こどもの成長を見守る体制づくりが必要です。

## 4 蒲郡若者議会ヒアリング調査

### (1) 蒲郡若者議会ヒアリング調査の概要

本市では、市内に在住・在勤・在学する若者が意見を出し合い、まちをよりよくする政策を立案する「蒲郡若者議会」が令和3年度から開催されています。

第4期「蒲郡若者議会」の若者議員を対象に「蒲郡市の暮らしに関するアンケート調査」及び「蒲郡市のこどもの居場所に関するヒアリング調査」を実施しました。

アンケート調査及びヒアリング調査において、若者の声や意見を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

### (2) 蒲郡若者議会ヒアリング調査結果のまとめ

#### (ア) 「子ども・若者が気軽に行くことができる居場所」について

- 安心して遊ぶことができる場所や相談できる場所という声が多くありました。
- 予約不要や無料で利用できることを望む声がありました。
- 自習スペースや個人スペースを望む声が多くありました。

#### (イ) 「居場所ができれば何がしたいか」について

- 歌を歌えたり、スポーツをしたりできる場所を望む声が多くありました。
- 勉強がしたいという声が多く聞かれました。
- お茶をする、お友達とおしゃべりをするなどの交流を望む声が多くありました。

#### ■ 蒲郡若者議会の様子



## 5 こども・若者アンケート調査

### (1) アンケート調査の概要

市内在学の小学5年生を対象に「こどもの暮らしに関するアンケート調査」を実施し、市内在学の中学2年生及び高校2年生を対象に「第五次蒲郡市総合計画」の進捗管理に係る「まちづくりに関するアンケート調査」を実施しました。なお、アンケート調査の回答は全て統計的に処理され、こども・若者のプライバシーの保護に配慮して実施しました。

アンケート調査において、こども・若者の声や意見を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

#### 【アンケート調査の概要】

調査対象	市内の小学校に通う 小学5年生	市内の中学校に通う 中学2年生	市内の高校に通う 高校2年生
調査実施期間	令和6年9月2日～令和6年11月29日		
調査環境	オンライン		
調査対象者数	623	660	535
有効回答数	566	524	411
有効回収率	90.9%	79.4%	76.8%
設問数	27	33	39

## (2) アンケート調査の結果

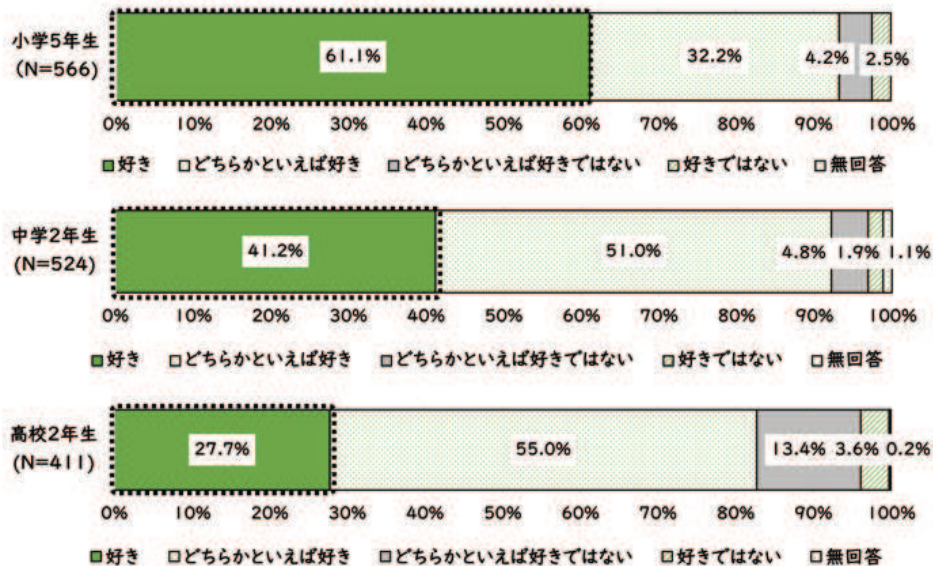
### ア 蒲郡市の暮らしについて

#### (ア) 蒲郡市が好きかどうかについて

- 「蒲郡市が好き(好き、どちらかといえば好きの合計)」と答えた割合は、小学5年生・中学2年生・高校2年生ともに80%超となりました。特に小学生は、全体の93.3%が好きと答えています。
- 年齢があがるにつれて「好き」の割合が減少しています。

子ども・若者が蒲郡市に良い感情をもっていることがわかりますが、年齢があがるにつれて「好き」の割合が低くなっている原因を分析する必要があります。

#### ■蒲郡市が好きですか

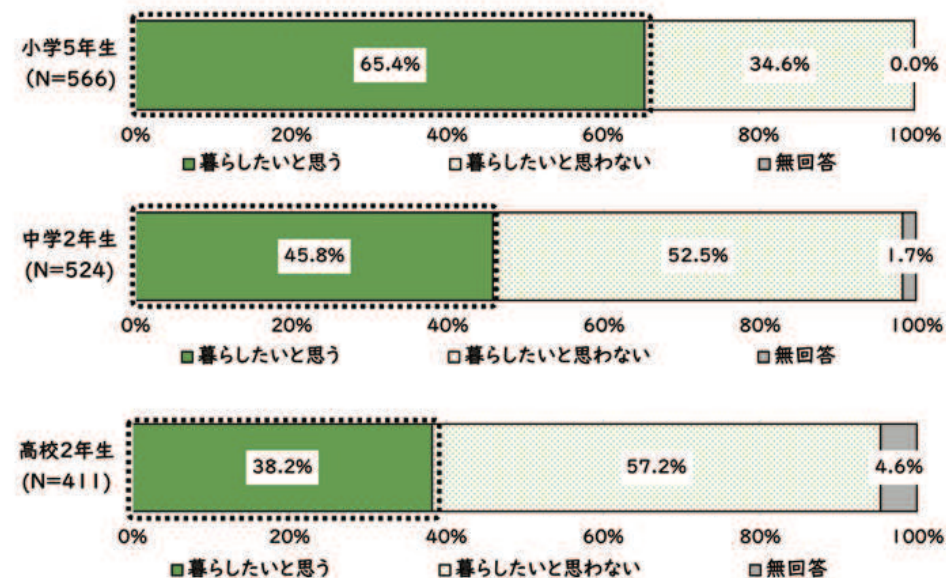


#### (イ) 大人になっても蒲郡市で暮らしたいと思うかどうかについて

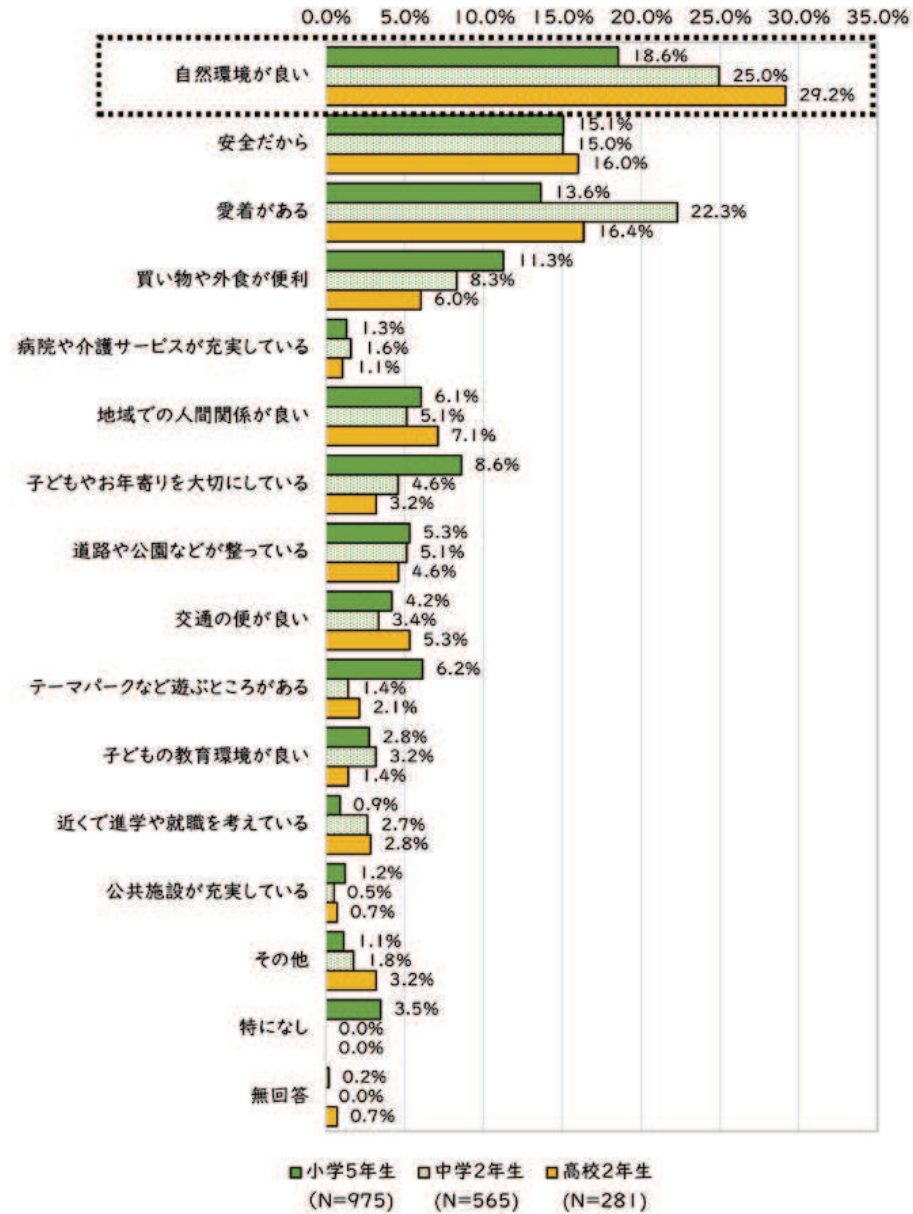
- 「大人になっても蒲郡市で暮らしたい」と答えた割合は、小学5年生が65.4%と最も高く、中学2年生が45.8%、高校2年生が38.2%と年齢があがるにつれて低くなっています。
- 「暮らしたい」と答えた理由のうち、最も多かった回答は、どの世代においても「自然環境が良い」となっています。
- 蒲郡市の魅力を高めるために目指すまちとしては、どの世代においても「観光やレジャー施設が充実したまち」「良好な住宅や店舗が立地し、道路や公園などが整備された暮らしやすい快適なまち」を望む回答が多くなっています。

年齢があがるにつれて「大人になっても暮らしたい」と答えた割合が低くなっている原因を分析し、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

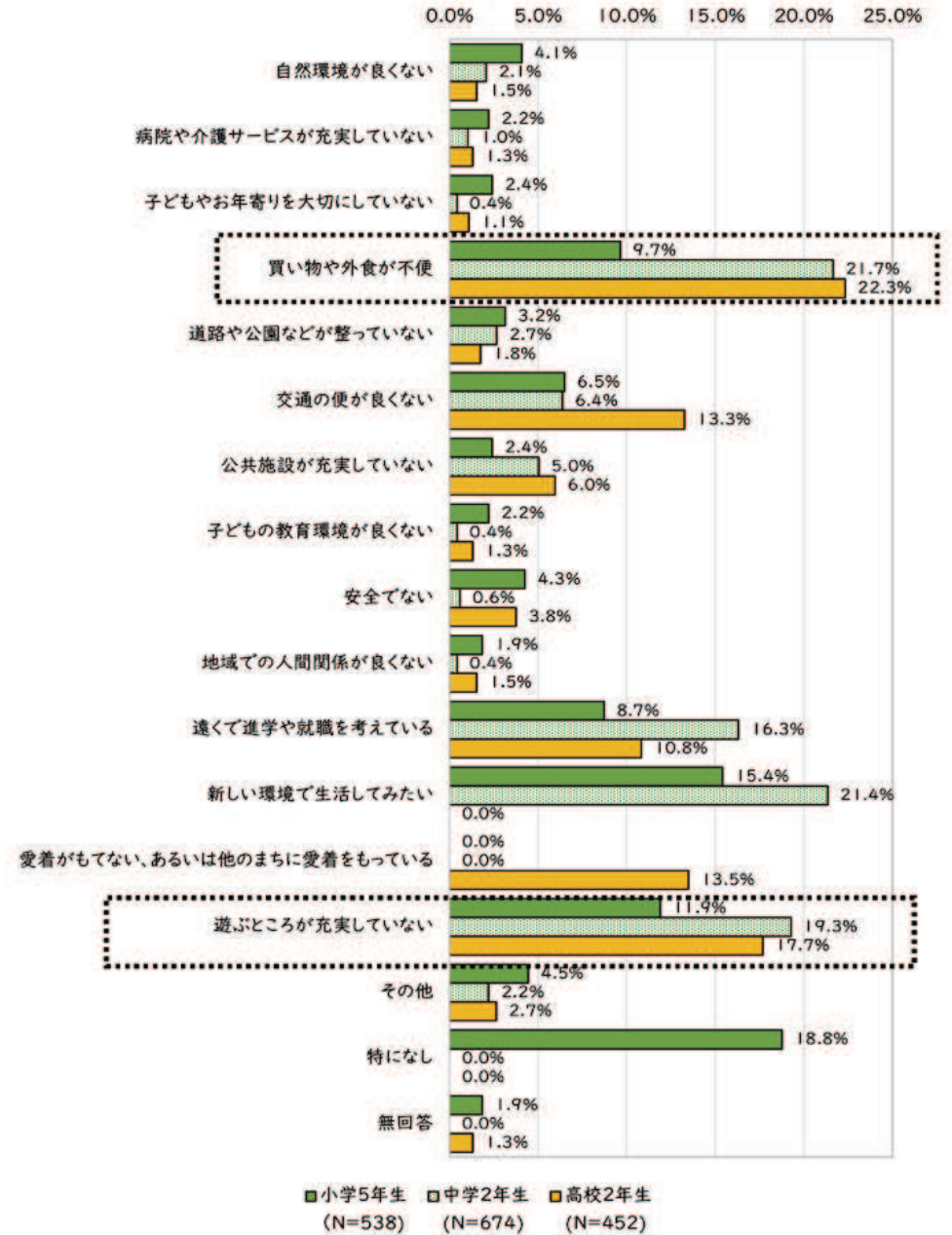
#### ■大人になっても蒲郡市で暮らしたいと思いますか



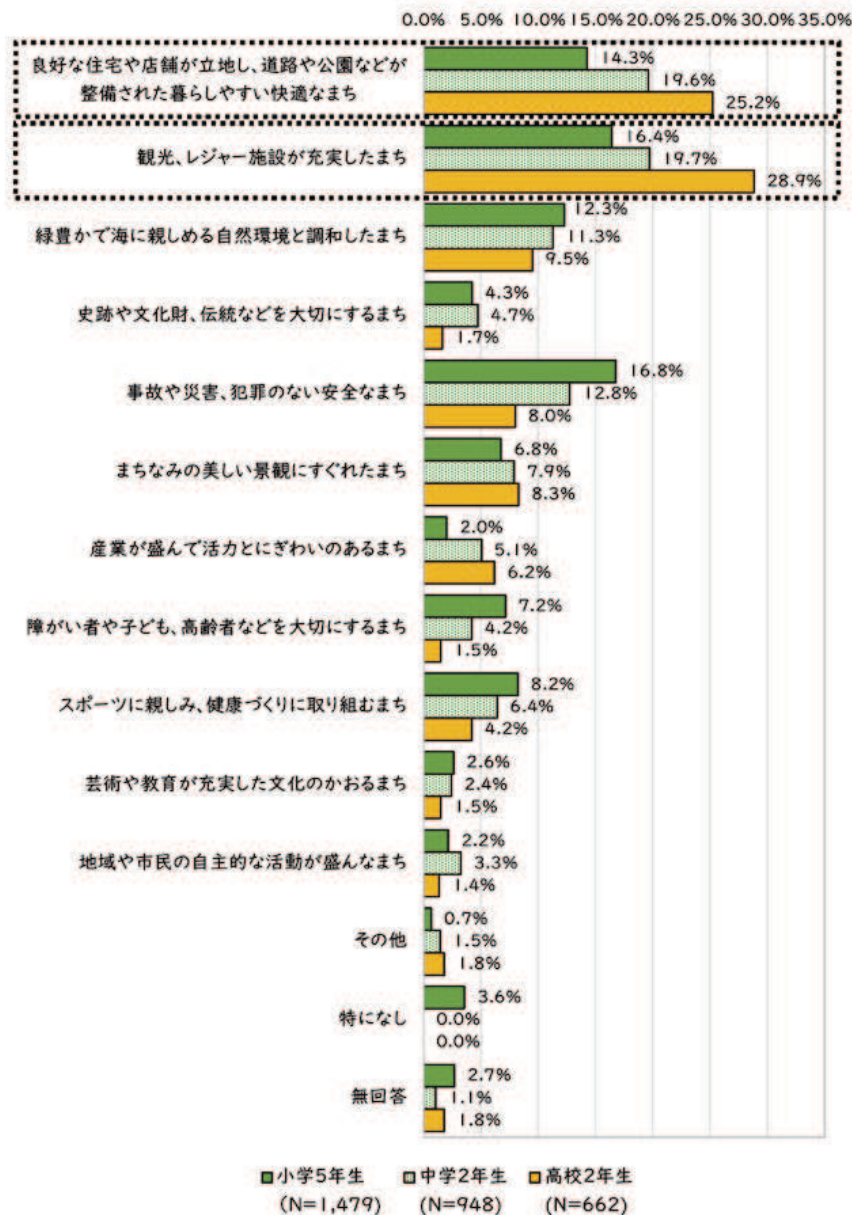
■蒲郡市で暮らしたいと思う理由は何ですか(3つまで選択)



■蒲郡市で暮らしたいと思わない理由は何ですか(3つまで選択)



■蒲郡市の魅力を高めるために、どのようなまちを目指すと思いますか(3つまで選択)

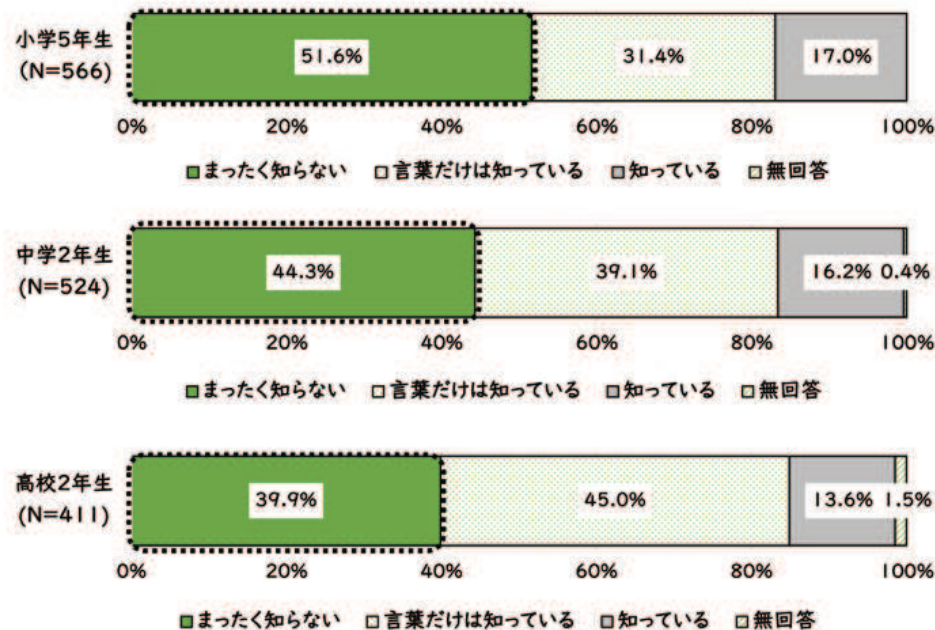


イ こどもの権利について

- 「こどもの権利を知っている」と答えた割合は、どの世代においても20%未満となっています。
- どの世代においても「まったく知らない」という回答の割合が高く、特に小学5年生は、過半数を超えています。

こども・若者に対して、こどもの権利を知る機会や学ぶ機会の充実を図る必要があります。

■「こどもの権利」について、知っていますか

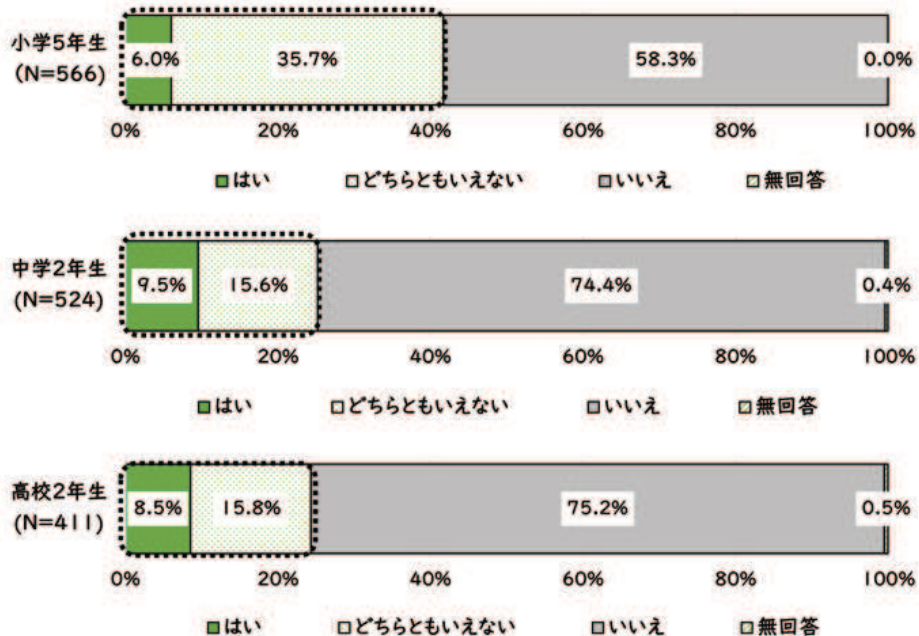


## ウ ヤングケアラーについて

- どの世代においても「ヤングケアラーではない」と答えた割合が過半数を超えています。
- 中学2年生・高校2年生の約9~10%が「ヤングケアラーである」と答えているが、どの世代においても「どちらともいえない」の回答を含めると20%超となっています。

ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、地域におけるヤングケアラー支援の体制整備を図る必要があります。

### ■あなたはヤングケアラーだと思いますか

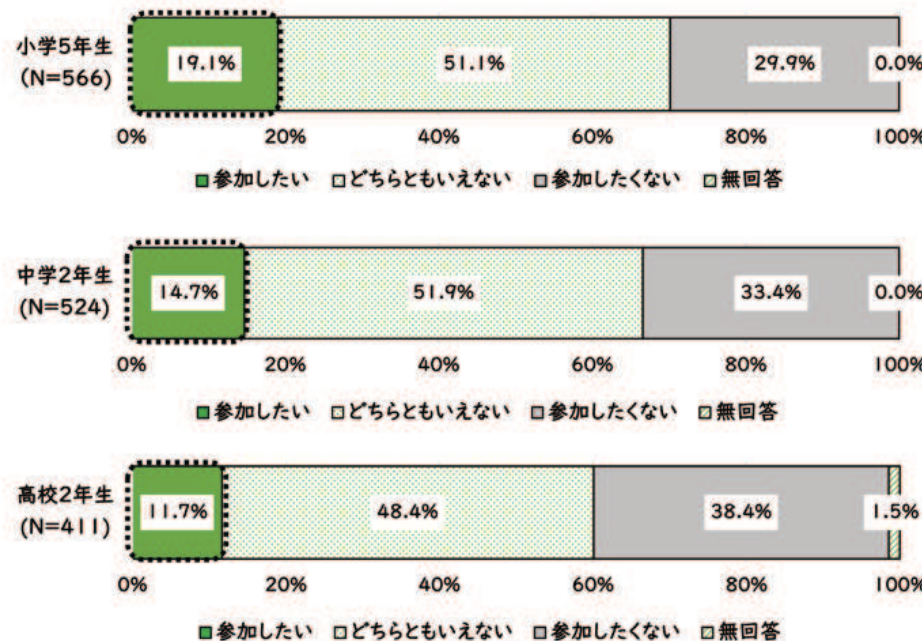


## エ こどもの意見について

- 「蒲郡市へ意見を伝える機会があれば参加したい」と答えた割合は、高校2年生では11.7%、中学2年生では14.7%、小学5年生では19.1%となっています。

こども・若者の社会参画・意見表明・意見反映の機会の充実を図る必要があります。

- あなたは、自分の意見を言うことができ、様々な機会に参加する権利を持っていますが、蒲郡市へ意見を伝える機会や方法があれば参加したいと思いますか

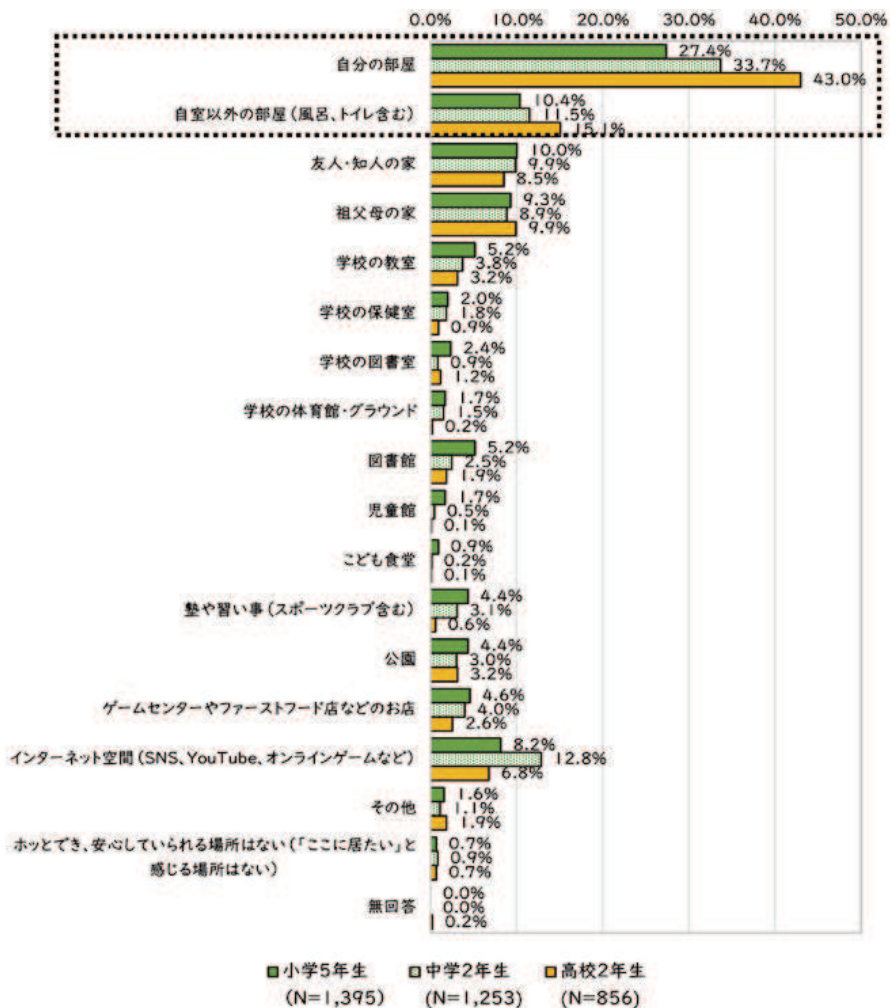


## オ こどもの居場所について

- どの世代においても「自宅(「自分の部屋」又は「自室以外の部屋」)」と答えた割合が多くなっています。
- 中学2年生は「インターネット空間」と答えた割合が12.8%と高くなっています。

安心していられる居場所が「自宅(自分の部屋及び自室以外の部屋)」と答えたこども・若者が多かったが、自宅にプラスして安心していられる居場所を増やしていく取り組みが必要です。

■あなたには、ホッとでき、安心していられる場所(「ここにいたい」と感じられる場所)はありますか(3つまで選択)

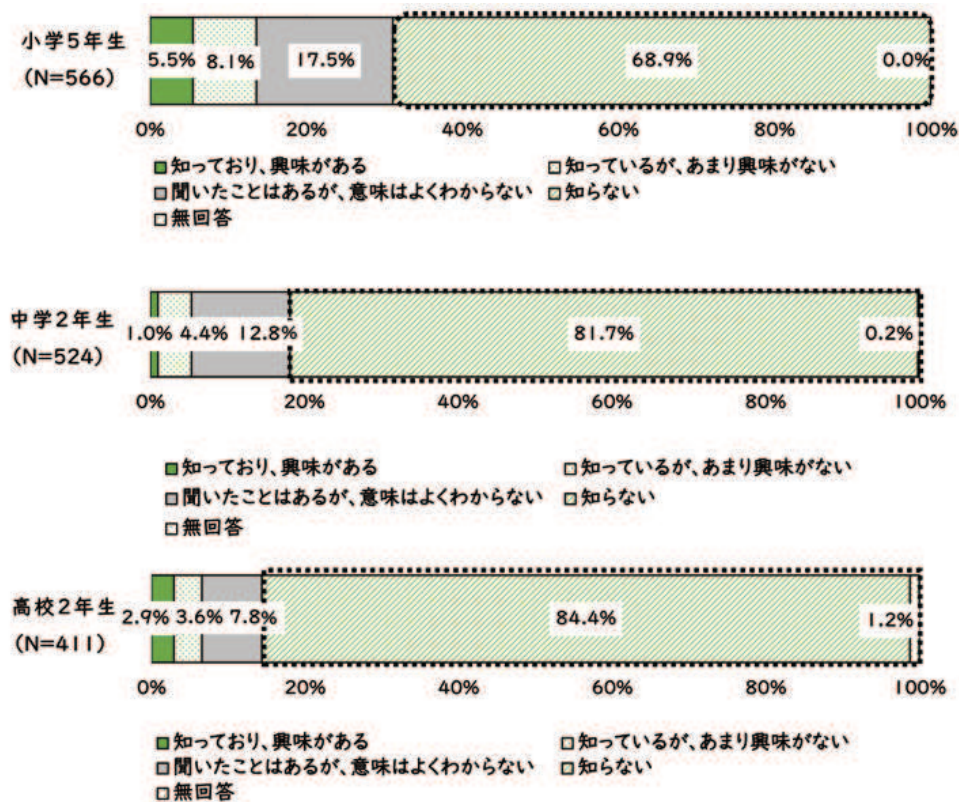


## カ こどものウェルビーイングについて

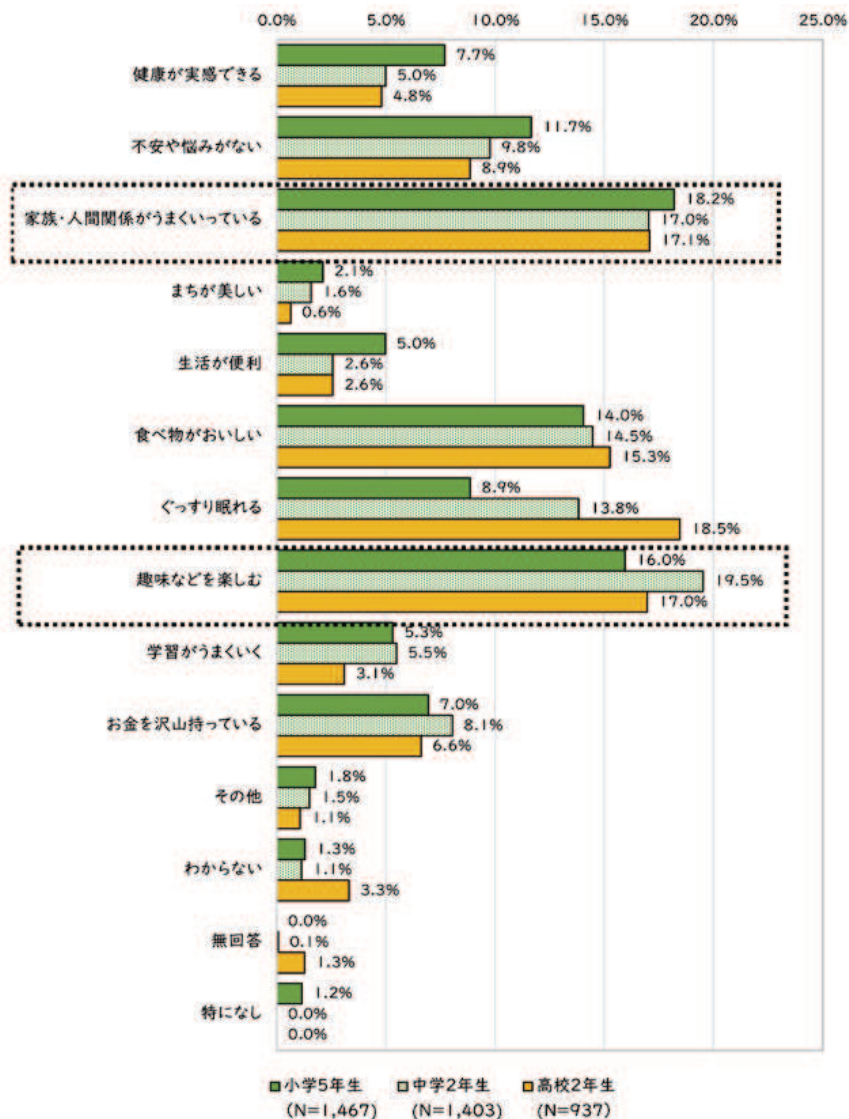
- 「ウェルビーイングという言葉を知らない」と答えた割合が、どの世代でも一番高い割合となっています。
- 幸せを感じる時(状態)を「趣味などを楽しむ」、「家族・人間関係がうまくいっている」と答えた割合が高くなっています。

こども・若者が「ウェルビーイング」を実感しながら成長できるように「ウェルビーイング」を学ぶ機会の充実を図る必要があります。

■蒲郡市は、蒲郡市に関わる全ての人々がウェルビーイングを実感できるまちづくりを目指すこととしましたが、あなたは「ウェルビーイング」という言葉を知っていますか



■あなたが幸せを感じる時、幸せを感じる状態はどんなときですか(3つまで選択)



## 6 こども・若者・子育て世帯を取り巻く課題

### (1) こどもの健やかな育ちの支援

●小学5年生・中学2年生・高校2年生に対するアンケート調査では「ヤングケアラーである」と答えた割合が約1割となっています。

不登校やヤングケアラーなどの孤独を感じやすい環境にあるこども・若者や貧困の状況などの困難を抱えるこども・若者が地域の中で安心して過ごしていけるように、気軽に相談できる場所や安心できる居場所などの地域の支援体制の充実を図る必要があります。

●就学前及び小学生の保護者に対するアンケート調査では、地域の人に望みたいことについて「こどもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」が最も多い回答であり、地域が一体となってこどもを見守り、安全・安心な子育て環境づくりに取り組む必要があります。

### (2) こどもを安心して産み育てる環境

●就学前及び小学生の保護者に対するアンケート調査では、母親の就労状況について、フルタイム又はパート・アルバイトで働いている割合が6割を超えています。

仕事と育児の両立ができるように、子育て中の保護者に対する支援体制を強化する必要があります。

●就学前及び小学生の保護者に対するアンケート調査では、子育てを主にしている人について、前回の調査時よりも「父母ともに」と回答した割合が高く、就学前・小学生の保護者ともに4割を超えており、子育て支援は、母親だけではなく、父親に対しても取り組む必要があります。

### (3) 子育て世帯への支援

●就学前及び小学生の保護者に対するアンケート調査では、就労していない母親の今後の就労意向について「就労したい」と答えた割合が8割を超えています。

現在共働き世帯、今後共働きが想定される世帯も含め、すべての子育て世帯の多様な働き方に対する支援体制を強化する必要があります。

●就学前及び小学生の保護者に対するアンケート調査では、子育ての相談先について「配偶者」や「父母(こどもの祖父母)」などの身近な人に相談する割合が、5割以上となっているが「子育て中の仲間」の割合も高くなっています。

子育て中の親子が気軽に集まれる場・機会の充実及び子育てに関わる専門機関での相談窓口の更なる周知を図る必要があります。

#### (4)子どもを取り巻く施設環境

●就学前及び小学生の保護者に対するアンケート調査では、母親の就労割合が高くなっています。幼稚園や保育園の「定期的な教育・保育事業」については、全体の7割の方が利用しており、さらに1歳・2歳のニーズも高まりつつあります。

保育園、幼稚園、認定子ども園の関係者へのヒアリング調査では、保育士不足を課題としている園が多いため、今後の共働き世帯の増加にも十分に対応できるように、効果的な人材確保に取り組む必要があります。

●放課後児童クラブへのヒアリング調査では、共働き世帯の増加により、放課後児童クラブの通年利用、夏休みなど長期休業時の利用ともに高い水準となっており、利用者増への対応を課題とする声が多いため、放課後や長期休暇中における子どもの居場所づくりに取り組む必要があります。

#### (5)子ども一人一人に対する支援

●児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の関係者へのヒアリング調査では、事業所の数量的な不足や待機児童の多さを課題とする声が多いため、発達に気かりがある子どもに対する療育施設の整備と人材確保に取り組む必要があります。

●就学援助を受ける児童生徒の数は、増加傾向であるため、子育て世帯への物価高騰の影響等による経済的負担の軽減を図る必要があります。

#### (6)子どもの意見表明と権利の保障

●小学5年生・中学2年生・高校2年生に対するアンケート調査では「子どもの権利」について「まったく知らない」「言葉だけは知っている」と答えた割合が8割を超えているため、子どもの権利を広く周知するとともに、知る機会や学ぶ機会の充実を図る必要があります。

●小学5年生・中学2年生・高校2年生に対するアンケート調査では「自分の意見を市へ伝える機会」について「参加したい」と答えた割合が、どの世代においても2割未満にとどまっています。

子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実を図るため「参加したい」と答えた子ども・若者に参加してもらう機会を設けるとともに「どちらともいえない」「参加したくない」と答えた子ども・若者が「参加したい」と思える機会を設ける必要があります。

## 第3章

### 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念

## ■基本理念

### みんなで育てよう こどもの笑顔 かがやくまち 蒲郡

本市は「第五次蒲郡市総合計画」（以下「総合計画」という。）において「人と自然の共生」「一人ひとりが主役」「安全・安心・快適」「つながる」の4つのまちづくりの基本理念に基づき、本市の将来都市像「豊かな自然 一人ひとりが輝き つながりあうまち ～君が愛する蒲郡～」を掲げるとともに「健康がまごおり21（第3次計画）（以下「健康がまごおり21」という。）」においては、これまで進めてきた「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」の最終目標として、市民の健康づくりの目指す姿「一人ひとりがつながり 健やかで幸せにすごせるまち がまごおり」を掲げ、持続可能なまちづくりを進めています。

総合計画における子育て支援分野においては、目指す将来の姿を「未来をつくる存在である子ども・若者の幸せな暮らし、健やかな成長」「乳幼児期から学童期、思春期へと子どもが成長していく過程に合わせた切れ目ない支援」と位置づけております。

また、健康がまごおり21においては「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」「次世代を見据えた健康づくり」等を位置づけております。

総合計画及び健康がまごおり21では、少子化や子ども・若者を取り巻く環境の変化等に対応していくため、安心して子どもを産み育てられるように、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て環境を整備するとともに、健康づくり、地域医療、福祉を充実し、生涯を通じて健康な生活を送ることができ、地域で互いに助け合い、支え合う福祉社会の実現に向けた笑顔つながる幸せに暮らせるまちづくりを進め「こどもファースト」の実現を目指しています。

本計画は、これまでの子ども・若者・子育て支援施策としての計画となる「第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」を継承し、子ども・若者・子育て世帯への切れ目ない支援施策の展開、よりきめ細かくニーズに合った施策の充実を図り、豊かな自然と共生し、地域で安心して子育てをすることができるまちづくりを推進していくことを目指し、引き続き「みんなで育てよう こどもの笑顔 かがやくまち 蒲郡」を基本理念として掲げます。

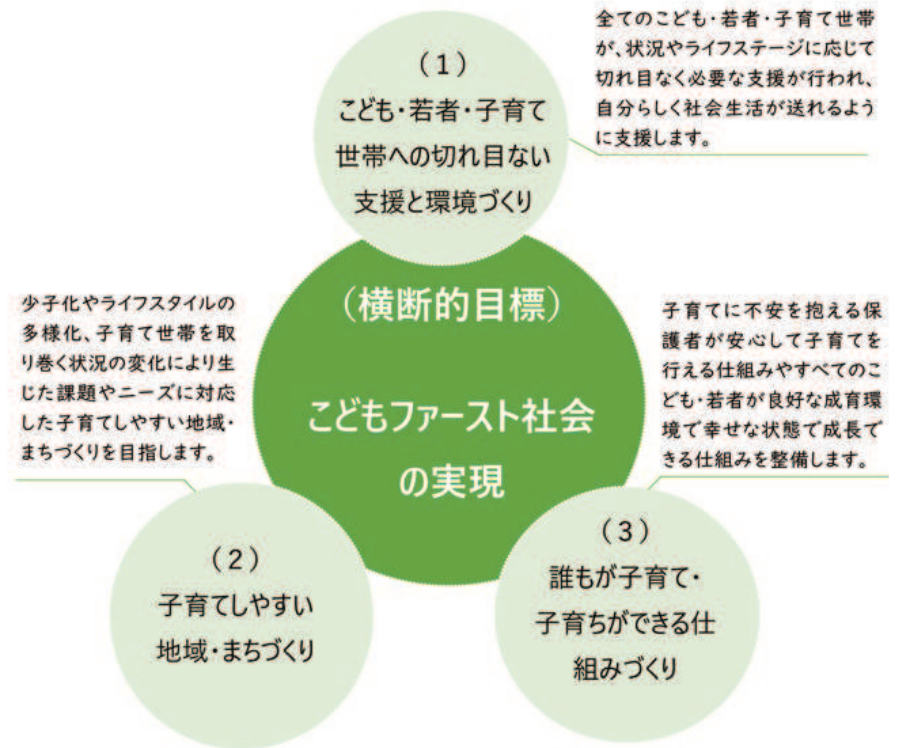
# 2 横断的目標

## こどもファースト社会の実現

全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長でき、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることが出来る社会を目指します。

# 3 基本目標

子ども・若者・子育て世帯の全ての人の笑顔が繋がり、幸せに暮らせるまちづくりを行うための基本目標を以下に定めます。



# 4 施策体系

本計画では、基本理念の実現に向けて、横断的目標と基本目標を掲げ、6つの取組方針に各取組の方向性を位置づけ、総合的にこども・若者・子育て支援施策を推進していきます。

なお、取組の方向性のうち「第2章 こども・若者・子育て世帯を取り巻く状況」を踏まえ、特に重点的・横断的に取り組む施策を「重点施策」として取りまとめています。

**基本理念** みんなで育てよう こどもの笑顔 かがやくまち 蒲郡

**横断的目標** こどもファースト社会の実現

基本目標	取組方針	取組の方向性	ライフステージ	
(1) こども・若者・子育て世帯への切れ目ない支援と環境づくり	I すべてのこども・若者と家族を地域全体で支援します。	1.すべてのこども・若者の健やかな育成 <b>重点施策</b>	こども・若者 健全育成 就学・就職	
		2.困難を抱えるこども・若者及びその家族に対する支援 <b>重点施策</b>		
		3.こども・若者の育ちを支える地域社会づくり		
(2) 子育てしやすい地域・まちづくり	II こどもを安心して産み育てる環境を推進します。	1.ワーク・ライフ・バランスの推進 <b>重点施策</b>	結婚・妊娠	
		2.男女共同参画の推進		
		III こども・子育て世帯へ切れ目ない支援を行います。	1.子育てしやすいまちづくりの推進 <b>重点施策</b>	出産
			2.子育て支援サービスの充実 <b>重点施策</b>	
			3.教育・体験活動の充実 <b>重点施策</b>	
(3) 誰もが子育て・子育てがてきる仕組みづくり	IV こども・若者に関わる施設の整備・充実に取り組みます。	4.寄り添い支援の充実 <b>重点施策</b>	子育て	
		5.こどもの健康確保のための取組の推進		
		1.こどもの居場所・活動の充実 <b>重点施策</b>		
	V それぞれの家庭状況に応じた支援をします。	2.保育の受け皿確保、人材確保、多様なサービスの拡充 <b>重点施策</b>		
		3.こどもの主体性を尊重した施設環境の整備		
		1.母子保健・こども政策DXの推進		
		2.地域の力の活用		
		3.一人ひとりの状況に寄り添った支援		
VI こども・若者の意見を尊重し、自分らしく過ごせるように支援します。	4.児童虐待防止対策の充実 <b>重点施策</b>	こども・若者の 意見表明		
	5.障がい児支援の充実 <b>重点施策</b>			
	6.外国人のこどもへの支援の充実			
	7.ひとり親家庭への支援の充実			
	8.こどもの貧困対策			
	1.こどもの人権の尊重			
2.こどもの意見表明・参加の促進 <b>重点施策</b>				

# 第4章

## 施策の展開



※【第4章 施策の展開】蒲郡市子ども総合計画に含まれる計画の施策一覧

本計画に含まれる各計画を下表及び「2 具体的な取組(P63)」では、次の略称を用いて表記しています。なお、「子ども計画」及び「次世代育成支援行動計画」については、すべての事業を包含しているため「2 具体的な取組(P63)」では、個別の表記は省略しています。

- 子ども計画・・・「子ども」
- 子ども・子育て支援事業計画・・・「事業計画」
- 次世代育成支援行動計画・・・「次世代」
- 子どもの貧困対策計画・・・「貧困対策」
- 子ども・若者計画・・・「子・若」
- ひとり親家庭等自立促進計画・・・「ひとり親」

基本目標	取組方針	取組の方向性	こども	事業計画	次世代	貧困対策	子・若	ひとり親
(1) 子ども・若者・子育て世帯への切れ目ない支援と環境づくり	I すべての子ども・若者と家族を地域全体で支援します	1.すべての子ども・若者の健やかな育成	●	●	●			
		2.困難を抱える子ども・若者及びその家族に対する支援	●	●	●		●	
		3.子ども・若者の育ちを支える地域社会づくり	●		●		●	
	II 子どもを安心して産み育てる環境を推進します	1.ワーク・ライフ・バランスの推進	●		●			
		2.男女共同参画の推進	●		●			
	III 子ども・子育て世帯へ切れ目ない支援を行います	1.子育てしやすいまちづくりの推進	●	●	●			
		2.子育て支援サービスの充実	●	●	●			
		3.教育・体験活動の充実	●		●		●	
		4.寄り添い支援の充実	●	●	●		●	
		5.子どもの健康確保のための取組の推進	●		●			
	(2) 子育てしやすい地域・まちづくり	IV 子ども・若者に関わる施設の整備・充実に取り組みます	1.こどもの居場所・活動の充実	●	●	●		●
			2.保育の受け皿確保、人材確保、多様なサービスの拡充	●	●	●		
3.こどもの主体性を尊重した施設環境の整備			●	●	●		●	
(3) 誰もが子育て・子育てができる仕組みづくり	V それぞれの家庭状況に応じた支援をします	1.母子保健・子ども政策 DXの推進	●		●			
		2.地域の力の活用	●		●			
		3.一人ひとりの状況に寄り添った支援	●	●	●	●	●	●
		4.児童虐待防止対策の充実	●	●	●		●	
		5.障がい児支援の充実	●		●		●	
		6.外国人の子どもへの支援の充実	●		●		●	
		7.ひとり親家庭への支援の充実	●		●			●
		8.こどもの貧困対策	●		●	●	●	●
VI 子ども・若者の意見を尊重し、自分らしく過ごせるように支援します	1.こどもの人権の尊重	●		●		●		
	2.こどもの意見表明・参加の促進	●		●		●		

## 1 重点施策 《数値目標》

本計画において重点施策に対する数値目標は次のとおりです。

【現状値：令和5年度・目標値：令和10年度】

### 重点施策(1) すべての子ども・若者の健やかな育成

《概要》 地域、家庭、学校等が一体となって、子ども・若者の健全育成に取り組むとともに、それぞれの役割を理解し、協力しながら子ども・若者の成長を支えます。

単位：%

数値目標	現状値	目標値		
「ウェルビーイング」という言葉を知っている子ども・若者の割合	①小学5年生	13.6	①小学5年生	50
	②中学2年生	5.4	②中学2年生	50
	③高校2年生	6.5	③高校2年生	50
	④19歳～20代	31.6※	④19歳～20代	50

※19歳～20代の現状値は令和6年度の数値

数値目標を達成するために、次の事業を重点的に取り組みます。

【重点事業】 子ども・若者のウェルビーイングの推進

### 重点施策(2) 困難を抱える子ども・若者及びその家族に対する支援

《概要》 社会的、経済的課題に直面する子ども・若者とその家庭に対して、適切な援助や相談窓口を提供し、課題解決に向けた支援を実施します。

単位：箇所

数値目標	現状値	目標値
校内教育支援センター設置 中学校数	1	7

数値目標を達成するために、次の事業を重点的に取り組みます。

【重点事業】 校内教育支援センターの設置促進

### 重点施策(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

《概要》 働きがいと家庭生活の充実を両立させ、育児・介護休業の取得促進、ファミリーフレンドリー企業の普及を図ります。

単位：%

数値目標	現状値	目標値		
父親の育児参加率 【乳幼児健診問診】	①4か月児検診	67.3	①4か月児検診	70
	②1歳8か月児検診	65.8	②1歳8か月児検診	70
	③3歳児検診	63.7	③3歳児検診	70

数値目標を達成するために、次の事業を重点的に取り組みます。

【重点事業】 育児・介護休業の取得の促進

#### 重点施策(4) 子育て支援サービスの充実

《概要》 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て世帯の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での子育て支援を行います。

単位:%

数値目標	現状値	目標値
ゆったりとした気分でもともと過ごせる時間がある母親の割合	① 4か月児検診 88.0	① 4か月児検診 89
【乳幼児健診問診】	② 1歳8か月児検診 79.4	② 1歳8か月児検診 82
	③ 3歳児検診 72.8	③ 3歳児検診 75

数値目標を達成するために、次の事業を重点的に取り組みます。

【重点事業】 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

#### 重点施策(5) 寄り添い支援の充実

《概要》 子育てに関する情報提供・相談事業を通じて、子育ての悩みや疑問に対応します。妊娠から出産、子育てまで一貫した支援を提供します。

単位:%

数値目標	現状値	目標値
子育てをする上で気軽に相談できる人がいる割合	① 就学前保護者 93.0	① 就学前保護者 98
	② 小学生保護者 90.8	② 小学生保護者 95

数値目標を達成するために、次の事業を重点的に取り組みます。

【重点事業】 地域子育て相談機関の創設

#### 重点施策(6) こどもの居場所・活動の充実

《概要》 こども・若者が安心して過ごせる空間を増やすため、こども食堂を含むこどもの居場所事業を拡充します。地域のつながりを深め、こども・若者の成長を支える環境を整備します。

単位:箇所

数値目標	現状値	目標値
児童育成支援拠点事業所数	0	3

数値目標を達成するために、次の事業を重点的に取り組みます。

【重点事業】 児童育成支援拠点事業の活用支援

#### 重点施策(7) 保育の受け皿確保、人材確保、多様なサービスの拡充

《概要》 質の高い保育サービスを提供するため、保育士や放課後児童クラブ支援員などの専門的な人材の確保と育成に努めます。

単位:人

数値目標	現状値	目標値
保育園待機児童数	0	0 (待機児童ゼロを維持する)
放課後児童クラブ待機児童数	30	0

※放課後児童クラブ待機児童数の現状値は令和5年8月1日時点

数値目標を達成するために、次の事業を重点的に取り組みます。

【重点事業】 保育士、放課後児童クラブ支援員等の確保

#### 重点施策(8) 児童虐待防止対策の充実

《概要》 子育てに困難を抱える家庭等からの相談に応じ、こどもや家庭の課題やニーズ、こどもの置かれた環境等の状況を的確にとらえ、適切な援助を実施し、児童虐待の未然防止や児童虐待の発生時に迅速・的確に対応できるように体制を強化します。

単位:件

数値目標	現状値	目標値
こども家庭センターにおける家庭児童相談の件数	1,102	1,300

数値目標を達成するために、次の事業を重点的に取り組みます。

【重点事業】 こども家庭センターの周知・機能の充実

#### 重点施策(9) 障がい児支援の充実

《概要》 発達が気になる段階からの支援体制と療育の場の充実を図るとともに、インクルージョンを推進します。

単位:回

数値目標	現状値	目標値
巡回支援専門員整備事業における巡回実施回数	未実施	48

数値目標を達成するために、次の事業を重点的に取り組みます。

【重点事業】 児童発達支援センター事業・巡回支援専門員整備事業の充実

## 重点施策(10) こどもの意見表明・参加の促進

《概要》 こども・若者が自身の意見や想いを発表できる場を設け、その声を尊重します。こども・若者が社会参加を経験し、自身の意見を形成・表現する力を育む環境を提供します。

単位:%

数値目標	現状値	目標値
意見を言える場所があったら	①小学5年生 19.1	①小学5年生 30
参加したいと思うこどもの割合	②中学2年生 14.7	②中学2年生 20
	③高校2年生 11.7	③高校2年生 20
	④19歳~20代 未把握	④19歳~20代 20

数値目標を達成するために、次の事業を重点的に取り組みます。

【重点事業】 こどもの主体性の促進、こども若者の意見表明・参加の仕組みづくり

## 2

## 具体的な取組

### 1 すべてのこども・若者と家族を地域全体で支援します

#### 【背景】

- 社会の未来を担う重要な存在であるこども・若者が安心して成長し、自分らしく生きていくためには、家庭だけでなく地域全体のサポートが欠かせません。また、こども・若者だけでなく、その家族も支援を求めています。
- こども・若者及びその家族が困難を抱えていても、家庭内のこととされ、顕在化しにくい傾向にあります。これにより問題が複雑化し、長期にわたり困難な状況が続くことで、こども・若者の成長に重大な影響を与えます。
- 学校はこどもにとって学ぶ場所だけでなく、安心して他者と関わり育つ、こどもの利益の実現と社会的包摂の観点から重要な場所となっています。

#### 【現状と課題】

- 本市の調査では、地域に対して、こどもが危険な目にあいそうなときの手助けや保護を求める声が多く、地域が一体となった安全・安心な子育て環境づくりが求められています。
- 地域の教育機関、福祉機関、行政等が個別に対応していることが多く、一貫した支援体制の形成が難しい状況にあります。
- 学校教育は学習機会と学力の保障、社会形成者としての全人的発達・成長の保障、安全・安心な居場所の確保という役割を果たしているが、一方で、教職員の負担増加が課題です。

#### 【取組への方向性】

- 地域全体での連携体制の構築が求められており、各機関が情報を共有し、協力する体制を作ることが必要です。
- 地域の様々な機会、場所で困難に「気付く」ことで、早期の専門的支援に繋げていきます。
- 過度な教職員の負担増加とならないためにも、学校関係者からの意見を反映しながら指導・運営体制の充実などの取組を進めます。

1. すべてのこども・若者の健やかな育成【重点施策】
2. 困難を抱えるこども・若者及びその家族に対する支援【重点施策】
3. こども・若者の育ちを支える地域社会づくり

《1. すべての子ども・若者の健やかな育成》 【子・若】

地域、家庭、学校等が一体となって、子ども・若者の健全育成に取り組むとともに、それぞれの役割を理解し、協力しながら子ども・若者の成長を支えます。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	<b>重点</b> <b>新規</b> 子ども・若者のウェルビーイングの推進 子・若	子ども・若者を取り巻く各事業において、子どものウェルビーイングの視点を意識し、事業を推進する。	子育て支援課 ウェルビーイング推進課
2	小中学校全学年で少人数学級の実施 子・若	少人数(35人)学級を中学校3年生まで継続して実施し、一人ひとりの個性を尊重したきめ細やかな指導を実施する。	学校教育課
3	低学年支援員の配置 子・若	落ち着いた学習ができるように小学校低学年のクラスに低学年支援員を配置し支援する。	学校教育課
4	いじめ防止対策 子・若	蒲郡市いじめ防止基本方針に基づき、市、学校、地域や関係機関、保護者がいじめ防止等の対策に取り組む。	学校教育課
5	いじめ問題対策連絡協議会、蒲郡市いじめ問題調査委員会の設置 子・若	「いじめ問題対策連絡協議会」及び「蒲郡市いじめ問題調査委員会」を設置し、いじめの早期発見・対応に向けて取り組む。	学校教育課
6	自殺予防教育指導者研修会への教師派遣 子・若	教員が自殺予防教育の必要性を理解し、実践方法を身につける研修会へ毎年各中学校より1名派遣する。	学校教育課
7	青少年問題協議会 子・若	青少年の指導、育成及び保護等に関する総合的な政策を検討する。	生涯学習課 (青少年センター)
8	情報モラル啓発講座 子・若	インターネット利用による犯罪被害・加害の削減、情報端末の使い過ぎによる健康被害防止を目的とした講座を実施する。	生涯学習課 (青少年センター)
9	消費生活相談員出前講座 子・若	小中学生向けに、買い物や消費についての基礎知識の出前講座を実施する。	交通防犯課

10	交通防犯教室 子・若	幼児、小学生向けに交通安全、防犯についての講話、実技等を中心に市職員が出前講座を実施する。	交通防犯課
11	不審者侵入訓練の実施 子・若	小学校、放課後児童クラブ、保育園及び児童館で訓練を実施する。	交通防犯課 (防犯協会連合会)

《2. 困難を抱える子ども・若者及びその家族に対する支援》 【事業計画】・【子・若】

社会的、経済的課題に直面することも子ども・若者とその家庭に対して、適切な援助や相談窓口を提供し、課題解決に向けた支援を実施します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	<b>新規</b> ヤングケアラーに関する研修の実施 子・若	ヤングケアラーであることに気づく機会が多い教員や民生委員等の関係者に対して、研修を実施する。	子育て支援課 (子ども家庭センター)
2	<b>新規</b> ヤングケアラー実態調査事業 子・若	支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、個別に具体的な支援につなげるため、実態調査を実施する。	子育て支援課 (子ども家庭センター)
3	ヤングケアラー向け相談窓口の設置 子・若	ヤングケアラー対象の相談窓口を設置する。	子育て支援課 (子ども家庭センター)
4	<b>新規</b> 子育て世帯訪問支援事業 事業計画 子・若	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て世帯やヤングケアラー等に対して、家事支援及び子育て等に関する不安の相談等を訪問支援員が支援する。	子育て支援課 (子ども家庭センター)
5	<b>重点</b> <b>新規</b> 校内教育支援センターの設置促進 子・若	教室へ入りづらい児童生徒が落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を各小中学校内に設置する。 自分の教室とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるように努める。	学校教育課

6	適応指導教室「あすなろ」の運営と機能強化 子・若	不登校の児童生徒の居場所として開設し、学校復帰や高校進学に備え学習支援を実施する。また、不登校の児童生徒の保護者が必要とする情報を提供するとともに、子どもが様々な学びの場や居場所につながるができるように機能強化に向けて研究を進める。	学校教育課
7	不登校相談室「麦」の運営 子・若	臨床心理士のカウンセラーを配置し、不登校の小中学生・保護者の相談活動を実施する。	学校教育課
8	心の教室相談支援員 子・若	小学校に心の教室相談支援員を配置し、子どもや保護者の相談支援を実施する。	学校教育課
9	子ども・若者相談窓口 子・若	概ね40歳未満の子ども・若者とその保護者等を対象に不登校・ひきこもり・いじめ・進路・就労等、本人や家族の各種の心の悩みについて相談活動を実施する。	生涯学習課 (青少年センター)
10	子ども・若者支援ネットワーク協議会 子・若	子ども・若者に関連する様々な機関・団体がネットワークを形成し、代表者会、実務者会議及びケース検討会議を開催し、連携する。	生涯学習課 (青少年センター)
11	居場所運営団体助成金の検討 新規 子・若	フリースクール等の居場所運営を実施する団体への助成金を検討する。	生涯学習課 (青少年センター)
12	フリースクール等利用者補助金制度の検討 新規 子・若	フリースクールを利用する児童生徒への授業料補助金を検討する。	生涯学習課 (青少年センター)
13	訪問支援に関わる人材養成 子・若	訪問支援(アウトリーチ)に携わる人材の養成の目的とした研修を実施し、支援に関わる人材の養成に努める。	福祉課 生涯学習課 (青少年センター)

14	がまごおり若者サポートステーション 子・若	NPO法人が運営し、就職・労働することが難しい15歳から49歳までの方やその保護者に向けて、就職支援の各種取り組み、相談・カウンセリング事業及び職業訓練事業等を実施する。 また、県の委託事業により中学校卒業後の進路未決定卒業生や日本語支援が必要な外国人等を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格等に向けた学習支援、相談及び助言等を実施する。	産業政策課 生涯学習課(青少年センター)
----	--------------------------	---	-------------------------

《3. 子ども・若者の育ちを支える地域社会づくり》 【子・若】

一人ひとりの子ども・若者が安心して成長でき、輝ける地域を創るための事業を実施します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	地域学校協働活動の推進 子・若	地域の成人や学生、保護者、各種団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働する。	生涯学習課
2	地域ふれあい活動 子・若	地域の幅広い年齢層が参加し、身近な地域の中で顔見知りを増やすことにより、子どもの健全育成につなげることを目指す。また、企画運営に中学生が積極的に関わることができるようにする。	生涯学習課(青少年センター)
3	中学校区青少年健全育成協議会 子・若	中学校区ごとにおける地区の公職者、学校関係者、PTA関係者等による協議会を開催する。また、地域の安全確認のほか、地域のふれあい活動等を立案する。	生涯学習課(青少年センター)
4	青少年健全育成市民大会の実施 子・若	市内の学校に通う小中高校生を対象に、意見発表会を実施するとともに、長年青少年健全育成に携わった方を紹介する。	生涯学習課(青少年センター)
5	青少年健全育成協力店との連携 子・若	ゲームセンター、コンビニエンスストア、書店、ドラッグストア等の子どもが訪れやすい店舗等に対して、心配な子どもへの声かけ・見守り等の協力を依頼する。	生涯学習課(青少年センター)

6	非行・被害防止事業 子・若	少年補導委員ボランティアが各地区の合同補導を実施する。	生涯学習課 (青少年センター)
7	スクールガード活動の推進 子・若	小学生の登下校を見守る学校安全ボランティア(スクールガード)の推進を図る。	学校教育課
8	コミュニティスクールの推進 子・若	市内小中学校に学校運営協議会制度を導入し、地域住民や保護者等が学校運営に参画することを促す。	学校教育課
9	市内企業の紹介 子・若	地元企業の魅力を伝えるため「蒲郡市内企業紹介パンフレット」を作成し、市内の全ての小学校から大学に配布する。	産業政策課
10	防犯灯の設置・整備 子・若	夜間における犯罪や事故の発生を未然に防ぐため、防犯灯の設置・整備を実施する。地域、防犯協会、警察署と連携し、防犯対策に取り組む。	交通防犯課
11	防犯カメラ設置事業 子・若	市内主要道路交差点や駅自転車駐輪場等に防犯カメラを設置する。	交通防犯課 (防犯協会連合会)
12	新規 里親制度の周知 子・若	こどもの健やかな育ちを応援する里親の登録を増やすため、周知・広報活動を実施する。	子育て支援課 (こども政策推進室)

## II こどもを安心して産み育てる環境を推進します

### 【背景】

- 共働き世帯が増加しており、出産後も仕事を続ける女性が多くなっています。
- 家庭内における育児負担が母親に偏りがちであり、子育て当事者の母親と父親がともに子どもと過ごす時間をつくり、社会において自己実現を図ることが難しい状況にあります。

### 【現状と課題】

- 本市では、フルタイムで働いている母親や出産後に復職を希望する母親が増えており、女性が活躍できる環境整備は喫緊の課題です。
- 子育て当事者の父親と母親が育児・家事を協力して行い、育児期に希望に応じたキャリア形成との両立を可能とする仕組みを構築する必要があります。

### 【取組への方向性】

- 父親の育児休業取得を含めた育児参加や育児休業からの円滑な職場復帰支援など、仕事と家庭を両立させるワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 共働きを職場や地域が支援する啓発活動や相談体制の拡充など、子育て支援の関係機関との更なる連携強化や横断的な取組を進めます。

1. ワーク・ライフ・バランスの推進【重点施策】
2. 男女共同参画の推進



## 《1. ワーク・ライフ・バランスの推進》

働きがいと家庭生活の充実を両立させ、育児・介護休業の取得促進、ファミリー・フレンドリー企業の普及を図ります。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	育児・介護休業の取得の促進 <b>重点</b>	育児・介護休業法の改正内容を周知し、育児・介護休業の取得促進に努める。	産業政策課
2	ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発	市の広報紙などにより、仕事と生活との調和を図ることの重要性の周知などの情報提供を推進する。	産業政策課 協働まちづくり課
3	ハラスメント防止対策の推進	市の広報紙やホームページ、蒲郡商工会議所会報等により、マタニティハラスメントやパタニティハラスメント等、ハラスメント防止に向けた啓発を実施する。	産業政策課 協働まちづくり課
4	ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	国・県等からの情報提供をもとに、ファミリー・フレンドリー企業の普及に努める。	産業政策課
5	「ベビーファースト」宣言企業の促進	蒲郡青年会議所、蒲郡商工会議所青年部とともに「ベビーファースト」宣言企業を促進し、子どもを産み育てやすい環境を整える。	子育て支援課（こども政策推進室）
6	家族経営協定の締結促進	家族農業経営にたずさわる各世帯員が経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい職場環境などについて家族で取り決める「家族経営協定」の締結を促進する。	農林水産課

## 《2. 男女共同参画の推進》

男女が平等に活躍できる社会を目指し、固定的性別役割分担意識の払拭や女性の起業・就業援助相談など、働く女性の支援を拡充します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	家庭における男女共同参画の推進	市の広報紙や男女共同参画情報紙「はばたき」などにより、家庭における男女共同参画に関する啓発を実施し、協力して家庭を担う意識を醸成するとともに固定的性別役割分担意識にとらわれない環境づくりに努める。	協働まちづくり課

2	婚活応援事業	男女共同参画事業の一環として、独身の方たちに対して、異性と交流するイベントの開催をすることにより、出会いの機会を創出する。	協働まちづくり課
3	男女共同による子育て意識の啓発と家庭教育講座の充実	父親が参加する子育て教室等において、父親の育児参加、夫婦で子育てをする意識を啓発するとともに、妊娠中から夫婦で協力して子育てできるように講話・体験・実習等を実施する。	健康推進課
4	父子手帳の周知・啓発	父親の育児・家事を応援するために愛知県が提供する「お父さんのための子育て応援アプリ」の周知・啓発を実施する。	子育て支援課 （こども家庭センター）
5	家事・育児技術の初心者向け情報の提供	家庭教育学級・幼児教室などの実践的な講座を継続的に実施し、子育て情報を提供する。	生涯学習課
6	県・国等の女性起業家支援事業の活用促進	県・国等の女性起業家支援事業の活用について、蒲郡商工会議所等と連携し、活用を促進する。	産業政策課
7	県等が行う職業訓練やセミナー等の情報提供	働く女性のために県等が実施する職業訓練やセミナー等について、ポスターやチラシ等を掲出や設置によって情報発信する。	産業政策課
8	女性就業援助相談の充実	県等と連携を図り、女性就業相談の充実に努める。	産業政策課
9	女性の再就職に関する情報提供などの充実	県等と連携を図り、専門職登録制度や女性の再就職に関する情報提供や相談の充実に努める。	産業政策課
10	女性による地域密着型産業の起業などチャレンジの支援	女性や退職者等が自宅や空き店舗等において起業することの支援を推進する。	産業政策課

### Ⅲ こども・子育て世帯へ切れ目ない支援を行います

#### 【背景】

- 妊産婦の多くが不安や負担感を抱いており、心身のケアや子育てのサポートが必要となっています。
- こどもの年齢に関わらず、多くの子育て世帯が孤立した育児の中で不安や悩みを抱えています。

#### 【現状と課題】

- 本市の子育て支援事業について、利用していないという声もあり、サービスを必要としている方のニーズを把握し、それに応じた事業の整備を図ることが必要です。
- こどもの成長や状況に伴い、子育ての悩みや気になることは変化するため、一人一人の状況に寄り添う支援体制の構築が課題です。




#### 【取組への方向性】

- 妊産婦や子育てに対する支援事業の提供体制の確保と利用拡大に向けた取組を進め、支援を拡充します。
- 気軽に相談できる機会や施設を増やし、子育て当事者に寄り添った支援体制を推進します。
- アプリや SNSを活用した情報発信など、デジタル技術を積極的に活用することにより、必要な情報が早く確実に届くように努めます。

1. 子育てしやすいまちづくりの推進
2. 子育て支援サービスの充実【重点施策】
3. 教育・体験活動の充実
4. 寄り添い支援の充実【重点施策】
5. こどもの健康確保のための取組の推進

### 《1. 子育てしやすいまちづくりの推進》 【事業計画】

妊産婦健診の充実、訪問相談の提供、赤ちゃんサロンや育児・幼児教室の開催等を通じて、妊娠・出産から育児までの支援を強化します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	妊娠・出産に関する支援の充実 	母子健康手帳交付時に安心した妊娠・出産・子育てができるように利用できるサービスの紹介やセルフプランを作成し、個々の状況にあった支援を実施する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
2	妊婦のための支援の給付	妊婦等包括相談支援事業と併せて、妊娠届時、妊娠8か月頃、出産後に応援ギフトを給付する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
3	初回産科受診料支援事業	すべての妊婦を対象に初回産科受診(妊娠判定の受診)費用の助成を実施する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
4	妊産婦等タクシー利用助成事業	妊産婦の外出支援及び通院等の経済負担軽減を目的にタクシーチケットの配布を実施する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
5	特定妊婦母子支援事業	妊娠や出産後の養育へ不安がある妊産婦に対して、児童相談所や医療機関等と連携して産後の生活までの支援を実施する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
6	産前産後サポート事業	身近に支援者がいない、育児不安が高い妊婦を対象に交流等を通じて安心して妊娠・出産・子育てができるように支援する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
7	産後ケア事業 	授乳や育児等の相談や休養ができるサービスを提供し安心して子育てできるように支援する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
8	母乳相談事業	妊産婦に対して、助産師による個別相談を実施する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
9	多胎妊産婦サポーター事業	多胎妊産婦が安心して子育てできるように「うーみんサポーター」が家事・育児サポートを実施する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
10	プレコンセプションケアの推進 	性や妊娠に関する正しい知識などを身に付け、適切な健康管理を行えるように周知・啓発を実施する。	健康推進課

11	妊産婦健診、妊婦歯科健診	妊娠中及び産後の母親の健康管理と疾病等の早期発見のため、妊産婦健診・妊婦歯科健診を実施する。	健康推進課
12	妊産婦健康診査費用助成金支給事業	妊産婦の経済的負担軽減及び母体、胎児の健康保持のため保険適用外で実施した検査費用の一部を助成する。	健康推進課
13	相談支援の充実	母親の育児不安の軽減のため、面接、訪問等による相談支援を実施する。	健康推進課
14	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問） <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">事業計画</span>	生後4か月までの赤ちゃんがいる家庭に訪問し、育児に関する相談や子育て情報を提供し、地域で安心して子育てができるように支援する。	健康推進課
15	ホームスタート事業	未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティアが訪問し、傾聴型の寄り添い支援を実施し、子育てによる孤立感や不安感の軽減を図り、保護者の心の安定や子育て意欲の向上を図る。	健康推進課
16	赤ちゃんサロンの実施	児童館にて親子遊びや絵本の読み聞かせを実施し、地域で母親同士の交流や仲間づくり、相談等を実施し、育児不安の軽減を図る。	健康推進課
17	多胎児サロン（ニコニコママ）	多胎妊産婦が安心して子育てできるように交流機会の教室を開催する。	健康推進課
18	1歳児・2歳児教室	よりよい親子関係を形成できるように年齢や発達に応じた遊びや関わり方を知ることができる教室を開催する。	健康推進課
19	なかよし広場の実施	集団活動を通して、こどもの発達を促すとともに、保護者がこどもへの関わり方を学ぶことができる教室を開催する。	健康推進課
20	心理個別相談	発達や親子関係、子育てに関する悩みについて個別相談を実施し、こどもの理解を促すとともに、育児不安やストレスの軽減を図る。	健康推進課
21	すこやか相談	発達に心配がある幼児とその保護者に対して、園と家庭で連携して幼児の発達を促すことができるように個別相談を実施する。	健康推進課

22	ブックスタート事業	4か月健診時に赤ちゃんとその成長に関わる人があたたかく楽しいひとときを持つことを応援するため、絵本2冊を含んだ「ブックスタートバック」をプレゼントする。	教育政策課 （図書館）
23	親子ふれあいひろば	1～3歳のお子さんとその保護者を対象に子育てネットワークを中心とした親子遊びや同世代のお子さんや保護者の交流を促進する。	生涯学習課

## 《2. 子育て支援サービスの充実》 【事業計画】

妊娠・出産から子育ての各段階に対応した多様なサービスを提供します。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施し、多様なニーズにあわせた支援を強化します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	児童手当の支給	支給対象となる児童に対して、手当を支給する。	子育て支援課
2	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">重点</span> <span style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 2px;">新規</span> <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">事業計画</span>	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 月に一定時間までの利用可能枠で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる乳幼児通園支援事業を実施する。	子育て支援課
3	給食費（主食費・副食費）負担軽減	3歳児から5歳児の給食費のうち、主食費（ご飯・パン）を無償化し、副食費（おかず等）の負担を軽減する。	子育て支援課
4	3人乗り電動アシスト付自転車の貸出し	幼児が2人以上の子育て世帯に対して、貸出しを実施する。	子育て支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">事業計画</span>	児童の預かり等の援助を希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する。	子育て支援課
6	放課後児童クラブの運営 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">事業計画</span>	保護者が就労などにより、昼間家庭にいない児童に対して、授業終了後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	子育て支援課
7	家事支援事業（このこ子育て支援事業）	妊産婦から子育て世帯を対象に家事支援事業を実施する。	子育て支援課 （こども家庭センター）

8	子ども医療費助成制度	18歳に到達した年度末までの子どもを対象に、こどもの福祉の増進を図るため、保険診療による通院・入院の医療費の自己負担額を助成する。	保険年金課
9	ベビーシートの無料貸出し	乳児の交通事故防止のため、ベビーシートの無料貸出を実施する。	交通防犯課
10	私立高等学校等に在籍する生徒の保護者への補助金	私立高等学校、私立専修学校(高等課程)、私立中等教育学校(後期課程)に在籍する生徒の保護者に授業料の補助を実施する。	教育政策課

### 《3. 教育・体験活動の充実》 【子・若】







子どもが成長過程の中で経験豊かな大人に育つように、多様な教育・体験活動を行います。


	具体的な取組	取組内容	担当課
1	自然体験活動を通じた郷土愛を育む教育の推進	三河湾環境チャレンジや里山自然観察会等を通して、体験や学習を通じた郷土愛を育む教育を推進する。	生涯学習課 学校教育課
2	情報教育の推進	情報の収集・整理・発信等、情報活用能力を育成しながら、情報モラルや情報セキュリティ知識の習得を推進する。	学校教育課
3	心身の健康や性教育の推進	養護教諭・保健主事の連携により、包括的性教育への取り組みを開始し、各学校での授業実践を実施する。	学校教育課
4	多様な進路選択を可能にする教育の推進	性別による固定的役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択できるように、キャリア教育、進路指導を実施する。	学校教育課
5	小学生に対する英語学習の充実	小学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、英語教育の充実を図る。	学校教育課
6	放課後子ども教室の開設  子・若	放課後や長期休業日などに公民館や小学校等を活用し、地域ボランティアとの交流をはじめ、多様な学習や体験活動等に取り組むことにより、こどもの健全やかな成長に役立つ遊び、体験、学びの場づくりを目指す。	生涯学習課

7	文化芸術活動の推進	学校における歴史民俗や芸術への取組について、学習や成果発表を支援する。また、こどもが地域における文化芸術活動へ参加しやすい環境づくりを推進する。	生涯学習課
8	ジュニアリーダー・子ども交流活動支援  子・若	ジュニアリーダー活動や子ども交流体験活動で実施する青空まつりや野外活動の運営などの活動支援を通して、こどもの自主性を育み、将来的な指導者の育成へとつなげる。	生涯学習課
9	指導者の育成	GCSL(蒲郡市文化スポーツリーダー)をはじめ、市民の学習活動を指導・助言する指導者の発掘・育成とともに、指導者がスキルを高める場や指導者同士の情報交換の場の提供等、指導者の育成に取り組む。	生涯学習課
10	子ども会等の育成団体への支援  子・若	子ども会の活動への助成・支援をする。	生涯学習課
11	多様な学習スタイルの提供	若い世代や多忙な世代の参加促進の観点から、オンライン講座やインターネット配信による学習など、新しい学習スタイルの提供を進める。	生涯学習課
12	スポーツ活動支援  子・若	各種スポーツ教室・大会やスポーツ少年団活動をはじめとしたスポーツに関する支援をする。	スポーツ推進課
13	蒲郡子ども農業教室	農林水産業への理解、食べ物への感謝の気持ち及び食への関心を高めてもらうため、蒲郡市農業協同組合や地元農家の協力のもと、市内小学3年生を対象に総合集出荷場の見学やみかんの収穫体験を実施する。	農林水産課

#### 【4. 寄り添い支援の充実】 【事業計画】・【子・若】

子育てに関する情報提供を通じて、子育ての悩みや疑問に対応します。妊婦から子育てまで切れ目なく当事者に寄り添った支援を提供するための包括的な事業を実施します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	妊婦等包括相談支援事業 	妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供等を実施し、妊婦等支援給付と合わせて専門スタッフが伴走し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図る。	子育て支援課 (こども家庭センター)
2	地域子育て相談機関の創設   	身近な相談機関として、児童館及び子育て支援センターを地域子育て相談支援機関として設置し、相談体制の充実を図る。	子育て支援課 (こども家庭センター)
3	子育て出張相談の充実	家庭児童相談員が定期的に児童館を訪問し、こども・若者・子育て世帯が抱える悩みに対し、訪問相談を実施する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
4	子育て支援に関する情報提供	母子健康手帳配布時、乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)や市のホームページ、子育て応援アプリ「うーみんナビ」等において、子育て支援に関する情報の提供や発信を実施する。	健康推進課 子育て支援課 (こども家庭センター)
5	インターネット育児相談の実施	様々な状況に置かれている相談者が気がねなく相談できるようにインターネット育児相談を実施する。	健康推進課 子育て支援課 (こども家庭センター)
6	「子育て支援ガイドブックにこここ」の発行	妊娠・出産から子育て期における子育て支援や施設について、こどもの成長に応じてわかりやすくまとめ、ニーズに応じた掲載内容の充実と情報提供を図る。	子育て支援課
7	幼保小の関係職員による情報交換 	幼児期から小学校への接続期に係る職員間の情報交換の機会を確保し、相互理解・連携を推進する。	学校教育課 子育て支援課
8	スクールカウンセラーの配置 	各中学校に1名のスクールカウンセラーを配置し、小中学校を巡回し、こども・保護者からの相談を受け、学校との連携を図る。	学校教育課

9	スクールソーシャルワーカーの配置 	社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者を学校教育課に配置し、小中学校への派遣や保育園、高等学校、療育施設、市内関連事業所等との連携を図り、支援を必要とする児童生徒へ切れ目のない支援を実施する。	学校教育課
---	---	---	-------

#### 【5. こどもの健康確保のための取組の推進】

こどもの健康を守るため、定期的な健康診断や予防接種を推進します。また、栄養バランスのとれた食生活や適度な運動の重要性を啓発し、健康な生活習慣の形成を支援します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	乳幼児健康診査	定期的な健康診査にて乳幼児の発育発達を確認し、子育ての正しい知識の普及や適切な相談支援を実施する。	健康推進課
2	乳幼児健康診査対象の拡大 	現在の「1か月」「6～10か月」「4か月」「1歳6か月」「3歳」に加えて「5歳ごろの幼児」の健康診査を検討する。	健康推進課
3	新生児聴覚検査	生後28日までの新生児を対象に、聴覚検査の受診券を交付する。	健康推進課
4	こどもの歯科健診	1歳2か月から3か月の乳児に「はじめての歯科健診」及び2歳2か月から3か月の幼児に「2歳児歯科健診」を実施する。	健康推進課
5	こどもの予防接種	病気の発生及びびまん延予防のため、定期予防接種法に基づいて、接種時期に合わせて受診券を送付する。	健康推進課
6	離乳食教室の開催	離乳食前期、後期にわけて離乳食教室を開催する。	健康推進課
7	歯の健康教育	保育園等や小学校で、関係者や児童、保護者を対象に、こどもの歯の健康について知識の普及と実践、適切なフッ化物洗口の手法などを伝える。	健康推進課
8	健康教育	小中学校の依頼に応じて健康教育を実施する。	健康推進課
9	食育に関する出前講座	自らの食を見つめ直し、健康的な食習慣を培い、食の環境づくりや地産地消を学び、より良い食生活を送るため、食育に関する講座を実施する。	農林水産課

## IV こども・若者に関わる施設の整備・充実に取り組みます

### 【背景】

- 核家族化の進行により、家庭以外の居場所で過ごすこども・若者が増えています。
- 女性の社会進出に伴い、保育の需要も更に増加しています。
- こども・若者の意見や感情を大切に、自立心を育むことが、こども・若者の成長や発達において重視されています。

### 【現状と課題】

- こども・若者が地域で自由に活動できる場所が限られています。
- 保育園等の受け皿となる施設の確保と保育士の人材確保に加えて、多様なニーズに応えるサービスの拡充が求められています。
- 多くの施設では、大人主導の環境が整備されており、こどもの主体性を尊重した施設環境整備が必要になっています。

### 【取組への方向性】

- こども・若者が安心して過ごせる居場所を確保し、多様な活動を可能にします。
- 保育園等の整備及び保育士等の待遇改善を進め、多様なニーズに対応したサービスを提供します。
- こども・若者の意見や感情を尊重し、自立心を育む環境を整備していきます。

1. こどもの居場所・活動の充実【重点施策】
2. 保育の受け皿確保、人材確保、多様なサービスの拡充【重点施策】
3. こどもの主体性を尊重した施設環境の整備

## 《1. こどもの居場所・活動の充実》 【事業計画】・【子・若】

安全で楽しい居場所や活動の機会を増やし、こども・若者の健全な成長を支援します。地域の資源を活用し、こども・若者が自由に遊び、学び、交流できる環境を提供します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1 重点 新規	児童育成支援拠点事業 事業計画	こども・若者が安心して過ごすことができる場を増やすため、児童育成支援拠点事業を活用したこどもの居場所を設置する。	子育て支援課 (こども政策推進室)
2 新規	こども・若者の居場所づくりの推進	こども・若者の意見を尊重した居場所づくりの推進を図る。	子育て支援課 (こども政策推進室)
3	こども食堂への支援 子・若	こども食堂の設置・運営支援等を実施する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
4	児童館運営事業の充実	18歳までのこども・若者が気兼ねなく来館できるように、児童館運営事業の機能強化を図る。	子育て支援課
5	都市公園の新規整備	こどもの遊び場となる新たな都市公園の整備を進める。	都市計画課
6	公民館を拠点とした学習機会の提供	公民館のクラブ・サークルを活用した中学生の活動場所を提供する。	生涯学習課
7	ここ来る教室 子・若	がまごおり若者サポートステーションにおいて、不登校の小中学生、高校生、通信制・定時制高校生で支援が必要な生徒を対象に学習支援等を実施する。	生涯学習課 (青少年センター)
8	学習室の提供 子・若	公民館や市民会館等の利用予約の取っていない貸室を活用し、学習室として開放する。	生涯学習課 スポーツ推進課
9	地域クラブ活動の推進 子・若	学校部活動の地域移行を進め、こどもの文化・スポーツ活動を支援する。	スポーツ推進課 学校教育課 生涯学習課

《2. 保育の受け皿確保、人材確保、多様なサービスの拡充》 【事業計画】

保育ニーズに応じた施設と人材の確保を進め、多様な保育サービスを提供します。質の高い保育を実現し、各家庭の様々なニーズに対応するための体制を整備します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	重点 保育士、放課後児童クラブ支援員等の確保	保育士等の資格取得見込者への働きかけや保育士等の有資格者の再就職支援を実施し、保育士等の確保に努める。	子育て支援課
2	事業計画 休日保育事業の実施	保護者が休日に就労等により家庭での保育が困難である場合、指定の保育園で保育を実施する。	子育て支援課
3	事業計画 病児・病後児保育事業	病気時・病気の回復期の児童を保育する。	子育て支援課
4	事業計画 保育園の一時預かり事業	緊急的又は一時的に保育が必要となる児童を保育する。	子育て支援課
5	事業計画 延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育事業を実施する。	子育て支援課
6	保育の質向上のための研修等の実施	保育園等の職員等を対象とする研修の実施や保育士試験により保育士資格を取得したものの、保育園等での勤務経験がない者に対して実技講習を実施する。	子育て支援課
7	新規 保育士の民間交流の実施	公立と私立の職員が交流し、情報交換することで、保育の質の向上に努める。	子育て支援課
8	新規 保護者の負担軽減に関する取組の検討	おむつの定期利用サービス等の導入を検討し、保護者の負担軽減を図る。	子育て支援課

《3. こどもの主体性を尊重した施設環境の整備》 【事業計画】・【子・若】

こども・若者が主体性を発揮して自由に表現でき、自己肯定感を育む場所となる施設環境を計画・整備します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	事業計画 教育・保育施設の適切な配置、管理	教育・保育施設の適切な配置や維持管理を実施し、利用者ニーズにあった施設整備を推進する。	子育て支援課
2	新規 こども・子育て支援機能強化に係る施設整備	公共施設における子育て相談室、あそびの広場及び子育て親子の交流の場等の整備を実施し、こども・子育て支援機能の強化を図る。	子育て支援課
3	新規 子育て関連施設的环境改善	児童福祉施設や子育て関連施設において、空調、遊具、トイレ及びその他必要となる箇所の環境整備を実施し、環境改善を図る。	子育て支援課
4	児童館の適切な管理と運営	児童館を適切に管理し、利用者の安全を確保するとともに、地域の子育て支援拠点としての取り組みを実施する。	子育て支援課
5	新規 全市利用型施設リーディングプロジェクトにおけるこども・子育て支援機能の整備	蒲郡駅周辺エリアに建設予定の全市利用型施設の公共施設にこども・子育て支援機能を整備し、こども・子育て支援の強化を図る。また、こども・若者が集い、自由に過ごせる居場所を提供する。	教育政策課 子育て支援課
6	学校施設の適切な配置・管理	学校施設の適切な配置や維持管理を実施する。市内全校に設置された防犯カメラを適切に維持管理し、児童生徒の安全に努める。	教育政策課
7	魅力ある図書館づくりの推進	学びの幅が広がるように蔵書数の拡充と適切な蔵書を充実させるとともに、市立図書館と学校図書館の連携を促進する。また、図書館DXの促進を目的として電子図書館の充実に努める。	教育政策課
8	公園の適切な維持管理	公園の老朽化した遊具の更新工事、その他公園施設の補修工事、公園樹木の剪定及び除草・清掃等を実施する。	都市計画課

## V それぞれの家庭状況に応じた支援をします

### 【背景】

- 家庭の形態や生活環境が多様化し、子ども・若者・子育て世帯の一人ひとりが抱える問題も様々です。
- 子どもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康、衣食住、進学機会、学習意欲及び前向きに生きる気持ちなどを含めた深刻な課題です。

### 【現状と課題】

- 一律的な支援ではなく、それぞれの家庭状況に応じた支援が求められています。
- すべての子ども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できるような状況を目指す必要があります。

### 【取組への方向性】

- デジタル技術や地域の力を活用し、子ども・若者及びその家族の状況に適した具体的かつ実践的な支援に繋げていきます。
- 障がい児、外国人の子ども、ひとり親家庭などそれぞれの事情に応じた支援を充実させます。
- 子どもの貧困は地域全体で受け止めて取り組むべき課題として、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めます。

1. 母子保健・子ども政策 DXの推進
2. 地域の力の活用
3. 一人ひとりの状況に寄り添った支援
4. 児童虐待防止対策の充実【重点施策】
5. 障がい児支援の充実【重点施策】
6. 外国人の子どもへの支援の充実
7. ひとり親家庭への支援の充実
8. 子どもの貧困対策

## 《1. 母子保健・子ども政策DXの推進》

デジタル技術を活用して子ども政策に関するサービスの向上を図り、子育て世帯の負担軽減に繋がります。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1 新規	デジタル母子手帳の導入	紙の母子健康手帳と同様に健診記録や成長記録をデジタル上で管理、確認することができるデジタル母子手帳の導入を検討する。	子育て支援課 (子ども家庭センター)
2	子育て支援アプリの提供	スマートフォンで妊婦健診・予防接種のスケジュール管理・子どもの成長記録や健康データを家族間で共有できるアプリを提供し、受け取りやすい情報発信を実施する。	健康推進課
3 新規	乳幼児健診などの問診票のオンライン化	乳幼児健診等の問診票のオンライン化を検討する。	健康推進課
4 新規	ICTを活用した事業展開	ICTを活用した見守り事業やビデオ通話を通じた子育て相談の実施を検討する。	子育て支援課
5	保育園入園申請オンライン化	保育園等入園申請のオンライン化を実施する。	子育て支援課
6	保育園・放課後児童クラブ・小中学校でのアプリの活用	保育園や放課後児童クラブでの登園・退園(入室・退室)の管理、保育園・放課後児童クラブ・小中学校の欠席や遅刻連絡、お便りの配信などができるアプリを活用し、保護者や職員の負担の軽減を図る。	子育て支援課 学校教育課
7	ICTを活用した教育の推進	学校へICT支援員を配置し、1人1台端末を活用しながら、授業を計画的に推進する。 災害や感染症等による学校の臨時休業等の緊急時における学びの保障の観点から、オンライン学習システムの活用を推進する。	学校教育課
8 新規	子ども政策DXの推進	保護者や子どもに関わる当事者の負担が軽減されるように、出産から子育ての各ステージを通じたシームレスな仕組みの構築を検討する。	子育て支援課 (子ども政策推進室)

## 《2. 地域の力の活用》

地域の資源やネットワークを最大限に活用し、子ども・若者が安心して成長できる環境を作ります。地域住民の参加と協力により、子どもにとって最適な支援体制を構築します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	地域の子育て支援活動のネットワークの推進	母子保健推進会議、子育て支援関係者連絡会議、発達支援関係者連絡会議及び支援プランケース会議を開催し、子育て関係機関の連携を強化する。	健康推進課 子育て支援課 (児童発達支援センター)
2	「赤ちゃんの駅」の設置	子育て中の家庭が外出中に授乳やおむつ交換等で立ち寄ることができる「赤ちゃんの駅」の周知・啓発及び施設登録数の増加を図る。	子育て支援課
3	子育て家庭優待事業の実施	18歳未満の子育て世帯と妊娠中の方へ協賛店舗で優遇サービスを受けることができる「はぐみんカード」を配布し、子育て世帯の経済負担軽減を図る。	子育て支援課
4	地域の子育て支援サークルへの支援と支援活動の充実	子育て支援センターの活動を充実する。地域で子育て支援活動を行う自主サークルの育成を図るため、活動場所や活動に必要な情報を提供する。	子育て支援課
5	子育て支援に係る講演会や各種講座、教室等の開催	子育て支援の担い手確保・育成を図るため、地域で子育て支援に係る講演会や各種講座・教室を開催する。	子育て支援課 生涯学習課
6	子育て支援ボランティアの募集	「親子ふれあいひろば」のボランティアや地域学校協働活動のボランティアを募集し、地域・地元企業等と連携・協働して地域の子どもを育み、地域の活性化につなげる。	学校教育課 生涯学習課
7	緊急不審者・犯罪情報のメール配信	メール配信サービス「安心ひろめーる」、「コドモン」を活用し、犯罪や不審者に関する情報等、緊急・重要な情報の発信をする。	学校教育課 交通防犯課
8	子ども110番の家	子どもが身の危険を感じた時に助けを求めて駆け込める場所として「子ども110番の家」について、店舗の閉閑等に伴う更新を教育委員会、各学校、地域、警察署及び防犯協会と連携しながら実施する。	交通防犯課

## 《3. 一人ひとりの状況に寄り添った支援》 【事業計画】・【貧困対策】・【子・若】・【ひとり親】

一人ひとりの悩みや問題に対応できるように、子育ての段階に応じた専門的な相談体制を強化します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	不育・不妊治療相談	保健師による不妊相談(面接・電話・メール等)で受け付け相談事業を実施する。	健康推進課
2	不育・不妊治療費助成事業	子どもを望むすべての夫婦に対して、安心して治療が受けやすいように治療費の一部を助成する。	健康推進課
3	未熟児養育医療	身体の発育が未熟のまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対して、指定の医療機関に入院した場合の医療給付事業を実施する。	健康推進課
4	未熟児養育医療費用(おむつ代)助成事業	身体の発育が未熟のまま出生し、医師が入院養育を必要と認めた乳児に対して、入院養育期間中のおむつの助成を実施する。	健康推進課
5	子育て短期支援事業 	保護者の病気、出産、育児疲れなどにより、家庭での養育が一時的に困難になった場合において、児童養護施設等で預かる事業の体制整備を実施する。	子育て支援課 (子ども家庭センター)
6	重層的支援体制整備事業   	子ども分野・障がい分野・困窮分野等の複合的な問題を解決するために福祉総合相談室を中心とした関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業等を実施する。	福祉課

《4. 児童虐待防止対策の充実》 【事業計画】・【子・若】

児童虐待を未然に防ぐための教育・啓発活動を強化します。地域と連携し、早期発見・早期対応できる体制を整備し、全てのこどもが安心して生活できる環境を実現します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	こども家庭センターの周知・機能の充実 <b>重点</b> <b>新規</b> 事業計画	保護者が家庭環境や経済的な問題、子育ての悩みなどを抱え込む前に相談できるように、こども家庭センターの周知に努め、専門職が協働してこども家庭センター機能の充実を図る。	子育て支援課 (こども家庭センター)
2	児童虐待に関する周知・啓発	児童虐待に関する周知・啓発により実施し、児童虐待の未然防止・早期発見につなげる。	子育て支援課 (こども家庭センター)
3	要保護児童対策地域協議会 子・若	要保護児童対策地域協議会、実務者会議、ケース検討会議を開催し、各関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。	子育て支援課 (こども家庭センター)
4	各種母子保健事業を通じて虐待の早期発見と予防	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)や乳幼児健診等を通じて、こどもの健康状態や保護者の養育状況を確認し、関係機関と連携し、虐待の早期発見及び予防に努める。	健康推進課
5	虐待のハイリスク者への個別支援	関係機関と連携して継続的な支援をすることにより、虐待の予防に努める。	健康推進課
6	学校・保育園等での虐待の早期発見と予防 子・若	こどもや保護者の様子に気を配り、こどもの健康状態を確認する。また、不審なケガがあった場合、関係機関と連携し、虐待の早期発見及び予防に努める。	子育て支援課 学校教育課

《5. 障がい児支援の充実》 【子・若】

障がいのあるこども・若者に対して、個々の障がいに合わせた個別支援や包括的な支援を行い、地域社会においてその子らしく生活できる環境を実現します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	相談支援の充実 子・若	こどもの成長や発達に関する相談や福祉サービスの利用案内などの相談をうける相談事業を実施する。	子育て支援課 (児童発達支援センター) 生涯学習課(青少年センター)

2	児童発達支援センター事業	児童発達支援センターと関係機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮し、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障がい児支援体制の充実を図る。	子育て支援課 (児童発達支援センター)
3	保育所等訪問支援事業	児童発達支援センターを拠点として、保育園等、学校及び放課後児童クラブ等への訪問を実施する。	子育て支援課 (児童発達支援センター)
4	巡回支援専門員整備事業 <b>重点</b> <b>新規</b>	保育園等で施設職員等に対して、専門職員(作業療法士、臨床心理士、保育士等)が、こどもへの関わり方や発達に関する助言を実施する。	子育て支援課 (児童発達支援センター)
5	サポートファイルの活用	発達や行動、学校生活で支援が必要なこどもをサポートするため、成長や過去の出来事を記録し、学校や施設で情報を共有する。	子育て支援課 (児童発達支援センター)
6	児童発達支援事業	児童発達支援センターを拠点として、市内外の事業実施事業所と連携して支援充実を図る。	子育て支援課 (児童発達支援センター)
7	放課後等デイサービス事業	市内外の事業実施事業所と連携し、事業の円滑な実施を図る。	福祉課
8	広報等による障がい福祉施策に関する情報提供	障がい福祉施策に関する情報提供や市民への障がい福祉に関する啓発に取り組む。	福祉課
9	医療的ケア児等総合支援事業 <b>新規</b>	保育園等や学校に通う医療的ケアを必要とするこどもに対して、保護者等の負担の軽減を目的に看護師が保育園・学校を訪問して医療的ケアを実施する。	福祉課 子育て支援課 学校教育課
10	日常生活用具の給付	在宅のおおむね1・2級の身体障がいのある人が自宅等で日常生活が送ることができるように生活用具を給付する。	子育て支援課
11	補装具の給付	身体障がい児の身体機能を補うための補装具の給付を実施する。	子育て支援課
12	難聴児補聴器購入助成事業	言語の取得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成する。	子育て支援課



13	特別支援補助員の配置	一人ひとりの教育的ニーズに対応するために、必要な数の特別支援補助員を配置する。	学校教育課
14	各小学校に通級指導教室を設置	一人ひとりの特性に合わせた内容の指導や訓練を受けるための教室を設置し、特性に応じた学習支援を実施する。	学校教育課
15	蒲郡市立特別支援学校の設置準備	インクルーシブ教育や地域に開かれた学校づくり等についても考慮しながら、蒲郡市立特別支援学校の設置に向けた準備を進める。	学校教育課

#### 【6. 外国人の子どもへの支援の充実】 【子・若】

地域に暮らす全ての子ども・若者が等しく成長できるように、外国人の子ども・若者への言語教育や文化理解を深める活動を推進します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	多言語での子育て情報の提供	多言語での母子健康手帳の発行、乳幼児健診問診票・予防接種予診票を作成するとともに、多言語での子育て情報の発信に努める。また乳幼児健診等において、外国人市民の子育ての相談に通訳が同席して実施する。	健康推進課 子育て支援課 (こども家庭センター)
2	プレクラスの充実 子・若	日本に来て間もない小学生・中学生に対して、日本語や日本の学校に慣れるための教室(初期適応指導教室)を運営する。	学校教育課
3	語学補助員の充実	通訳や翻訳、日本語習得の授業を補助する語学補助員増員を検討し、外国人児童・生徒でも学校の授業についていけるように体制づくりに努める。	学校教育課
4	外国人相談窓口の充実 子・若	子育てを含む困りごと相談について、様々な言語で通訳し、適切な窓口案内することで相談に対応する。	協働まちづくり課
5	日本語教室の開催 子・若	蒲郡国際交流協会と連携して日本語教室を開催する。	協働まちづくり課
6	蒲郡市日本語スピーチコンテストの実施	蒲郡国際交流協会による蒲郡市日本語スピーチコンテストを継続的に実施し、外国語を母国語とする小学生以上	協働まちづくり課

		の方が日本語学習の成果を発表する場とし、今後の学習意欲を増進させ、日本人住民が外国人住民の考えを知る機会を創出する。	
--	--	--	--

#### 【7. ひとり親家庭への支援の充実】 【ひとり親】

ひとり親家庭の生活安定とこどもの健やかな成長を支えるため、経済的支援や子育て支援、就労支援など多角的なサービスを充実させます。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	母子・父子自立支援員の配置 ひとり親	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けての各種相談に応じる。	子育て支援課
2	児童扶養手当・市遺児手当 ひとり親	ひとり親家庭の生活の安定と児童の健全育成のため、国・県・市より手当を支給する。	子育て支援課
3	母子・父子家庭等医療費助成 ひとり親	母子・父子家庭等の健康の保持増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。	保険年金課
4	JR通勤定期券の割引制度の利用促進 ひとり親	児童扶養手当の支給を受けている世帯の負担軽減を図るため、JR通勤定期券の割引制度の周知・利用促進を図る。	子育て支援課
5	各種資金制度・助成制度等の情報提供の充実と適正な利用の促進 ひとり親	必要な人が必要な支援を受けられるように、児童扶養手当・遺児手当などの各種資金制度や助成制度の情報を市の広報紙や窓口を通じて広く提供し、適正な利用を促進する。	子育て支援課
6	母子家庭等自立支援教育訓練給付事業や母子家庭等高等職業訓練促進給付事業等の情報提供 ひとり親	母子家庭等自立支援教育訓練給付事業や母子家庭等高等職業訓練促進給付事業等の情報を提供する。	子育て支援課
7	家庭生活支援員派遣事業の推進 ひとり親	家庭生活支援員を派遣して家事援助等を実施する。	子育て支援課

8	学習支援事業 (ひとり親家庭) ひとり親	ひとり親家庭の児童のための無料学習支援教室を実施し、教育格差をなくし、キャリア形成を支援する。	子育て支援課
9	ひとり親家庭への貸付制度 ひとり親	母子・父子家庭及び寡婦の方の生活の安定とこどもの福祉増進のために必要な資金の貸付を実施する。	子育て支援課
10 新規	養育費等確保支援事業 ひとり親	養育費の取り決めや保証等に係る費用の一部を助成することにより、養育費の確保を支援する。	子育て支援課

### 【8. こどもの貧困対策】 【貧困対策】・【子・若】・【ひとり親】

生活困窮から来る学習機会の不平等を克服できるように、学習支援や経済的援助を提供します。全てのこども・若者が等しくチャンスを得られる社会の実現に向けて、積極的な取り組みを行います。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1	就学援助制度 貧困対策	経済的な理由により就学困難な児童又は保護者に対して、給食費や学用品費などの必要な費用の一部を援助する。	教育政策課
2	学習支援事業 (生活困窮世帯) 貧困対策	経済的困窮家庭の児童のために、無料の学習支援を実施し、教育格差をなくし、キャリア形成を支援する。	福祉課
3	生活困窮者自立支援制度の利用促進と就労支援 貧困対策	経済的に困窮している家庭に対して、自立した生活を営めるように、生活困窮者自立支援制度の利用促進を図る。また、就労に阻害要因のない生活保護受給者及び生活困窮者に対し、雇用・就労につながるように支援する。	福祉課
4	フードバンクの実施 貧困対策	生活困窮によりこどもに十分な食事を与えることができない子育て世帯に対して、緊急的・一時的な食糧支援を実施する。	子育て支援課 (こども家庭センター)
5	相談機関との連携 貧困対策 子・若 ひとり親	こどもの貧困が疑われるようなケースを把握し、適切な支援が受けられるように重層的支援体制整備事業等を活用して連携を図る。	子育て支援課 (こども家庭センター)

## VI こども・若者の意見を尊重し、自分らしく過ごせるように支援します

### 【背景】

- こども基本法やこどもの権利条約によりこどもの人権は、広く認められており、その保護と尊重が求められています。
- こども・若者が自分の意見を表明し、社会に参加することは、自己肯定感の形成や社会性の育成において重要です。

### 【現状と課題】

- こども・若者自身が自分の権利を理解し、主体的に行動するための教育や支援体制が不十分です。
- こども・若者が自分の意見を表現する機会が限られ、また、その意見が十分に尊重されていないケースがあります。

### 【取組への方向性】

- 保護者やこども・若者に啓発することで、こども・若者自身が自分の権利を理解し、自分の意見を表現できる環境を整えます。
- 学校や地域において、こども・若者の意見や考えを大人が尊重し、その意見を反映させる文化を醸成します。

1. こどもの人権の尊重
2. こどもの意見表明・参加の促進【重点施策】

## 《1. こどもの人権の尊重》 【子・若】

すべてのこども・若者が自己の尊厳と価値を認識し、他者の権利を理解・尊重する教育を推進します。こども・若者が自由に意見を表明できる環境と機会の提供を通じて、人権の尊重を深めます。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1 新規	こどもの権利啓発事業の実施 子・若	児童・生徒に対して学校教育及び社会教育を通じ、こどもが権利を持つ主体であることの啓発を図る。また、保護者や地域に対してもこどもの権利啓発事業を実施する。	学校教育課 子育て支援課
2	人権教育の推進 子・若	学校教育の中で、性別や国籍、障がい等の差別をなくし、互いに尊重し合うことの大切さを学習する。	学校教育課
3	多様な性のあり方への理解促進	誰もが自分らしく生きられる社会になるように、性的マイノリティへの理解を促進する。	協働まちづくり課 学校教育課
4	中学生向け男女共同参画社会啓発リーフレットの配布	性別にとらわれない男女共同参画意識を啓発するため、市内の全中学1年生に対して、啓発リーフレットを配布する。	協働まちづくり課
5	中学生・高校生向け人権擁護講座	中学生・高校生向けに外部講師による人権擁護について学ぶ講座を実施する。	協働まちづくり課
6	中学生による一日人権擁護委員会	中学校で中学生による一日人権擁護委員会を開催する。	市民課

## 《2. こどもの意見表明・参加の促進》 【子・若】

こども・若者の自発的な発言や参加を推奨し、その意見を尊重します。こども・若者が自己の意見を形成し、社会に参加する経験を通じて、自尊心と社会性を育む環境を提供します。

	具体的な取組	取組内容	担当課
1 重点 新規	こどもの主体性の促進	自分自身の意見を表明することができるように、こどもの主体性を重んじて学校教育を実施する。	学校教育課
2 重点 新規	こども・若者の意見表明参加の仕組みづくり 子・若	意見をもつこども・若者が気兼ねなくその意見を表明できるように、こども会議の開催など適切な意見表明の機会を創出する。	子育て支援課 (こども政策推進室) 生涯学習課(青少年センター)

3 新規	こども・若者の意見表明に対する市政への反映	こども・若者の意見表明を反映したこども総合計画を策定し、進捗管理を実施するとともに、聴取した意見の反映結果をこども・若者にフィードバックする。	子育て支援課 (こども政策推進室)
4	市長対話の実施	蒲郡の課題や理想を話し合うため、小中高等学校の代表者(児童・生徒)と市長の対話を実施する。	秘書広報課

# 第5章



教育・保育等及び地域子ども・  
子育て支援事業に関する  
量の見込み・確保方策



## 1 子ども・子育て支援事業計画について

「子ども・子育て支援法」では、教育・保育等事業、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定め、5年を1期とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。本市では、平成27年3月に「蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、こども・子育て支援施策を推進してきました。

本章では、国の「教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に加えて、こどもと子育て世帯を取り巻く状況の変化や直近の実績値等を踏まえて、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）における教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載します。

## 2 教育・保育等提供区域の設定と量の見込みの算出

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育等提供区域を定め、区域ごとに教育・保育等施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

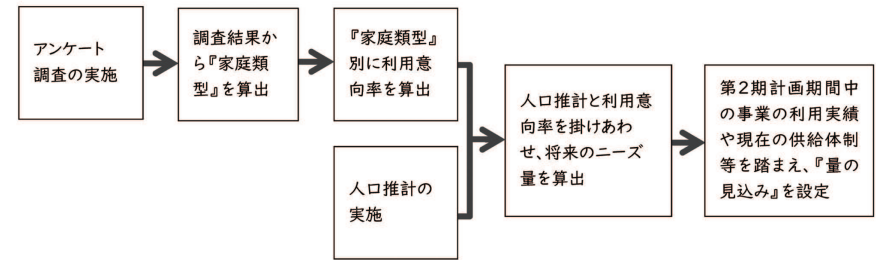
### (1) 教育・保育等提供区域の設定

本市では、教育・保育等提供区域を市全体の1区域とし、利用者のニーズや提供体制に応じ、柔軟に対応することができるようにします。

### (2) 量の見込みの算出方法について

量の見込みの算出方法については、令和5年度に「蒲郡市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的なニーズを含めた利用希望の把握に加えて、第2期計画期間中の事業の利用実績、現在の供給体制及び人口推計の今後の動向等を踏まえて、今後5年間の施設整備及び事業の方向性等を勘案し、教育・保育等施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を算出し、確保方策を示しています。

### ■ アンケート調査実施から量の見込みの設定までの流れ



令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、令和6年4月1日から地域子ども・子育て事業として、子育て世帯訪問事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新たに創設されました。

さらに、令和6年6月に成立した改正子ども・子育て支援法により、令和7年4月から地域子ども・子育て支援事業として、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、産後ケア事業が新たに創設されます。

新たに創設された事業についても、過去に実施した類似事業の利用実績数等を勘案し、既存の事業と同様に「量の見込み」や「確保方策」を設定し、計画的な整備を進めますが、本市の実情に応じた適切な配置計画となるように、利用実績が計画と大きく乖離する場合は、適宜、「量の見込み」や「確保方策」の見直しを実施し、提供体制の整備を推進します。

なお、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和8年度からの本格施行にあわせ、準備を進めます。



■教育・保育等、地域子ども・子育て支援事業一覧

分類	事業
教育・保育等	(1) 1号認定(3歳以上保育の必要なし)
	(2) 2号認定(3歳以上保育の必要あり)
	(3) 3号認定(3歳未満保育の必要あり)
	(4) 乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)
	(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
	(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)
	(5) 一時預かり事業
	(6) 病児・病後児保育事業
	(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
	(8) 利用者支援事業
	(9) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)
	(10) 養育支援訪問事業
	(11) 妊婦健康診査
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 子育て世帯訪問支援事業
	(14) 児童育成支援拠点事業
	(15) 親子関係形成支援事業
(16) 妊婦等包括相談支援事業	
(17) 産後ケア事業	

(4) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業(幼稚園在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)と保育園での一時預かり)

(6) 病児・病後児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業

(8) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で教育・保育等施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

(9) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

■地域子ども・子育て支援事業の各事業の概要■

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

保育園や認定こども園、小規模保育事業所に在籍する児童に対して、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業(開所時間:午前7時30分から午後7時(最大)まで)

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業(開所時間:放課後(長期休業中は、午前7時30分)から午後7時まで)

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の病気や就労などの事由により、こどもの養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設等で一時的に養育・保護する事業



### (13) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

### (14) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業

### (15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業

### (16) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業

### (17) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業

## 3 乳幼児・児童数の推計

本市の乳幼児・児童数は減少傾向にあり、令和6年では6,846人となっています。今後の推計においても乳幼児・児童数は減少傾向となり、令和11年では6,166人となるが見込まれています。

■乳幼児・児童数の推移と推計(単位:人)

	推移					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	494	464	512	466	442	457	448	438	431	421
1歳	584	521	479	533	491	453	476	467	457	450
2歳	572	599	530	491	552	497	463	486	477	467
3歳	551	582	605	539	488	553	504	469	493	484
4歳	642	561	590	600	550	503	559	509	473	497
5歳	596	650	575	586	610	549	508	565	514	477
6歳	628	602	658	572	585	609	551	510	567	516
7歳	639	625	603	656	573	587	607	550	509	566
8歳	671	637	634	607	654	574	591	611	554	513
9歳	663	668	652	632	613	663	577	594	614	557
10歳	697	667	674	654	632	614	667	581	598	618
11歳	716	702	667	674	656	638	616	669	583	600
合計	7,453	7,278	7,179	7,010	6,846	6,697	6,567	6,449	6,270	6,166

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)、推計値はコーホート変化率法による

## 4 第2期計画の点検・評価

本市において、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を毎年度「蒲郡市子ども・子育て会議」で意見を聴取しながら、点検・評価を行っています。第2期計画での課題点や会議内で議論された意見を第3期計画に反映しています。

各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の評価書については、本計画の資料編(蒲郡市公式HP)にて掲載しています。

## 5 教育・保育等の量の見込みと確保方策

### (1) 1号認定(3歳以上保育の必要なし)

#### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値・実績値(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み(A)	423	422	413	416	410
	確保方策(B)	610	610	610	610	610
実績値	申請児童数(C)	601	570	544	545	-
	認定児童数(D)	601	570	544	545	-
	差引(C-D)	0	0	0	0	-
利用率		142.1%	135.1%	131.7%	131.0%	-

利用率:「認定児童数」を「量の見込み」で除した値。

#### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

発達に気がかりさがある児童が通いやすいように配慮する必要があります。また、認定こども園への移行や「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」について、引き続き、幼稚園等と行政の情報共有に努める必要があります。

今後も計画通りに体制を確保し、新たな制度に対応できるように、幼稚園等と情報共有を図ります。

#### ウ 計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	484	472	462	450	438
② 確保方策	612	612	612	612	612
認定こども園	155	155	155	155	155
幼稚園(未移行幼稚園)	457	457	457	457	457
③ 過不足(②-①)	128	140	150	162	174

#### エ 提供体制と確保の考え方

市内の認定こども園や幼稚園で量の見込みを確保します。

### (2) 2号認定(3歳以上保育の必要あり)

#### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値・実績値(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み(A)	1,367	1,360	1,331	1,341	1,324
	確保方策(B)	1,392	1,392	1,392	1,392	1,392
実績値	申請児童数(C)	1,178	1,180	1,162	1,128	-
	認定児童数(D)	1,178	1,180	1,162	1,128	-
	差引(C-D)	0	0	0	0	-
利用率		86.2%	86.7%	87.3%	84.1%	-

利用率:「認定児童数」を「量の見込み」で除した値。

#### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

園によって申請数に差があり、市による利用調整が行われているため、施設ごとの提供体制を整備する必要があります。

関係機関と連携しながら、児童やその家庭にとって最善の支援を提供できるように検討する必要があります。

発達に気がかりさがある児童が多くなっているため、関係機関と連携し、寄り添った支援が行える体制整備に努めます。

#### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込(延べ人数)	1,088	1,079	1,069	1,025	1,010
②確保方策	1,218	1,204	1,194	1,150	1,135
特定教育・保育施設	1,218	1,204	1,194	1,150	1,135
認可外保育施設	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	130	125	125	125	125

#### エ 提供体制と確保の考え方

既存の公立保育園、私立保育園及び認定こども園で量の見込みをすべて確保します。

### (3) 3号認定(3歳未満保育の必要あり)

#### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値・実績値(単位:人)※0~2歳児童の合計値

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み(A)	581	609	647	681	712
	確保方策(B)	666	687	707	726	726
実績値	申請児童数(C)	548	568	536	565	-
	認定児童数(D)	548	568	536	565	-
	差引(C-D)	0	0	0	0	-
利用率		94.3%	93.3%	82.8%	83.0%	-

利用率:「認定児童数」を「量の見込み」で除した値。

#### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

低年齢児の入所申請数は増加しており、共働き世帯は今後も増加していく傾向にあると考えられます。受け入れ態勢を整えるために、引き続き保育士の確保に努める必要があります。併せて、施設の老朽化が進んでいるため、計画的に施設整備を実施する必要があります。

認可外保育施設については、愛知県と連携し、保育の質の向上に取り組んでいきます。

#### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

第2期計画では、0歳児と1歳児・2歳児に分けて量の見込みと確保方策を算定していましたが、より正確なニーズ把握をするために、本計画においては、0歳児、1歳児、2歳児を分けて算定します。

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(0歳)(単位:人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	60	64	67	68	68
②	確保方策	60	66	69	69	69
	特定教育・保育施設	54	60	63	63	63
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
	認可外保育施設	-	-	-	-	-
③	過不足(②-①)	0	2	2	1	1

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(1歳)(単位:人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	234	236	243	244	244
②	確保方策	235	240	245	245	245
	特定教育・保育施設	199	204	209	209	209
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
	認可外保育施設	30	30	30	30	30
③	過不足(②-①)	1	4	2	1	1

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(2歳)(単位:人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	量の見込み	319	321	330	331	331
②	確保方策	320	325	335	335	335
	特定教育・保育施設	283	288	298	298	298
	特定地域型保育事業	7	7	7	7	7
	認可外保育施設	30	30	30	30	30
③	過不足(②-①)	1	4	5	4	4

#### エ 提供体制と確保の考え方

既存の公立保育園、私立保育園、認定こども園、認可外保育施設及び小規模保育事業所で、量の見込みをすべて確保します。

### (4) 乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)

ア 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

(令和8年度・9年度の利用時間:4時間)

(令和10年度以降の利用時間:10時間)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込	0歳児	-	10	10	16	15
	1歳児	-	12	12	18	18
	2歳児	-	8	8	13	12
②確保方策	0歳児	-	10	10	16	15
	1歳児	-	12	12	18	18
	2歳児	-	8	8	13	12
③過不足(②-①)		-	0	0	0	0

#### イ 実施時期、提供体制と確保の考え方

令和8年4月からは、利用時間4時間で実施。令和10年度以降は利用時間10時間で実施。既存の公立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所の一部で量の見込みをすべて確保します。



## 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 時間外保育事業(延長保育事業)

#### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値と実績値(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
計画値	量の見込み(A)	210	208	203	202	199
	確保方策(B)	210	208	203	202	199
実績値	利用申込数(C)	174	178	163	169	-
	利用者数(D)	174	178	163	169	-
	差引(C-D)	0	0	0	0	-
利用率	82.9%	85.6%	80.3%	83.7%	-	

利用率:「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

#### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

延長保育時間に従事する保育士の確保に苦慮しています。また、子どもが安心して過ごせる環境づくりに、引き続き努める必要があります。

#### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	166	163	160	157	154
② 確保方策	210	208	203	202	199
③ 過不足(②-①)	44	45	43	45	45

#### エ 提供体制と確保の考え方

公立保育園、私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所で量の見込みをすべて確保します。

### (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

#### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値と実績値(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
計画値	量の見込み(A)	739	753	791	804	823
	確保方策(B)	750	753	791	804	823
実績値	利用申込数(C)	775	783	852	909	-
	利用者数(D)	775	783	852	879	-
	差引(C-D)	0	0	0	30	-
利用率	104.9%	104.0%	107.7%	109.3%	-	

利用率:「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

#### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

放課後児童クラブの利用希望者は、年々増加しています。今後も増加していくことが想定され、利用希望に対応するため、受け入れ体制を整える必要があります。特に職員不足が深刻であり、今後も人材確保に努める必要があります。

また、保護者のニーズに合わせた運営方法を検討する必要があります。

#### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,080	1,091	1,102	1,113	1,124
小学1年生	299	302	305	308	312
小学2年生	267	270	272	275	277
小学3年生	260	262	265	268	270
小学4年生	146	145	147	147	149
小学5年生	79	81	82	83	84
小学6年生	29	31	31	32	32
② 確保方策	1,055	1,073	1,098	1,113	1,124
③ 過不足(②-①)	-25	-18	-4	0	0

#### エ 提供体制と確保の考え方

新規の放課後児童クラブの開設に努め、量の見込みの確保を図ります。

### (3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

#### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値と実績値(単位:人日/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み(A)	61	61	59	59	58
	確保方策(B)	委託3か所	委託3か所	委託3か所	委託3か所	委託3か所
実績値	利用申込数(C)	5	5	0	40	-
	利用者数(D)	5	5	0	40	-
	差引(C-D)	0	0	0	0	-
利用率		8.2%	8.2%	0.0%	33.9%	-

利用率:「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

#### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

この事業が必要となる方に利用をしていただけるように、周知していく必要があります。

子ども家庭センターを中心として、レスパイトを目的とした利用も可能であることから、真に支援が必要な家庭に対して、利用勧奨できるように努めていきます。

#### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	57	55	54	53	52
② 確保方策	57	55	54	53	52
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### エ 提供体制と確保の考え方

市外の児童福祉施設3か所に子育て短期支援事業を委託し、量の見込みをすべて確保します。

### (4) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

#### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中計画値と実績値(単位:人/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み(A)	12,455	12,286	11,904	11,705	11,485
	確保方策(B)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
実績値	利用申込数(C)	12,089	10,808	14,854	15,737	-
	利用回数(D)	12,089	10,808	14,854	15,737	-
	差引(C-D)	0	0	0	0	-
利用率		97.1%	87.9%	124.7%	134.4%	-

利用率:「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

#### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

利用者が手軽に情報にアクセスできるように、SNSを活用した情報発信を継続して行うとともに、保護者のニーズを把握しながら、利用しやすい環境づくりに努める必要があります。

また、子育て中の孤立を防ぐために、利用者同士の交流を促進する必要があります。

#### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	15,541	15,348	15,156	14,968	14,781
② 確保方策	15,541	15,348	15,156	14,968	14,781
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### エ 提供体制と確保の考え方

既存の子育て支援センター3か所で、地域子育て支援拠点事業を実施し、量の見込みをすべて確保します。

## (5) 一時預かり事業

### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値と実績値(単位:人日/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み(A)	11,369	11,318	11,077	11,159	11,014
	確保方策(B)	16,577	16,545	16,395	16,446	16,356
実績値	利用申込数(C)	9,300	10,090	8,996	11,653	-
	利用者数(D)	9,130	9,828	8,661	10,883	-
	差引(C-D)	170	262	335	770	-
利用率		80.3%	86.8%	78.2%	97.5%	-

利用率:「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

低年齢児の申込が多いと利用調整を行うことがあるため、受け入れ体制を整えるための具体的な方法について検討する必要があります。また、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の実施方法について具体的な検討を行い、「一時預かり」事業とすみわけしていく必要があります。

### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策

【幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)】(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	6,694	6,535	6,381	6,230	6,082
② 確保方策	6,694	6,535	6,381	6,230	6,082
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【保育園における一時預かり】(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	4,081	4,006	3,932	3,859	3,788
② 確保方策	4,680	4,680	4,680	4,680	4,680
③ 過不足(②-①)	599	674	748	821	892

### エ 提供体制と確保の考え方

幼稚園(預かり保育)及び保育園(一時預かり)において量の見込みをすべて確保します。

## (6) 病児・病後児保育事業

### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値と実績値(単位:人日/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み(A)	17	17	16	16	16
	確保方策(B)	委託1か所 定員3人/日	委託1か所 定員3人/日	委託1か所 定員3人/日	委託1か所 定員3人/日	委託1か所 定員3人/日
実績値	利用申込数(C)	2	15	3	35	-
	利用者数(D)	2	15	3	35	-
	差引(C-D)	0	0	0	0	-
利用率		11.8%	88.2%	18.7%	218.8%	-

利用率:「利用者数」を「量の見込み」で除した値。

### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

今後も必要な方が利用できるように周知活動に努める必要があります。

また、利用にあたって保護者が懸念している事項を把握し、病児・病後児保育が利用しやすい事業となるように検討する必要があります。

### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人日/年)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	16	15	15	15	15
② 確保方策	16	15	15	15	15
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### エ 提供体制と確保の考え方

市内の病児・病後児保育対応施設に病児・病後児保育事業を委託し、量の見込みをすべて確保します。

## (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値と実績値(単位:人日/年)

【就学児(小学生)】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
計画値	量の見込み(A)	335	329	322	318	312
	確保方策(B)	335	329	322	318	312
実績値	利用申込数(C)	552	954	427	285	-
	利用者数(D)	450	838	392	239	-
	差引(C-D)	102	116	35	46	-
利用率	134.3%	254.7%	121.7%	75.2%	-	

【就学前児童】

※利用率:「利用者数」を「量の見込み」で除した値

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
計画値	量の見込み(A)	1,525	1,497	1,469	1,447	1,420
	確保方策(B)	1,525	1,497	1,469	1,447	1,420
実績値	利用申込数(C)	1,089	1,533	743	613	-
	利用者数(D)	876	1,100	551	455	-
	差引(C-D)	213	433	192	158	-
利用率	57.4%	73.5%	37.5%	31.4%	-	

※利用率:「利用者数」を「量の見込み」で除した値

### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

利用者は減少していますが、引き続き援助会員の確保のため、ボランティアが集まる機会等を活用し、周知活動に努めます。

### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人日/年)

【就学児(小学生)】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	306	300	292	284	280
② 確保方策	306	300	292	284	280
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【就学前児童】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	789	775	769	745	733
② 確保方策	789	775	769	745	733
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### エ 提供体制と確保の考え方

援助会員の確保に努め、子育て援助活動支援事業を円滑に提供します。

## (8) 利用者支援事業

### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値と実績値(単位:か所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
計画値	量の見込み(A)	3	3	3	3	3
	基本型	2	2	2	2	2
	母子保健型	1	1	1	1	1
	確保方策(B)	3	3	3	3	3
	基本型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1	
実績値	実施施設(C)	4	4	4	4	-
	基本型	3	3	3	3	-
	母子保健型	1	1	1	1	-

### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

利用者が求める支援が提供できるように、引き続き、利用者に寄り添い、情報提供等に努めるとともに、多様な環境に置かれている相談者が気軽に相談できるように、職員のスキル向上を図ります。

### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	14	14	14	14	14
基本I型	3	3	3	3	3
基本III型(地域子育て相談機関)	10	10	10	10	10
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
② 確保方策	14	14	14	14	14
基本I型	3	3	3	3	3
基本III型(地域子育て相談機関)	10	10	10	10	10
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### エ 提供体制と確保の考え方

本計画から基本III型(地域子育て相談機関)を創設し、地域の身近な相談機関として位置づけ、従前の事業とともに利用者寄り添った支援を行います。

## (9) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値と実績値(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み (A)	529	520	511	502	491
	確保方策 (B)	赤ちゃん訪問員 27名 助産師2名 保健師12名	赤ちゃん訪問員 27名 助産師2名 保健師12名	赤ちゃん訪問員 27名 助産師2名 保健師12名	赤ちゃん訪問員 27名 助産師2名 保健師12名	赤ちゃん訪問員 27名 助産師2名 保健師12名
実績値	実施体制 (C)	赤ちゃん訪問員 21名 助産師2名 保健師11名	赤ちゃん訪問員 18名 助産師3名 保健師12名	赤ちゃん訪問員 18名 助産師3名 保健師12名	赤ちゃん訪問員 16名 助産師3名 保健師8名	-
	訪問件数 (D)	467	504	449	453	-

### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

今後も対象者すべての方に接触できるよう努める必要があります。また、安定して訪問事業を実施するため、新たな訪問員の育成を図ります。

### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	441	434	427	420	413
② 確保方策	441	434	427	420	413
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### エ 提供体制と確保の考え方

赤ちゃん訪問員、助産師、保健師で実施体制を整え、対象者の全数把握を行い、量の見込みをすべて確保します。

## (10) 養育支援訪問事業

### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中計画値と実績値(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み (A)	30	30	30	30	30
	確保方策 (B)	助産師2名 看護師1名 保健師12名	助産師2名 看護師1名 保健師12名	助産師2名 看護師1名 保健師12名	助産師2名 看護師1名 保健師12名	助産師2名 看護師1名 保健師12名
実績値	実施体制 (C)	助産師2名 看護師1名 保育士2名 保健師12名	助産師2名 看護師1名 保育士2名 保健師12名	助産師2名 看護師1名 保育士2名 保健師12名	助産師1名 看護師1名 保育士1名 保健師8名	-
	訪問件数 (D)	実37人 ・31世帯 延べ113人	実38人 ・23世帯 延べ75人	実28人 ・18世帯 延べ81人	実19人 ・12世帯 延べ73人	-

### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

すべての家庭で必要な支援を受けることができるように、引き続き、関係機関と連携しながら事業を進めていく必要があります。

### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	29	29	29	28	28
② 確保方策	29	29	29	28	28
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### エ 提供体制と確保の考え方

助産師、看護師、保健師及び保育士等で事業の実施体制を整え、量の見込みをすべて確保し、関係機関と連携し、必要な支援を提供します。

## (11) 妊婦健康診査

### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値と実績値(単位:人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み (A)	529	520	511	502	491
	確保方策 (B)	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託
実績値	実施体制 (C)	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	医療機関委託	-
	受診件数 (D)	487	501	467	452	-

### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

ほとんどの妊婦が健診を受診できています。初回産科受診費用を助成し、経済的な負担の軽減に努めています。医療機関と連携し、気になる妊婦がいた場合等の情報共有に努めます。

### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	450	443	435	428	421
② 確保方策	450	443	435	428	421
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

### エ 提供体制と確保の考え方

医療機関に委託し、量の見込みをすべて確保し、妊婦に対して、必要な支援を行います。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### ア 第2期計画期間中の実績

■第2期計画期間中の計画値と実績値

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	55	55	54	54	54
② 確保方策	55	55	54	54	54
③ 実績値	64	55	67	51	-
④ 過不足(②-①)	0	0	0	0	-

### イ 第2期計画期間中の課題と今後の方向性

必要な方が給付を受けられるように、周知を継続して行う必要があります。

### ウ 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	53	52	52	52	52
② 確保方策	55	55	54	54	54
③ 過不足(②-①)	2	3	2	2	2

### エ 提供体制と確保の考え方

必要な助成を実施していきます。

### (13) 子育て世帯訪問支援事業(第3期計画から掲載)

#### ア 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	260	260	260	260	260
② 確保方策	260	260	260	260	260
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### イ 提供体制と確保の考え方

実施体制を整え、量の見込みをすべて確保します。令和7年度からの新規事業であることから、実績に基づき適切に見直しを行います。

### (14) 児童育成支援拠点事業(第3期計画から掲載)

#### ア 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	19	21	22	24	26
② 確保方策	19	21	22	24	26
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### イ 提供体制と確保の考え方

実施体制を整え、量の見込みをすべて確保します。令和7年度からの新規事業であることから、実績に基づき適切に見直しを行います。

### (15) 親子関係形成支援事業(第3期計画から掲載)

#### ア 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	15	16	17	18	19
② 確保方策	-	-	17	18	19
③ 過不足(②-①)	-	-	0	0	0

#### イ 提供体制と確保の考え方

令和9年度から事業実施予定です。令和9年度までに実施体制を整え、量の見込みをすべて確保します。

### (16) 妊婦等包括相談支援事業(第3期計画から掲載)

#### ア 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
① 量の見込み	妊娠届出数	457	448	438	431	421
	1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	1,371	1,344	1,314	1,293	1,263
② 確保方策	1,371	1,344	1,314	1,293	1,263	
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

#### イ 提供体制と確保の考え方

実施体制を整え、量の見込みをすべて確保します。令和7年度からの新規事業であることから、実績に基づき適切に見直しを行います。

### (17) 産後ケア事業(第3期計画から掲載)

#### ア 本計画期間中の量の見込みと確保方策

■本計画期間中の量の見込みと確保方策(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	46	52	52	51	50
② 確保方策	46	52	52	51	50
③ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

#### イ 提供体制と確保の考え方

実施体制を整え、量の見込みをすべて確保します。令和7年度からの新規事業であることから、実績に基づき適切に見直しを行います。

## 7 教育・保育等の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

本市では、現在21の保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所があり、その中で認定こども園は2園となっています。

認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型があり、それぞれの特性を生かして、幼児期の教育・保育を提供するだけでなく、こどもの健やかな成長と発達を支援することが求められており、認定こども園の推進・普及はこどもの健やかな育ちを支える上で、重要な方向性であると考えています。

移行の推進にあたっては、幼稚園設置者・保育園設置者に対して、認定こども園に関する情報提供を適宜行いながら、移行を支援していきます。

### (2) 教育・保育等及び地域こども子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。この時期には、適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育等や子育て支援を安定的に提供することが必要です。

本市では、幼稚園教諭や保育士等の専門家の専門性を高めるために、合同研修会等を実施し、幼児期の教育・保育等における専門性向上の事業を積極的に進めています。

### (3) 教育・保育施設等関係団体との相互の連携・接続の推進方策

地域全体でこどもの健やかな成長を支えるため、教育・保育施設等をはじめとする関係機関や団体との連携を強化し、情報提供を通じた協力体制の構築を支援します。

特に乳幼児期の教育・保育が途切れることなく提供されるよう、乳児等通園支援事業が満3歳以上のこどもを対象としていないことから、認定こども園や幼稚園への満3歳児クラス活用の働きかけを行います。

また、教育・保育施設から小学校への接続を円滑化するため、小学校への情報提供を行いこども一人ひとりの継続的な学びと成長を支援していきます。

## 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、また、子ども・子育て支援事業計画においては「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

また、施設の確認、公示、指導監督等については、県と情報共有や連携し、円滑な施設等利用給付の実施に努めます。

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、市内の教育・保育施設等と連携し、公正かつ適切な方法により給付を行います。

## 9 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制の確保

乳児等通園支援事業は、0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象とする事業である一方、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所など）は、満3歳以降も含めた小学校就学前のこどもを対象としています。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入枠の確保に努めます。

また、満3歳以降の認定こども園・幼稚園等への円滑な移行を促進する必要があり、この移行に際し、情報提供や関係機関との連携を強化することで、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な接続を図ります。

# 第6章

## 計画の推進



## 1 計画の推進体制

### (1) こども・子育て支援関係者等との連携体制

こども・子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各課や関係機関等と連携し、横断的な施策に取り組みます。また、保育園等のこども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と意見交換を実施し、庁内・庁外の連携体制の強化を図ります。

### (2) こども・若者の意見を施策へ反映するための体制整備

こども基本法は、こどもの権利と福祉を守る法律であり、こども・若者が関わるあらゆる分野の施策の策定及び推進において、こども・若者の意見を反映することが求められています。本計画の推進にあっても、こども・若者の意見の聴取と施策への反映を進める必要があります。

各施策の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が取組の目的を深く理解し、共有しながら、各施策の特性に合わせた意見聴取と施策への反映を進めていくことが重要です。

計画期間を通じて、こども・若者の意見表明の機会の確保や施策への反映方法について、先行事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握、それに対する改善の取組を継続的に実施してまいります。

### (3) こども・若者のウェルビーイングの推進

安心してこどもを産み育てることができる環境に一層の磨きをかけ、誰一人取り残さない社会を目指すとともに、こども・子育て支援施策を所管する部署がこどもファースト社会の実現を目指します。

そのために、こども・若者の意見を尊重し、誰もが生きがいを持ち、こども・若者全員が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福かつ健康でウェルビーイングを実感できるまちづくりを推進してまいります。

## 2 成果指標(アウトカム指標<sup>6</sup>)の設定

本計画は、「みんなで育てよう こどもの笑顔 かがやくまち 蒲郡」の実現を目指しており、その実現のために各取組・事業の展開、必要な事業の量の見込みと確保方策等におけるこども・若者・子育て支援施策の今後の方向性を示しております。

実際の取組・事業によって、どの程度の成果があったのかを検証するという視点から、本計画全体の成果を表すものとして、次の成果指標(アウトカム指標)を設定します。

【現状値:令和5年度・目標値:令和10年度】

※19歳~20代の現状値は令和6年度の数値

#### 【保護者】

成果指標		令和5年度	令和10年度
子育てを「楽しいと感じることのほうが多い」 保護者の割合	就学前保護者	66.2%	75%以上
	小学生保護者	56.0%	70%以上
蒲郡市が子育てしやすいまちだと思ふ・「どちらかと思う」と思ふ保護者の割合	就学前保護者	75.9%	80%以上
	小学生保護者	72.0%	75%以上

#### 【こども・若者】

成果指標		令和5年度	令和10年度
「大人になっても蒲郡市で暮らしたい (これから蒲郡市に住み続けたい)」 と思ふこども・若者の割合	小学生	65.4%	70%以上
	中学生	45.8%	50%以上
	高校生	38.2%	40%以上
	19歳~20代	74.4%※	80%以上
「蒲郡市へ意見を伝える機会に参加 したい」と思ふこども・若者の割合	小学生	19.1%	30%以上
	中学生	14.7%	20%以上
	高校生	11.7%	20%以上
	19歳~20代	未把握	20%以上
「幸せを感じている」 こども・若者の割合	小学生	86.2%	95%以上
	中学生	未把握	95%以上
	高校生	未把握	95%以上
	19歳~20代	未把握	95%以上

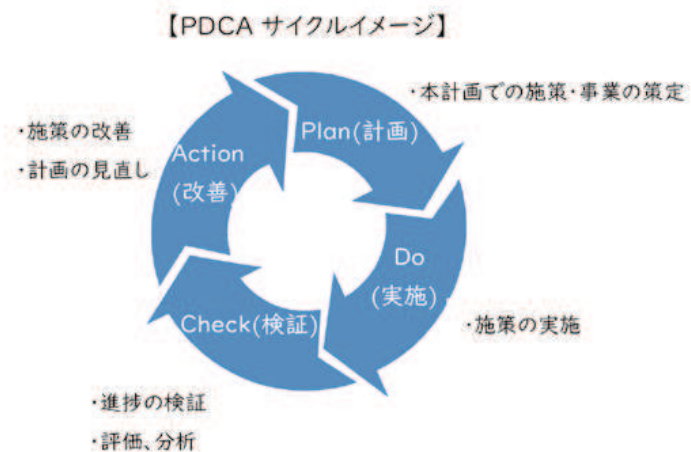
<sup>6</sup> アウトカム指標:事業を実施したことによる住民や社会への影響度(成果)を示す指標。

### 3 計画の点検及び評価

本計画に定めた施策・事業が効果的に実施されるように、定期的に施策・事業の点検及び評価を実施し、必要に応じて施策・事業を見直すことが重要です。

「蒲郡市子ども・子育て会議」において、本計画に定めた施策・事業を毎年度、評価に基づいて、次年度における取組を改善するという「Plan(計画)」、「Do(実行)」、「Check(評価)」、「Action(改善)」の4つの段階を連動させたPDCAサイクルに基づく進捗管理を実施し、施策の継続的な見直し・改善による柔軟な運用を図り、今後の方向性を検討します。

また、評価結果を市民へ公表し、行政運営の透明性の向上を図ります。



## 資料編

- 1 策定経過
- 2 蒲郡市子ども・子育て会議委員名簿
- 3 蒲郡市子ども・子育て会議設置要綱

その他の資料については、  
こちらからご覧いただけます。



## 1 策定経過

年月日	内容
令和5年 12月8日～ 12月29日	蒲郡市子ども総合計画の策定のためのアンケート調査の実施 (就学児童保護者及び小学生保護者対象)
令和6年 2月15日	令和5年度第3回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・蒲郡市子ども総合計画の策定のためのアンケート調査結果の報告
5月21日	令和6年度第1回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・子ども・子育て支援事業計画の令和5年度進捗状況の点検・評価 ・次世代育成支援行動計画の進捗報告 ・蒲郡市子ども総合計画について(概要)
6月25日	令和6年度第2回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・子ども・子育て支援事業計画の令和5年度進捗状況の点検・評価 ・蒲郡市子ども総合計画について(子ども・若者アンケート調査票内容確認)
7月1日	蒲郡若者議会ヒアリング調査の実施
9月30日	令和6年度第3回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・子ども・子育て支援事業計画の令和5年度進捗状況の点検・評価 ・蒲郡市子ども総合計画骨子案の確認
9月2日～ 9月30日	蒲郡市子ども・子育て支援事業計画の策定のためのヒアリング調査の実施 (市内で活動する子どもや保護者に関わる施設・機関・団体対象)
9月2日～ 11月29日	蒲郡市子ども総合計画の策定のためのアンケート調査の実施 (市内の学校に通う小学5年生、中学2年生、高校2年生)
10月31日	令和5年度進捗状況の点検・評価について市ホームページで結果を公表
12月12日	令和6年度第4回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・蒲郡市子ども総合計画素案の確認
令和7年 1月8日～ 2月6日	パブリックコメントの実施
3月3日	令和6年度第5回蒲郡市子ども・子育て会議の開催 ・パブリックコメント結果報告

## 2 蒲郡市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

番号	所属		氏名
1	蒲郡市教育委員会委員	委員	渡辺 充江 (~R6年9月) 稲葉 千穂子 (R6年10月~)
2	愛知教育大学	教授	鈴木 裕子
3	蒲郡市保育園父母の会連絡協議会	代表	柳田 亜依
4	蒲郡あさひ幼稚園父母の会	代表	伊藤 和恵
5	蒲郡市小中学校 PTA 連絡協議会	代表	加藤 あゆみ
6	蒲郡あさひ幼稚園	理事長	牧原 泰吾
7	蒲郡市立南部保育園	園長	野村 宏美
8	宝光福社会みどり保育園	園長	河合 美鈴
9	がまごおり児童館	館長	榎本 友美
10	がまごおり・こども発達相談室ふれあい	統括管理者	山本 由美子
11	蒲郡市社会福祉協議会	事務局長	鳥山 眞浩
12	蒲郡市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	尾崎 由佳
13	蒲郡商工会議所	専務理事	山下 英孝 (~R6年8月) 長瀬 克夫 (R6年9月~)
14	蒲郡市こども家庭センター	センター長	坂口 知子
15	(教)学校教育課	課長	宇野 晶由
16	(教)教育政策課	課長	三浦 次七郎
17	健康推進課	課長	浅井 直幸
18	福祉課	課長	小野山 泰正

## 3 蒲郡市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市が行う子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育てに関わる者から広く意見を聴取するため、蒲郡市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 蒲郡市子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (4) 蒲郡市次世代育成支援行動計画に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する事。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の定数は18名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に会長及び副会長を各1人置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども健康部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

2 蒲郡市次世代育成支援推進協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

